資料1

CDM/JI事業に関するアンケート調査

結果報告書

平成 14 年 3 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目	次
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

	アン	<b>'ケート</b> 調査結果の概略A-1
1.	アン	<b>'ケート</b> 調査結果の単純集計結果 A-2
2.	アン	ッケート調査結果のクロス集計結果 A-21
	2.1 貧	そ種分類毎にみた整理 A-21
	(1)	業種分類別にみた CDM/JI 事業に対する認知度は? A-22
	(2)	業種分類別にみた CDM/JI 事業に対する関心度は? A-23
	(3)	業種分類別にみた CDM/JI 事業として関心のある事業内容は? A-24
	(4)	業種分類別にみた CDM/JI 事業に対する参画意思の度合いは?A-27
	2.2 CI	M/JI 事業に対する参画意思の程度からみた整理A-28
		民間企業の CDM/JI 事業に対するインセンティブとは?
	( )	CDM/JI 事業に対して関心が低い、またはない理由とは?A-31
	(3)	CDM/JI 事業の参画に向けて必要と考える情報とは? A-33
	(4)	民間企業の積極的な参画のための条件の整備とは? A-35
	(5)	CDM/JI について国に対して期待する施策とは? A-37

1 ) 調査設計 サンプル数:288

抽出方法:

証券取引所の定める業種分類のうち、CDM/JI に関連すると考えられる業種の主要企業(売上高、資本 金等を勘案)や、CDM/JIに関して既に FS 調査等の取り組み例を有する民間企業等に着目して抽出を行 った。

調査方法: 郵送調査方法

調査期間: 平成 14年 3月 15日~3月 28日

2)回収結果 回収分析数(率) 146票(50.7%)

1. アンケート調査結果の単純集計結果

【問1】

御社は、CDM/JI事業に関して既にご存知でしたか?次の中から1つ選んで回答欄に記入してください。

回答率 100%(回答企業数 146)

- 1. 詳しく知っているほか、会社組織としても締約国会議(COP)等に参加したことがある。
- 2. 詳しく知っている。
- 3. 内容を少し知っている。
- 4. 知っているが、内容は詳しく知らない。
- 5. 聞いたことがある。
- 6. 知らない。



CDM/JI事業に対する認知度については、以下のとおりである。

選択肢1の「詳しく知っているほか、会社組織としても締約国会議(COP)等に参加したことがある」及 び選択肢2の「詳しく知っている」の両方を加えた割合は、全体の約30%を占めた。一方、選択肢3の「内 容を少し知っている」、選択肢4の「知っているが、内容は詳しく知らない」及び選択肢5の「聞いたことが ある」といった程度の認知度の割合は、全体の約62%を占めた。

【問2】

CDM/JI 事業について、御社では関心がありますか? 次の中から1つ選んでください(【問1】で「3.」~ 「6.」を選ばれた方は、添付の「クリーン開発メカニズムに関する説明」と「共同実施に関する説明」をお 読みいただいた上でお答えください)。

回答率 100%(回答企業数 146)

- 1. 非常に関心がある。
- 2. 関心はある。
- 3. 現在のところ関心は低いが、将来関心を持つに至る可能性はある。
- 4. 現在のところ関心はない。
- 5. 現在も関心はなく、将来持つこともないと考えられる。



CDM/JI事業に対する関心の度合いについては、以下のとおりである。

選択肢1の「非常に関心がある」及び選択肢2の「関心はある」の両方を加えた割合については、全体の約50%以上を占めた。また、選択肢3の「現在のところ関心は低いが、将来関心を持つに至る可能性はある」の回答の割合は、全体の約27%を占めた。

【問3】(【問2】で「1.」、「2.」、「3.」を選ばれた方のみお答えください)

CDM/JI 事業について、どのような点について関心をお持ちか、または関心を持つ可能性があるとお考えで すか? 次の中から該当するものはすべて選んでください。

# 回答率 79.5%(回答企業数 116)



<「5.その他」に関するご意見>

第一ステップの進捗状況を踏まえた 2005~2007 年の第二ステップにおける国内制度の整備状況を注視したいと考えている。
自主的取組を補完する対策として関心がある。
CO2排出量削減対策の一つとして利用出来そうだから。
国際的な公的機関による CO2排出削減割り当てが将来的に設けられる可能性があるため。
環境と経済の両立に資する。
温暖化防止に向けた自主行動計画達成のための国内対策を補完する手法のひとつとして、又、技術協力を通じた開発途上国などの持続的発展への貢献策として、CDM/JIを取り巻く情勢に関心を有している。
会員企業が関係している「植林事業」に関連して関心がある。
CDM/JI は費用効果的な CO2削減対策であり、自主行動計画達成のための利用について、今後検討していきたい。

【問4】(【問3】で「1.」を選ばれた方のみお答えください)

自社が展開している、又は新規に開拓する海外事業の1つとして関心があるとお答えの方について、具体 的にどのような点で関心をお持ちですか? 次の中から該当するものはすべて選んでください。

回答率 34.2% (回答企業数 50)



<「5.その他」に関するご意見> ・温室効果ガスの吸収、固定を行う植林を利用することが第一義であるが、紙パ産業のコジェネの可能 性もある。

・CDMに関わる保険ビジネスの開発。

・自社が海外事業展開を行っていく上で、プロジェクト資金面での一助となることを考慮。

【問5】*(【問2】で「*3.」~「5.」*を選ばれた方のみお答えください)* 関心が低い、または関心がない理由を教えてください。次の中から該当するものはすべて選んでください。

回答率 41.8% (回答企業数 61)



#### <「10.その他」に関するご意見>

- ・現状では、詳細が良く解らない。当社に出来る部分がどの程度あるのか疑問。
- ・会社の事業規模、内容から難しい。親会社との共同ワークはある。
- ・CDM/JI事業が当社の事業領域と異なるため。
- ・当社の地球温暖化防止についての意識が CDM/JI を議論するレベルに至っていない。
- ・深く検討したことがない。
- ・CO2という漠然としたものに対する取引についてあまりピンとこない。
- ・我社の日本国内での発展は可能性極めて少ない。発展途上国への進展となろう。
- ・国の具体的取組みが見えず、一企業として時期尚早。
- ・CO2排出量については、1990年比10%以上の削減を達成済みである。

・技術開発は CDM/JI に関わるか否かに関わらず、環境負荷低減を目的としている。CDM/JI は、実施 者及び途上国の人々が以下を明確に感じることが重要と考えている。 目に見える環境改善効果があ ること。 地域の雇用、生活改善につながる施策であること。 実施者が継続的に取り組める運用ル ール(インセンティブ)があること。

・排出枠割当に関するルールが決まっていないので具体的な検討ができない。また、当社はすでに相当 程度の省エネに取り組んでおり生産額当りのCO2排出原単位及びCO2排出総量とも議定書の基準年 (1990年)実績値を下回っているため、CDM/JIの活用可能性は低いと考えられる。

【問6】

将来の CDM/JI 事業として、以下のような事業が想定されます。御社がプロジェクト実施者の立場にたったとき、どのような事業に関心をお持ちですか? 次の中から該当するものはすべて選んでください。

(1) 燃料消費量の削減

回答率 78.8%(回答企業数 115)



<「4.その他」に関するご意見>

- ・もし海外においてパルプ工場を建設する機会があれば。
- ・バイオ発電
- ・排エネルギー(熱以外の圧力なども)回収、天然ガスパイプライン漏洩など。

#### (2) 電力消費量の削減

回答率 77.4%(回答企業数 113)



<「7.その他」に関するご意見>

・UVカット

・もし海外においてパルプ工場を建設する機会があれば。

(3) 燃料の脱炭素・低炭素化

#### 回答率 71.2 ( 回答企業数 104 )



< 「9.再生可能エネルギーの利用」に関する具体的内容> ・パルプ工場のエネルギー源としてバイオマスを利用 ・弊社でも太陽光発電を研究しており、社内の展開を進めたい。 ・太陽光発電及び太陽光発電を組み合わせたハイブリッド型発電 ・水力発電、風力発電、太陽光発電、バイオマス ・太陽光発電

- ・風力発電、太陽光発電、バイオマス
- ・地熱発電、バイオマス発電

<「10.その他」に関するご意見> ・コージェネレーションの導入

・GTL 事業など。

#### (4)温室効果ガスの吸収・固定



### <「13.その他」に関するご意見>

- ・発電所から出るCO2の油層への圧入。
- ・CO2固定化技術の開発・展開。
- A-8

(5)上記以外

回答率 73.3%(回答企業数 107)



# < 「18.その他」に関するご意見 >

- ・保険会社の立場から CDM に関わる企業のリスク削減を図りたい。
- ・いろいろな環境対策が相乗的にかかわってくる。

・わからない。

・電力量及び CO2排出量削減を目ざした社会への貢献。

・ 自社の工場、事業場に 1~16 の施策を導入することはあり得るが CDM/JI を目的とはしな いし、なり得ないのでは。 14 は本業として CDM/JI に関係なく実施している。ユーザーの 削減する CO2 を企業のものとしてカウントするのは現実味もなく、正義とも思わない。

・N2O の分解技術。

【問7】

御社は、今後 CDM/JI 事業に関して、どの程度の参画を考えていらっしゃいますか?次の中から該当する ものを1 つ選んでください。

- 1. 積極的に参画する(既に参画している)。
- 2. 参画する方向で検討を進めている。
- 3. 参画の是非を含めて検討中である。
- 4. 参画しない方針である。
- 5. 現時点ではわからない。

回答率 100%(回答企業数 146)



CDM/JI 事業に対する参画の程度については、以下のとおりである。

選択肢5の「現時点では分からない」の回答がすべての選択肢の中で最も多く、全体の50%近い割合を占めた。

また、選択肢1の「積極的に参画する」及び2の「参画する方向で検討を進めている」の両方を加えた割 合については、全体の約23%を占めた。その他、選択肢3の「参画の是非を含めて検討中である」の回答の 割合は、全体の約27%を占めた。

【問8】(【問7】で「1.」~「3.」を選ばれた方のみお答えください)

今後CDM/JI 事業を実施するに際して、具体的にどの国、地域での実施に関心がありますか? 次の中から 該当するものをすべて選んでください。また、具体的な国等を挙げることが可能なときは、国名等も挙げて ください。

# 回答率 59.6%(回答企業数 87)



【問9】(【問7】で「1.」~「3.」を選ばれた方のみお答えください)

CDM/JI 事業への参画を進める上で、現在必要(入手したい)とお考えの情報に関して、次の中から該当す るものすべてについて、最も必要と考えられるものから順番に選んでください。また、具体例を挙げること が可能なときは、具体例も挙げてください。

- 1. 気候変動枠組条約締約国会議(COP)等、国際交渉に関する情報(回答数33)
- 2. CDM/JIの対象となりうる事業の種類、または内容等に関する情報(66)
- 3. CDM/JI 事業を受入れるホスト国(開発途上国など)における投資リスク、受入れ制度等に関する情報(65)
- 4. CDM/JI 事業の計画立案から認証までの事務的手続きや申請コスト等に関する情報(60)
- 5. CDM/JI 事業のベースライン・モニタリングの設定方法等、技術的事項に関する情報(57)
- 6. CDM/JI 事業への先進諸国の取組状況、制度に関する情報(36)
- 7. CDM/JI 事業の先行事例に関する情報(63)
- 8. 国の CDM/JI 事業の実施方針に関する情報 (51)
- 9. 民間が実施する CDM/JI 事業に対する公的な支援措置などに関する情報(60)
- 10. 自社が所属する業界及び同業他社の動向に関する情報(40)
- 11. 他の業界の動向に関する情報(27)
- 12. クレジットを売買する排出権取引市場(国内外)に関する情報(50)
- 13. 炭素クレジットの将来の価値、取り扱い等に関する情報(47)
- 14. 企業に対する公的な CO2 排出削減策の議論の状況等に関する情報(47)
- 15. CDM/JI 事業における補償・保険等に関する情報(39)
- 16. その他(その他のご意見について回答欄の枠内にお書きください。)(1)

回答率 56.2%(回答企業数 82)



<「16.その他」に関するご意見>

・順序はつけられません。

・問9の各項目に関する現情報又は入手先が知りたい。(例)CDM/JIの対象となる事業の種類、内容等。

<「最も必要と考えられるものの具体例」に関するご意見>

(なし)

【問 10】(【問7】で「3.」~「5.」を選ばれた方のみお答えください)

どのような条件が整備されれば、御社はCDM/JI事業への参画を前向きに検討しますか? 次の中から該当 するものすべてについて、最も必要と考えられるものから順番に選んでください。また、具体的に必要とす る条件等の内容を挙げることが可能なときは、具体例も挙げてください。

- 1. CDM/JI 事業に関する情報が提供される。(回答数44)
- 2. CDM/JI 事業の認証などに関する国際的に正式なガイドライン等が整備される。(53)
- 3. CDM/JI 事業や発生したクレジットに関する日本国内の承認・登録手続制度等が整備される。(52)
- 4. 業界の取組方針等が公表される。(42)
- 5. CDM/JI 事業に関する補償や保険制度が整備される。(40)
- 6. CDM/JI 事業に関する公的な支援体制が確立される。(48)
- 7. 企業に対する公的な CO2 排出削減策が具体的に設けられたとき、必要に応じて参画を検討する。(62)
- 8. 当面は参画しない。(21)
- 9. その他(その他のご意見について回答欄の枠内にお書きください。)(3)



<「9.その他」に関するご意見>

- ・CDM/JI事業への参画により当社が確実にメリットを得る。
- ・順序はつけられません。
- ・もともと海外で展開している環境保全取り組みについて、相手国が契約上望んで来た場合、法 規制等で必ず関わらねばならない場合など。
- ・検討していないので回答できない。

<「必要とする条件等の具体例」に関するご意見>

・会社としてまだ検討したことがない。

【問 11】

御社が、CDM/JI 事業を実施すると仮定した場合、国に対して期待する施策等として特に必要とお考えのものは何ですか? 次の中から該当するもの5つを最も必要と考えられるものから順番に選んでください(必要ないとお考えの場合には、「14.」を選択して下さい)。また、その選んだ内容に関して具体的な施策の内容等を挙げることが可能なときは、その具体例も挙げてください。

- 1. CDM/JI 事業の制度等に関するさまざまな情報を収集し、発信する。(回答数 61)
- 2. CDM/JI 事業の有望案件を発掘し、民間企業等に提供する。(46)
- 3. ベースラインやモニタリング等に関する CDM/JI 事業の技術的ガイドラインを作成する。(61)
- 4. CDM/JI 事業の計画書作成から認証までの事務的手続きのガイドラインを作成する。(63)
- 5. ホスト国政府での円滑な事業を行うため、協定締結等のホスト国政府との交渉をサポートする。(85)
- 6. ホスト国の CDM/JI 事業実施主体に対する人材支援、技術的支援等の能力育成を行う。(24)
- 7. CDM/JI 事業によって発生したクレジットに関する日本国内の登録制度を整備する。(55)
- 8. 民間企業の出資のもとに事業を実施できるような基金(炭素基金)などの受皿づくり。(23)
- 9. 炭素クレジットの公的な買上制度を設立する。(31)
- 10. 事業リスクへの補償や保険などの事業に対する何らかの補償・保険制度を整備する。(47)
- 11. 運営組織が行う認証費用等を廉価にする。(16)
- 12. 民間企業が炭素クレジットを売買することが可能な国内排出権取引制度を構築する。(40)
- 13. CDM/JI 事業を実施する企業の公表・認証制度を設けるなど、企業イメージの向上をはかるための施策を 実施する。(17)
- 14. 特にサポートはせず、市場にまかせる。(10)
- 15. その他(その他のご意見について回答欄の枠内にお書きください。)(6)



#### <「15.その他」に関するご意見>

- ・地球温暖化対策 ODA の創設。
- ・民間企業が CDM/JI 事業に参画するメリットを明確化し、それを確実に担保する制度を構築する。
- ・順序はつけられません。
- ・わからない。
- ・国内制度の整備。
- ・ホスト国政府との枠組み交渉と覚書きの締結など。
- ・日本とホスト国政府間の CDM/JI 事業に関する包括合意を締結し、双方での技術要件を満たしてい るプロジェクトについては、CDM/JI 事業としてのホスト国承認、気候変動枠組み条約のもとでの 登録、クレジットの移転、日本国内での登録がスムーズに行われるような、メカニズムの構築に尽 力すべき。
- ・具体的な検討を行っていないので回答できない。

<「具体的な施策の内容」に関するご意見>

- ・政府間(国家間)の約束であるから、国が資金的に大幅にバックアップすると共に、政府主体の活動とし、実施を民間団体(業界団体)に委託する。
- ・排出枠のコミット主体は国である。従って、国内の責任分担を何らかの形で行わない限り、あるい は企業が参加するインセンティブがない限り大規模な PJ は行えない。

【問 12】

民間企業が実施する CDM/JI 事業の国による事業承認・クレジットの登録制度に関してご要望がありましたらご自由に記入願います。

自由記述
<ul> <li>・公正なルールを明確にしてほしい。</li> <li>・利用し易い制度の確立と透明性が確保されることが大切と思料します。</li> <li>・事業/クレジットが日本の基準を満たすことで、国際的にも自動的に承認されるような仕組みとガイドラインをつくっていただきたい。</li> </ul>
<ul> <li>・発生したクレジットについては、企業にメリットが出る金額で確実に国が買取る。</li> <li>・アジアへの工場進出にあたり、過去から省エネ設備の導入を進めてきた。できるだけ過去の実績についてもカウントできる様な制度化を望む。</li> <li>・申請/認定の簡素化。</li> </ul>
<ul> <li>・手続の簡素化。</li> <li>(安全な)遺伝子操作により獲得した成長のはやい、塩害耐性等の特徴を持つ樹木の植林について、 ガイドラインのようなものが必要と思われる。 植林面積と獲得フレジット量の関係を決定する方法を 早急に確立して欲しい。</li> <li>・可能な限り、簡易な手続きを希望する。</li> </ul>
<ul> <li>・制度の早期確立。制度の簡素化。</li> <li>・京都メカニズムは CO2排出削減対策としてコスト効果が高いと期待されていることから、国内対策の補完的措置として重要であると認識している。CDM は、2000年以降有効であると京都議定書で定められていることから、民間企業が京都メカニズムを活用するうえで、民間企業による取組を阻害せず促進する制度や暫定ガイドライン等を早急に策定すべきであると考える。</li> <li>・国のスタンスを早くはっきりさせる。既にこのアンケートは実施主体が民間の一企業であることを前提</li> </ul>
<ul> <li>に作られているが…。</li> <li>・欧米諸国に比べ、日本は CDM/JIへの取り組みが非常に遅れている。早急な挽回の為、行政サイドの行動を迅速化し、CDM/JI に関するガイドライン、ルール策定などサポート体制を確立して欲しい。</li> <li>・国による CDM 事業の国内制度(事業承認・クレジット登録制度)の早急な整備を希望致します。</li> <li>・CDM/JI 事業でメリットを得るのは、自己排出量の少ない、商社やエンジニアリング会社となり、自社の事業継続のためにクレジットを得ようとする製造業やエネルギー産業はコスト負担が増加するのみという事のない制度をお願いしたい。</li> <li>・出来る丈、簡略単純化したしくみにして下さい。</li> </ul>
<ul> <li>・簡素であること。たとえば、ISO14001取得企業に対する、より簡素化など。</li> <li>・従前のAIJ事業の反省を踏まえ、国として、プロジェクトのホスト国による事業承認がスムーズに得られるための条件整備を行うと共に、事業承認のクライテリア、国内でのクレジットの登録について、明確なプロセス、クレジットの所有権の確立並びに所有権の迅速・確実な移転などに関する制度的バックアップを構築すべき。</li> </ul>
<ul> <li>・CO2削減目標に係わる個別企業の投資等の行動は、経営上非公開とすべき重要な情報である場合が想定され、国内登録制度の設計にあたっては、必要な企業情報保護について十分配慮されたものとされたい。</li> <li>・海外投資に対し、CDM事業を折り込む事例を作り、企業とホスト国の指導をお願いしたい。</li> <li>・プロジェクト参加者に評価、登録、実施、検証、認証に係る費用負担がかからないシステムを構築してほしい。</li> </ul>
<ul> <li>・市場メカニズムの活用を第一とし、民間の活力を最大限生かし国による介入は極力避ける。そのための プラットフォーム作りと、事業支援に尽力してほしい。</li> </ul>

【問 13】

最後に、CDM/JI について、その他のご意見、ご要望等がありましたら、何でも結構ですのでご自由に記入願います。

自由記述
・情報不足で、解らない部分が多く、当社として対応出来るのかが、よく解らない。具体的にどの様な事 業があるのか、事例等を示して欲しい。
・NEDO、JETROの海外支援事業の中にCDM/JIを積極的に取入れて欲しい。
・生産活動を行っている以上エネルギー消費は不可欠であり、しかも常に生産状況によって変動している。
その変動を前提とした上でルールを策定しておかないと運用がうまくいかない。故に、指標、ベースラ
イン、モニタリング及びその時の是正等について十分な検討が必要だと思います。
・企業に削減の義務が生じない限りにおいては、CDM/JI が「経済上企業に利益を生み出すもの」という
仕組にすべきと考えます。
・早く、システムが本格始動出来る様にして貰い度い。
・(1)途上国においては資金不足から、比較的費用対効果の良好な案件でも実現しないケースが予想され
る。現行の NEDO ・海外省エネモデル事業のような公的資金助成の枠組が必要。(2)今後、費用対効果の
良い案件の抽出や、相手国の関係で、オランダ政府のような入札方法でのプロジェクト募集の枠組の検
討。
・製紙業界は 90 年頃から海外植林をすすめてきており、これまでの成果がシンクとして認められないのは
問題。90年対比で、削減計画を立てるのにこれまでの貢献をカラットできない。シンクとして認めるの
であれば90年までさかのぼるべき。
・CDM/JI を推進するためには京都メカニズムを自由に制限なく活用できる国際排出権取引とリンクする
国内制度の構築が必要と考える。
・ほとんどの資料に言えるが説明が専門すぎる。誰でもわかる具体例、図解を入れたわかりやすい解説書
を出してほしい。なんとなくわかるが、具体的にどうかがわからない。
・CDM/JI事業の案件発掘と民間企業への提供をお願いしたい。国の登録制度の運開前に、各企業の担当
者レベルへの教育をお願いしたい。
・CDM/JIの目的である地球温暖化防止のためには、発電過程でCO2を排出しない原子力発電は重要。
CDM/JI においても現在は「控える」ことになっているが、温暖化防止のためには原子力発電の活用は
不可欠。CDM/JIにおける原子力の活用に向けて、環境省として努力されたい。
・日本国内で GHG を排出しなくても海外に出て排出するから、免責というのでは地球環境の悪化防止と
はならない。日本国籍の海外企業はどのように対応すべきか考える必要がある。
・京都メカニズムは、CO2排出削減対策としてコスト効果が高いと期待されていることから、国内対策の
補完的措置として重要であると認識している。そのため、早期に参加企業に対する支援体制を明確にし、
民間企業が京都メカニズムに容易に参加し活用できるような基盤整備を進めることが重要と考える。
・CDM/JI事業が独立で成立するとは思えず、普通の事業活動に付帯的なものである、との認識が第1歩
ではないか?例えば例題としての「製鉄所の改修事業」では、クレジットは1,700万円/年である。15年
で考えてもたかだか2億6千万円の投資しか出来ない。又、15年間の途上国でのリスクも高い。
・民間企業が CDM/JI を行う際には、ホスト国との交渉などクリアすべき課題が多くあるので、国の全面
的な支援が必要であると考えます。
・地球温暖化防止には官民が一丸となって取組む必要があると考える。そのため、当社としても工業会、
経団連と連携をとり京都メカニズムを最大限活用するための研究を早急に行う。
・CDM 事業では、相手国側はまずは、国家間交渉と考えているところが多い。早い段階から具体的な活
動が出来る要に大枠の交渉をお願いしたい。
・CDM/JI に関する状況(今後の動き)が全く見えない。方向性(各国の取組方針等)だけでも、まず情

自由記述
報を入手したい。 ・制度が充分に軌道にのるまでの制度の説明教育および負荷のかからない、適用制度の確立。 ・国対相手国の関係を明確にして下さい。 ・政府の2国間交渉。
<ul> <li>・CDM/JI事業の実施に際しては、我国及びホスト国側の実施主体が擁するマンパワー、意思決定のための時間的制約などの観点からも、シンプルな事務手続き、技術審査プロセスが不可欠であり、我国としてCDM/JI事業を推進すべきと考えるのであれば、これらについて、国際交渉の上で十分に意見反映を図ると共に、ホスト国とも調整・交渉を行うべき。JIのファーストトラックの有効な活用も検討すべき。</li> <li>・地球温暖化対策推進大綱の「民間事業者等による京都メカニズムの活用の支援等」において、政府の支援が明記されたことは、非常に評価できる。その支援を確実に実施しうる仕組みを構築するとともに、その仕組み構築にあたっては、民間企業のすべてが容易にかつ柔軟な支援を受けられる制度となること</li> </ul>
を希望する。 <ul> <li>温暖化問題への対応のうち、特に先行的な取組が必要となる CDM/JI については、産業、民生、運輸部 門など温室効果ガスの排出削減を進める各主体の責務を明確にした上で、総合的に最もコスト効果的な 取組が可能となるような実施運営に関する制度化(及び国の主体的関与)を図っていただきたいと考え ております。  </li> <li>わかりやすい情報を発信してほしい。 </li> <li>国際的な取組みが日本市場でそのまま生かせるよう整合性を持たせた制度設計が必要と思われる。 </li> </ul>
・国际的な取組のから本市場でそのよよ主がでるよう翌日住を行たせた制度設計が必要と思われる。 ・CO2排出権の売買により、CO2削減のメリットが現れれば民間ベースでプロジェクトが実行され始める が、当初は、そのプロジェクト実行のリスク評価により国の資金援助が必要と考える。

### 2.1 業種分類毎にみた整理

民間企業の CDM/JI に対する取り組みについては、企業活動が二酸化炭素の排出に直接関係するかによっ て大きく異なると思われる。このことから、調査対象とした各企業について、以下に示すように6つのグル ープに分類し、それぞれのグループ毎で得られた回答にどのような傾向がみられるかを把握した。(表 2.1-1) 業種分類毎にみた整理について、クロス集計の対象とした問いは、問1、2、6、及び7の4問とした。

分類名	特徵	該当する業種	標本数 (割合)
分類	主としてエネルギ −多消費型産業	6-パルプ・紙、7-化学、9-石油・石炭製品、 11-ガラス・土石製品、12-鉄鋼	28 (19.2%)
分類	機械産業等	13-非鉄金属、14-金属製品、15-機械、16-電気機器、 17-輸送用機器、18-精密機器	41 (28.1%)
分類	食品・繊維業等	1-水産・農林業、2-鉱業、3-建設業、4-食料品、 5-繊維製品、19-その他製品	31 (21.2%)
分類	運輸産業等	27-陸運業、28-海運業、29-空運業、30-倉庫・運輸関連業	14 (9.6%)
分類	主としてサービス 関連業等	20-卸売業、21-小売業、24-証券・商品先物取引業、 25-保険業、31-通信業、33-サービス業	15 (10.3%)
分類	電気・ガス業	32-電気・ガス業	17 (11.6%)

表 2.1-1 業種分類によるグループ化

注)表中の「該当する業種」欄に記載している番号は、本アンケート調査における「終わりに」の主要業種番号である。

【問1】

御社は、CDM/JI 事業に関して既にご存知でしたか? 次の中から1つ選んで回答欄に記入してください。

CDM/JIに対する認知度については、以下のとおりである。

選択肢1の「詳しく知っているほか、会社組織としても締約国会議(COP)等に参加したことがある」及 び選択肢2の「詳しく知っている」の両方を加えた割合については、分類の『電気・ガス業』が最も高く、 全体の約70%を占めた。また、分類の『主としてエネルギー多消費型産業』、の『主としてサービス関 連業等』においてもこれら選択肢を回答した企業が全体の40%を超えた。

一方、分類 、 、 では、選択肢1又は2の割合は低く、「少し知っている」、「内容は詳しく知らない」 といった程度の認知度の割合が高い。なお、分類 を除くすべてのグループで、「知らない」と答えた企業が あった。(表2.1-2、図 2.1-1)

								半位,70
	標本数	回答率	1.詳しく知って いるほか、COP 等にも参加	2.詳しく知って いる	3.内容を少し 知っている	4.知っている が、内容は詳 しく知らない	5.聞いたことが ある	6.知らない
分類	28	100.0	3.6	39.3	25.0	21.4	3.6	7.1
分類	41	100.0	4.9	17.1	43.9	22.0	2.4	9.8
分類	31	100.0	0.0	9.7	45.2	29.0	16.1	0.0
分類	14	100.0	0.0	14.3	35.7	28.6	14.3	7.1
分類	15	100.0	20.0	26.7	26.7	13.3	6.7	6.7
分類	17	100.0	47.1	23.5	11.8	5.9	5.9	5.9

表 2.1-2 業種分類別にみた CDM/JI 事業に対する認知度

畄位・06



図 2.1-1 業種分類別にみた CDM/JI 事業に対する認知度

(2) 業種分類別にみた CDM/JI事業に対する関心度は?(問2に関するクロス集計)

【問2】

CDM/JI 事業について、御社では関心がありますか? 次の中から1つ選んでください(【問1】で「3.」~ 「6.」を選ばれた方は、添付の「クリーン開発メカニズムに関する説明」と「共同実施に関する説明」をお 読みいただいた上でお答えください)。

CDM/JIに対する関心の度合いについては、以下のとおりである。

選択肢1の「非常に関心がある」及び選択肢2の「関心はある」の両方を加えた割合については、分類の『電気・ガス業』が最も高く、全体の80%以上を占めた。分類、においてもこれら選択肢を回答した 企業が全体の60%近くを占めており、分類では、「非常に関心がある」と答えた企業が40%を超えた。 その他、先の問1に関するクロス集計において「少し知っている」程度の割合が高かった分類、、

においても、選択肢1、2を加えた割合が全体の40%前後を占めた。(表2.1-3、図2.1-2)

単位:%

							- <u>-</u>
	標本数	回答率	1.非常に関心が ある	2.関心はある	3.関心は低い が、将来関心を 持つ可能性あり	4.現在のところ 関心はない	5.関心はなく、 将来持つことも ない
分類	28	100.0	21.4	39.3	25.0	14.3	0.0
分類	41	100.0	17.1	22.0	43.9	17.1	0.0
分類	31	100.0	0.0	45.2	29.0	22.6	3.2
分類	14	100.0	0.0	42.9	28.6	21.4	7.1
分類	15	100.0	46.7	13.3	13.3	26.7	0.0
分類	17	100.0	29.4	58.8	0.0	11.8	0.0



図 2.1-2 業種分類別にみた CDM/JI 事業に対する関心の度合い

(3) 業種分類別にみた CDM/JI事業として関心のある事業内容は?(問6に関するクロス集計)

【問6】

将来の CDM/JI 事業として、以下のような事業が想定されます。御社がプロジェクト実施者の立場にたったとき、どのような事業に関心をお持ちですか? 次の中から該当するものはすべて選んでください。

燃料消費量の削減に関する事業については、すべての分類グループで選択肢1の「燃焼効率改善」及び2 の「利用効率改善」事業に対する関心の割合が高かった。(表 2.1-4、図 2.1-3)

電力消費量の削減については、すべての分類グループで選択肢5の「電力利用効率改善」事業に対する関心の割合が高かった。(表 2.1-4、図 2.1-4)

燃料の脱炭素化・低炭素化については、選択肢8の「燃料転換」及び9の「再生可能エネルギーの利用」 に関して分類グループによってばらつきはあるものの比較的高い割合を占めた。(表 2.1-4、図 2.1-5)

温室効果ガスの吸収・固定については、すべての分類グループで選択肢 12の「植林・再植林」事業に対す る関心の割合が高かった。(表 2.1-4、図 2.1-6)

上記以外については、選択肢14の「運輸・交通」、15の「廃棄物の利用」及び16の「小規模プロジェクト」に関して分類グループによって割合の程度にかなりのばらつきがみられた。(表 2.1-4、図 2.1-7)

_									単位・凹	1合平(70)		
		標本数	「本数 (1)燃料消費量の削減		(2)電力消費量の削減		(3)燃料の脱炭素化・ 低炭素化		(4)温室効果ガスの吸 収・固定		(5)左記以外	
			回答企業数	回答率	回答企業数	回答率	回答企業数	回答率	回答企業数	回答率	回答企業数	回答率
	分類	28	26	92.9	26	92.9	19	67.9	18	64.3	23	82.1
	分類	41	33	80.5	32	78.0	32	78.0	29	70.7	33	80.5
	分類	31	22	71.0	21	67.7	20	64.5	20	64.5	21	67.7
	分類	14	9	64.3	9	64.3	6	42.9	8	57.1	11	78.6
	分類	15	10	66.7	11	73.3	11	73.3	12	80.0	9	60.0
	分類	17	15	88.2	14	82.4	16	94.1	15	88.2	11	64.7

表 2.1-4 業種	分類別にみた	CDM/JI 事業とし	て関心のある事業内容
------------	--------	-------------	------------

単位・回答家(%)

(1) 燃料消費量の削減



注)図中の割合の母数は、それぞれ表2.1-4の該当箇所における回答企業数である。

図 2.1-3 業種分類別にみた CDM/JI 事業として関心のある事業内容(燃料消費量の削減)





注)図中の割合の母数は、それぞれ表 2.1-4 の該当箇所における回答企業数である。

図 2.1-4 業種分類別にみた CDM/JI事業として関心のある事業内容(電力消費量の削減)

(3) 燃料の脱炭素・低炭素化



注)図中の割合の母数は、それぞれ表2.1-4の該当箇所における回答企業数である。

図 2.1-5 業種分類別にみた CDM/JI 事業として関心のある事業内容(燃料の脱炭素化・低炭素化)





注)図中の割合の母数は、それぞれ表 2.1-4 の該当箇所における回答企業数である。

図 2.1-6 業種分類別にみた CDM/JI 事業として関心のある事業内容(温室効果ガスの吸収・固定)

(5)上記以外



注)図中の割合の母数は、それぞれ表2.1-4の該当箇所における回答企業数である。

図 2.1-7 業種分類別にみた CDM/JI 事業として関心のある事業内容(上記以外)

(4)業種分類別にみた CDM/JI事業に対する参画意思の度合いは?(問7に関するクロス集計)

#### 【問7】

御社は、今後 CDM/JI 事業に関して、どの程度の参画を考えていらっしゃいますか?次の中から該当する ものを1 つ選んでください。

CDM/JI事業に対する参画の程度については、以下のとおりである。

選択肢1の「積極的に参画する」及び2の「参画する方向で検討を進めている」の両方を加えた割合については、分類の『主としてサービス関連業等』が最も高く、全体の50%以上を占めた。また、分類、においてもこれら選択肢を回答した企業がそれぞれ全体の約40%、約35%を占めた。一方、分類の食品・繊維業等ではこれら選択肢を回答した企業は全体の3%程度であり、分類に至っては0%であった。

選択肢3の「参画の是非を含めて検討中である」と答えた企業は、分類 を除くすべての分類グループで それぞれ全体の約20%~30%を占めた。

一方、選択肢5の「現時点では分からない」については、分類 が最も高く、全体の80%に近い割合を占 めた。分類 でもこの選択肢を回答した企業が全体の60%を超えた。その他の分類グループについても、こ の選択肢を回答した企業はそれぞれ全体の約30%~50%を占めた。(表 2.1-2、図 2.1-1)

問2の結果と比較すると、CDM/JI事業に対して関心はあるものの、実際の参画については検討を要するか、または現時点では分からないといった中立的な立場をとっている企業が多いことが推察される。また、他の分類グループに比べて企業活動が直接二酸化炭素の排出に関係することがないと思われる分類 において、選択肢1及び2が比較的高い割合を占めたことも特徴的であると思われる。

							単位:%
	標本数	回答率	1.積極的に参画 する(既に参画)	2.参画する方向 で検討を進めて いる	3.参画の是非を 含めて検討中で ある		5.現時点ではわ からない
分類	28	100.0	14.3	21.4	25.0	0.0	39.3
分類	41	100.0	7.3	12.2	31.7	0.0	48.8
分類	31	100.0	0.0	3.2	32.3	3.2	61.3
分類	14	100.0	0.0	0.0	21.4	0.0	78.6
分類	15	100.0	33.3	20.0	6.7	0.0	40.0
分類	17	100.0	11.8	29.4	29.4	0.0	29.4

表 2.1-5 業種分類別にみた CDM/JI 事業に対する参画意思の度合い

 0%
 20%
 40%
 60%
 80%
 100%

 ■選択肢1
 ■選択肢2
 □選択肢3
 □選択肢4
 □選択肢5

図 2.1-8 業種分類別にみた CDM/JI 事業に対する参画意思の度合い

2.2 CDM/JI 事業に対する参画意思の程度からみた整理

問7では、CDM/JI事業に対する参画意思の程度について把握することができた。この結果を用いて、 CDM/JI事業に対する参画意思の程度別に、『参画する』、『検討中である』、『参画しない』。『分からない』の 4つのグループに分類し、それぞれのグループ毎でどのような傾向がみられるかを把握した。

参画意思の程度からみた整理について、クロス集計の対象とした問いは、問3、5、9、10及び11の5 問とした。なお、『参画しない』グループについては、該当する選択肢として得られた回答数が1件であった ため、分析対象グループから除外した。

分類名	該当する選択肢	該当する選択 肢の回答数 (割合)	
『参画する』グループ	1. 積極的に参画する(既に参画している) 2. 参画する方向で検討を進めている	34 (23.3%)	
『検討中』グループ	3. 参画の是非を含めて検討中である	39 (26.7%)	
『参画しない』グループ	4. 参画しない方針である	1 (0.7%)	
『分からない』グループ	5. 現時点ではわからない	72 (49.3%)	

表 2.2-1	参画意思の程度別のグループ化
18 6.6 1	多国志心の主反的の / 10

注)表中の「該当する選択肢」欄に記載している番号は、本アンケート調査における「問7」の選択肢番号である。

(1) 民間企業の CDM/JI事業に対するインセンティブとは?(問3に関するクロス集計)

【問3】(【問2】で「1.」「2.」「3.」を選ばれた方のみお答えください)

CDM/JI 事業について、どのような点について関心をお持ちか、または関心を持つ可能性があるとお考えで すか? 次の中から該当するものはすべて選んでください。

民間企業が CDM/JI 事業に対して持つインセンティブについては、以下のとおりである。

『参画する』グループについては、選択肢1~4のすべてについて全体の約70%~80%を占めた。

『検討中』グループについては、選択肢2の「国内での削減費用に比較して費用対効果が良い」及び4の 「企業イメージの向上効果が期待できる」がともに全体の約60%を占めた。一方、選択肢1の「自社が展開 している・・・海外事業の1つとして関心がある」及び3の「クレジットを売買できる排出権取引市場に関 心がある」はそれぞれ約38%、約33%と他に比べて低い割合であった。

『分からない』グループについても『検討中』グループと同様の傾向がみられた。特に選択肢1については、全体に占める割合が7.0%と低い。(表 2.2-2、図 2.2-1 ~ 図 2.2-3)

以上のことから、どのグループにおいても「国内での削減費用に比較して費用対効果が良い」、「企業イメ ージの向上効果が期待できる」といったことがCDM/JI事業に対する関心の大きな理由になっている。一方、 『検討中』及び『分からない』グループでは『参画する』グループに比べて、「自社が展開している・・・海 外事業の1つとして関心がある」、「クレジットを売買できる排出権取引市場に関心がある」といったことに 対する関心が低いことが分かる。

	標本数	回答企業数	回答率(%)		
『参画する』グループ	34	34	100.0		
『検討中』グループ	39	39	100.0		
『分からない』グループ	72	43	59.7		

表 2.2-2 分類したグループ毎の問3に対する回答率





注)図中の割合の母数はそれぞれ、表2.2-2の該当箇所における回答企業数である。

図 2.2-1 『参画する』グループの CDM/JI 事業に対するインセンティブ



注)図中の割合の母数はそれぞれ、表2.2-2の該当箇所における回答企業数である。

図 2.2-2 『検討中』グループの CDM/JI 事業に対するインセンティブ



注)図中の割合の母数はそれぞれ、表2.2-2の該当箇所における回答企業数である。

図 2.2-3 『分からない』グループの CDM/JI 事業に対するインセンティブ

(2) CDM/JI事業に対して関心が低い、またはない理由とは?(問5に関するクロス集計)

【問5】*(【問2】で「*3.」~「5.」*を選ばれた方のみお答えください)* 関心が低い、または関心がない理由を教えてください。次の中から該当するものはすべて選んでください。

『検討中』グループについては、選択肢1の「CDM/JI事業に関する情報が不足」が最も高く、約88%を 占めた。その他、選択肢2の「CDM/JI手続きコスト、時間等を考えると魅力を感じない」、5の「温暖化対 策となるハード・ソフト技術がない」及び8の「国内における公的なCO2排出削減策に関する議論等につい て関心が薄い」といった点も関心のない理由として挙げられた。

『分からない』グループについても、選択肢1が最も高く、約 62%を占めた。次いで、選択肢5及び2や7の「CDM/JI事業を通じてクレジットを取得する予定はない」といったことが関心のない理由として挙げられた。(表 2.2-3、図 2.2-4~図 2.2-5)

以上のことから、CDM/JI事業への参画を『検討中』あるいは『分からない』としている民間企業は、CDM/JI に関する情報の不足をCDM/JI事業に対して関心が低い、または関心がない理由の最大の要因に挙げている ことが分かる。

	標本数	回答企業数	回答率(%)		
『参画する』グループ	34	0	0.0		
『検討中』グループ	39	8	20.0		
『分からない』グループ	72	52	72.2		

表 2.2-3 分類したグループ毎の問 5 に対する回答率



注)図中の割合の母数はそれぞれ、表2.2-3の該当箇所における回答企業数である。





注)図中の割合の母数はそれぞれ、表2.2-3の該当箇所における回答企業数である。

図 2.2-5 『分からない』グループの CDM/JI に対する関心の低い、またはない理由

(3) CDM/JI事業の参画に向けて必要と考える情報とは?(問9に関するクロス集計)

【問9】(【問7】で「1.」~「3.」を選ばれた方のみお答えください)

CDM/JI 事業への参画を進める上で、現在必要(入手したい)とお考えの情報に関して、次の中から該当す るものすべてについて、最も必要と考えられるものから順番に選んでください。また、具体例を挙げること が可能なときは、具体例も挙げてください。

- 1. 気候変動枠組条約締約国会議(COP)等、国際交渉に関する情報
- 2. CDM/JIの対象となりうる事業の種類、または内容等に関する情報
- 3. CDM/JI 事業を受入れるホスト国(開発途上国など)における投資リスク、受入れ制度等に関する情報
- 4. CDM/JI 事業の計画立案から認証までの事務的手続きや申請コスト等に関する情報
- 5. CDM/JI 事業のベースライン・モニタリングの設定方法等、技術的事項に関する情報
- 6. CDM/JI 事業への先進諸国の取組状況、制度に関する情報
- 7. CDM/JI 事業の先行事例に関する情報
- 8. 国の CDM/JI 事業の実施方針に関する情報
- 9. 民間が実施する CDM/JI 事業に対する公的な支援措置などに関する情報
- 10. 自社が所属する業界及び同業他社の動向に関する情報
- 11. 他の業界の動向に関する情報
- 12. クレジットを売買する排出権取引市場(国内外)に関する情報
- 13. 炭素クレジットの将来の価値、取り扱い等に関する情報
- 14. 企業に対する公的な CO2 排出削減策の議論の状況等に関する情報
- 15. CDM/JI 事業における補償・保険等に関する情報
- 16. その他

『参画する』グループについては、回答数として最も多かったのが選択肢9の「公的な支援措置に関する 情報」であり、次いで4の「事務的手続きや申請コスト等に関する情報」、5の「ベースライン・モニタリン グの設定方法等、技術的事項に関する情報」となった。その他、第1~3優先までの回答数をみたとき、選 択肢2、3、8については、これら優先度の高い回答が多くみられた。

『検討中』グループについては、回答数として最も多かったのが選択肢3の「ホスト国における投資リスク、受入れ制度等に関する情報」であり、次いで2の「対象事業の種類、または内容等に関する情報」、7の「先行事例に関する情報」となった。その他、選択肢1、4、8及び14については、優先度の高い回答が多くみられた。(表 2.2-4、図 2.2-6~図 2.2-7)

	標本 数	回答 企業数	回答率 (%)	選択 肢 1	<i>"</i> 2	// 3	<i>"</i> 4	<i>"</i> 5	<i>"</i> 6	<i>"</i> 7	<i>"</i> 8
『参画する』グループ	34	34	100.0	15	27	27	28	28	18	26	25
『検討中』グループ	39	39	100.0	15	33	35	27	25	17	32	23
				選択 肢 9	<i>"</i> 10	<i>"</i> 11	<i>"</i> 12	<i>"</i> 13	<i>"</i> 14	<i>"</i> 15	<i>"</i> 16
				30	16	12	25	25	20	20	0
				29	18	13	22	19	22	18	1

表 2.2-4 分類したグループ毎の問9に対する回答率及び回答数



図 2.2-6 『参画する』グループにおいて必要と考える情報



図 2.2-7 『検討中』グループにおいて必要と考える情報

A-34
(4) 民間企業の積極的な参画のための条件の整備とは?(問10に関するクロス集計)

【問 10】(【問7】で「3.」~「5.」を選ばれた方のみお答えください)

どのような条件が整備されれば、御社はCDM/JI事業への参画を前向きに検討しますか? 次の中から該当 するものすべてについて、最も必要と考えられるものから順番に選んでください。また、具体的に必要とす る条件等の内容を挙げることが可能なときは、具体例も挙げてください。

- 1. CDM/JI 事業に関する情報が提供される。
- 2. CDM/JI 事業の認証などに関する国際的に正式なガイドライン等が整備される。
- 3. CDM/JI 事業や発生したクレジットに関する日本国内の承認・登録手続制度等が整備される。
- 4. 業界の取組方針等が公表される。
- 5. CDM/JI 事業に関する補償や保険制度が整備される。
- 6. CDM/JI 事業に関する公的な支援体制が確立される。
- 7. 企業に対する公的な CO2 排出削減策が具体的に設けられたとき、必要に応じて参画を検討する。
- 8. 当面は参画しない。
- 9. その他

『検討中』グループについては、回答数として最も多かったのが選択肢2の「認証などに関する国際的に 正式なガイドライン等の整備 、及び6の「公的な支援体制の確立」であり、次いで3の「CDM/JI事業や発 生したクレジットに関する日本国内の承認・登録手続制度等の整備」となった。また、選択肢1、7につい ては、優先度の高い回答が多くみられた。

『分からない』グループについては、回答数として最も多かったのが選択肢7の「企業に対する公的なCO2 排出削減策が具体的に設けられたとき、必要に応じて参画を検討する」であり、他と比較しても特に多かっ た。次いで多かったのが選択肢2、3、4であった。また、選択肢1及び8については、優先度の高い回答 が多くみられた。(表2.2-5、図 2.2-8~図 2.2-9)

	標本 数	回答 企業数	回答率 (%)	選択 肢 1	<i>"</i> 2	// 3	<i>"</i> 4	<i>"</i> 5	<i>"</i> 6	<i>"</i> 7	<i>"</i> 8	<i>"</i> 9
『検討中』 グループ	39	34	87.2	17	22	20	13	19	22	17	4	0
『分からない』 グループ	72	69	95.8	23	27	26	26	17	22	44	16	3

表 2.2-5 分類したグループ毎の問 10 に対する回答率及び回答数



図 2.2-8 『検討中』グループにおいて必要と考える整備条件



図 2.2-9 『分からない』グループにおいて必要と考える整備条件

(5) CDM/JIについて国に対して期待する施策とは?(問 11 に関するクロス集計)

【問 11】

御社が、CDM/JI 事業を実施すると仮定した場合、国に対して期待する施策等として特に必要とお考えのものは何ですか? 次の中から該当するもの5つを最も必要と考えられるものから順番に選んでください(必要ないとお考えの場合には、「14.」を選択して下さい)。また、その選んだ内容に関して具体的な施策の内容等を挙げることが可能なときは、その具体例も挙げてください。

- 1. CDM/JI 事業の制度等に関するさまざまな情報を収集し、発信する。
- 2. CDM/JI 事業の有望案件を発掘し、民間企業等に提供する。
- 3. ベースラインやモニタリング等に関する CDM/JI 事業の技術的ガイドラインを作成する。
- 4. CDM/JI 事業の計画書作成から認証までの事務的手続きのガイドラインを作成する。
- 5. ホスト国政府での円滑な事業を行うため、協定締結等のホスト国政府との交渉をサポートする。
- 6. ホスト国の CDM/JI 事業実施主体に対する人材支援、技術的支援等の能力育成を行う。
- 7. CDM/JI 事業によって発生したクレジットに関する日本国内の登録制度を整備する。
- 8. 民間企業の出資のもとに事業を実施できるような基金(炭素基金)などの受皿づくり。
- 9. 炭素クレジットの公的な買上制度を設立する。
- 10. 事業リスクへの補償や保険などの事業に対する何らかの補償・保険制度を整備する。
- 11. 運営組織が行う認証費用等を廉価にする。
- 12. 民間企業が炭素クレジットを売買することが可能な国内排出権取引制度を構築する。
- 13. CDM/JI 事業を実施する企業の公表・認証制度を設けるなど、企業イメージの向上をはかるための施策を 実施する。
- 14. 特にサポートはせず、市場にまかせる。
- 15. その他

『参画する』グループについては、回答数として最も多かったのが選択肢5の「協定締結等のホスト国政府との交渉のサポート」であり、次いで7の「クレジットに関する日本国内の登録制度の整備」、4の「計画 書作成から認証までの事務的手続きのガイドラインの作成」となった。また、選択肢1、3については、優 先度の高い回答が多くみられた。

『検討中』グループについても、回答数として最も多かったのが選択肢5であり、次いで3の「ベースラインやモニタリング等に関する CDM/JI事業の技術的ガイドラインの作成 2の「有望案件の発掘、及び民間企業等への提供 みび4となった。また、選択肢1、及び7については、優先度の高い回答が多くみられた。

『分からない』グループについては、回答数として最も多かったのが選択肢1の「CDM/JI 事業の制度等 に関するさまざまな情報を収集し、発信する」であり、次いで5、4、3となった。また、選択肢2及び7 については、優先度の高い回答が多くみられた。(表2.2-6、図 2.2-10~図 2.2-12)

	標本数	回答 企業数	回答率 (%)	選択 肢 1	<i>"</i> 2	// 3	<i>"</i> 4	<i>"</i> 5	<i>"</i> 6	<i>"</i> 7	<i>"</i> 8
『参画する』 グループ	34	32	94.1	13	7	14	16	28	9	17	8
『検討中』 グループ	39	39	100.0	16	16	21	18	27	5	15	7
『分からない』 グループ	72	67	93.1	32	21	26	28	30	10	22	8
				<i>"</i> 9	<i>"</i> 10	<i>"</i> 11	<i>"</i> 12	<i>"</i> 13	<i>"</i> 14	<i>"</i> 15	
				7	12	6	13	1	1	2	
				7	15	6	9	4	1	1	
				17	20	4	17	12	8	3	

表 2.2-6 分類したグループ毎の問 11 に対する回答率及び回答数



図 2.2-10 『参画する』グループにおける国に対して期待する施策



図 2.2-11 『検討中』グループにおける国に対して期待する施策



図 2.2-12 『分からない』グループにおける国に対して期待する施策



作成者:Senter Internationaal

# 目 次

はじめに......B-1

2.	デリ	リバリーの範囲	
	2.1	背景:共同実施 ( Joint Implementation )	B-1
	2.2	デリバリーの性質	B-1
	2.3	技術的解説 - どのようにして ERU の権利を生成し、デリバリーするか	B-2
	2.4	支払い、前払いの条件	B-7
	2.5	一般的な条件	B-8
	2.6	質的選択の基準	B-8
	2.7	契約締結の基準	B-10

# 3 手続き

1.

3.1	一般的事項	B-13
3.2	選択段階	B-13
3.3	契約締結段階	B-14
3.4	契約手続き	B-16
3.5	入札結果の公表	B-16
3.6	タイムテーブル	B-16
3.7	連絡先	B-17

付属文書1:	プロジェクトアイデアノート (PIN)B-18
付属文書2:	エンドースメントレター案B-20
付属文書 3:	承認レター案B-21
付属文書4:	ベースライン、確認、モニタリング、検証のためのガイドラインB-22
付属文書 5:	ビジネスプランB-23
付属文書 6:	JI プロジェクト/ERUPT 入札に関するアクターのタスクと責任B-27
付属文書 7:	契約に関する一般条件B-29
付属文書 8:	ERUPT 対象国リストB-34
付属文書 9:	社会的責任に関する要求事項B-35
付属文書10:	定 義B-36

1. はじめに

ERUPT は EU の供給指令 (EU directive for supplies) 93/36/EEC にそった公的な買上制度である。 本 ToR はプロポーザル提出と ERUPT の手続きについて記している。

第二章は、デリバリーの範囲、入札の目的、選択基準、契約締結基準の概要を述べている。 第三章はこの入札のコールに関連した入札手続きについて記述している。本章では「優れた提案」 に関する指導についても記している。

注意:イタリック体で枠の中に書かれているものは、正式なTOR に関する説明である。これらの文 章からは何の権利も生じない。

# 2. デリバリーの範囲

#### 2.1 背景:共同実施 (Joint Implementation)

18 世紀末以来、人間活動の結果による大気中の GHG 総量は大幅に増加し、地球温暖化を導いた。 この効果は、「温室効果」と呼ばれる。1992 年にリオ・デ・ジャネイロで開催された UNCED にお いて、温室効果ガスの排出を低減させ、温室効果の増大をストップさせるために、国連気候変動枠 組み条約 (UNFCCC) が採択された。

1997 年 12 月、日本の京都における COP3 では、多くの国の GHG 排出削減目標が設定された。オランダは、第一約束期間(2008 年から 2012 年)に 1990 年のレベルから 6%の排出削減が規定された。オランダはこの削減目標の少なくとも半分を国内対策で達成し、残りは II のような京都メカニズムによって達成しようとしている。

JI は、ある国が他の国の領土内において GHG 排出削減のイニシアティブを実現するメカニズムで ある。これらのプロジェクトからの排出削減単位(ERU)は、ホスト国から投資国に譲渡すること ができる。オランダは、JI を利用してホスト国において生成された ERUを、京都議定書における削 減義務の達成の一部として獲得することを望んでいる。そのために、オランダ政府は、JI プロジェ クトを実施している投資者から、ERU の権利をを買い取る意思がある。京都議定書と 2001 年 7 月 のボン合意、2001 年 11 月のマラケシュ合意によって、JI プロジェクトの基本的な前提条件の概略 が明らかになった。この前提条件が、オランダの JI プログラムの基本であり、ERUPT2001 が開始さ れた。

## 2.2 デリバリーの性質

### 要求される製品の性質:

ERUの権利は、京都議定書の第6条と、それに付随する要求によって定められた単位である。この1単位は、Decision 2/CP.3、もしくは京都議定書の第5条の規定により後に見直された定義である地球温暖化係数を使用して計算された、CO₂等量1000kgに等しい(この定義については2.3を参照)。

ERUの権利のデリバリーは、供給者によって、オランダに検証・確認された ERU の権利の供給

者からオランダにをデリバリーすることを意味する。

デリバリーを実施するために、契約者は以下の活動を実施する必要がある。

- JI プロジェクトを開始する。
- ・ 独立組織(IE)により確認された JI プロジェクトを保有する。Senter に連絡文書を送付する。
- ・ JI プロジェクトを実施し、排出削減を実現する。
- ・ IEによって検証された排出削減量を所有する。Senterに連絡文書を送付する。

# デリバリーの量:

2008 年から 2012 年に生成する一件の契約者から購入する最低量は、500,000 ERU である。契約者 1 件あたりの最大上限はない。

オプション:契約者が、クレジット期間において契約上の合意に必要な ERU の権利以上の ERU を 生成させた場合、Senter はそれらの権利を保有する。契約者は、余剰に生成した権利を他者に提供 する前に、Senter に提供しなければならない。契約者は発生した余剰の ERU をデリバリー時の市場 価格で提供する。Senter は契約量以上の ERU の権利を購入する義務を有しない。

# 価格:

ERUの価格は競争入札で決定される。すべての見積もりはユーロで作成されねばならない。

2.3 技術的解説 - どのようにして ERU の権利を生成し、デリパリーするか

このセクションはERU を生成しデリバリーするために必要なすべての活動と義務を記述している。 第三章には、ERUPT の応募入札の手続きに関して、さまざまなフェーズにおいてどのようにアレン ジするかについて記述してある。

2.3.1 概要

本 TOR 全体を通じて、ERU と ERU の権利(Claims of ERU)という言葉が登場する。京都議定書 に従えば、議定書締約国のみが ERU を所有可能であり、民間企業は所有できない。ERUPT のデリ バリーを実現化するために、供給者は、ホスト国の排出枠に自動的に加算される ERU を生成する。 一方、ERU の権利は、当該 ERU を移転するためにホスト国と共に削減活動に従事している Senter/ オランダ政府に売却される。

ERUは以下のように生成され、デリバリーされる。

1. J プロジェクトにより生成された ERU: ERU を生成するためには、JI プロジェクトは GHG 排 出削減を導くように進められる必要がある。また、JI プロジェクトは、Senter に提案書を提出する 段階において、その実行可能性が証明されている必要がある。さらに、JI プロジェクトは、契約期 間中において、運営(操業)可能である必要がある。これを証明するために、JI プロジェクトのビ ジネスプランがプロポーザルの一部に包含される(付属文書5)。

JI プロジェクトは以下に示す(活動に対する)投資である ・ 西佐可能エネルギー(例・古陽米・恩力・バイオフス・水力)
・低 CO2燃料への燃料転換(例:石油からガス、石炭からガス)
・エネルギー効率改善(例:CHP、照明、断熱、プロセス最適化)
・土地利用、土地利用変化及び林業(例:植林、再植林)
・廃棄物(例:埋め立てガス抽出、ゴミ焼却)
・その他

2. ホスト国は、個々の JI プロジェクトを承認し、供給者が行う ERU の生成と移転を支援すること を公認する必要がある。ホスト国は、承認レターによってこれを確認する必要がある(フォーマッ トは付属文書3)。また、ホスト国は、JI プロジェクトの環境影響を判断する。これは、ホスト国 の要請によって、環境影響評価が必要となる事を表す。

3. GHG 排出削減は、JI プロジェクトが存在しなかった場合に発生する場合に対して、追加的である必要がある。これはベースラインスタディーによって証明されなければならない(2.3.2 のインストラクション及び付属文書4参照)。

4. IE は、JI プロジェクトを確認する。2.3.3 のインストラクションを参照。IE は、利害関係者と UNFCCC によって認可された NGO からプロジェクトデザイン文書へのコメントを求めるべきであ る。

5. 排出削減、はIE(独立組織)によって検証される。2.3.4 のインストラクション参照。

関連機関は、以下のスキームで関わる。



Table2.1: JI プロジェクにおける各機関の関係

No.	記述	ToRのセクション
Ι	供給者は、ホスト国政府にプロジェクトの承認を求める。	該当なし
II	ホスト国政府が Ⅱ プロジェクトの承認レターを発行する。	2.3.1.2
	この承認レターによって、ホスト国政府はプロジェクトを JI プ	
	ロジェクトとして認めたことになる。	
III	供給者は、確認のために、IE にプロジェクトデザインドキュメ	App.3
	ント (PDD)を提出する	
IV	IE は確認報告書を供給者に提出する。	2.3.3, 2.3.4
V	供給者は Senter に ERU の権利を提供する。	3.1-3.3
VI	Senter は提案を受け入れ、供給者との契約に署名する。	3.4
VII	プロジェクトは、モニタリングレポートに示される排出削減を	
	達成する。契約者は、検証のためにモニタリングレポートを IE	
	に提出する。	
VIII	IE は、供給者に検証報告書を付与する。	2.3.2-2.3.4
IX	契約者は、IEの検証報告書とともに、生成した I 排出削減に関	
	するレポートを Senter に、及びホスト国に排出削減をデリバリ	
	ーする。	
Х	Senter は支払いを行う。	2.4
XI	オランダ政府が、ホスト国にERUの権利に関して請求を行う。	2.3.1
XII	ホスト国が ERUをオランダのアカウントに移転する。	2.3.1

2.3.2 ERU (の権利)の計算とデリバリー

提案段階における ERU の算定 - ベースライン設定

ERUの提案段階では、ERUは、ベースラインと II プロジェクトが実施された場合の排出シナリ オの間の差として算定される。ベースラインとは、JI プロジェクトが存在しなかった場合の状況で ある。測定や計算によって、ベースラインは設定される。ベースラインは、本 TOR の付属文書4に 示された手続きに従って、客観的、システマティックかつ再現可能な方法によって設定されなけれ ばならない。

# 排出削減の実現 - モニタリング

契約期間中、実現した排出削減は、モニタリングを実施することにより測定されなければならない。モニタリングのインストラクションは、同様に本 TOR の付属文書4に示されている。契約期間において、契約者は毎年モニタリングを実施する必要がある。

ERU の最終的な計算、ERU の移転は、監督委員会(SC)ガイドラインに基づいて行われる。SC ガイドラインに基づいて計算された ERU が、本 TOR の付属文書 4 のガイドラインで計算された量の 50%以下であれば、Senter と契約者間の契約は解除となる。SC ガイドラインに基づいて計算された ERU が 50%から 100%の間であれば、支払いは本 TOR の付属文書 4 のガイドラインに基づいて行われる(一般条件の 5.5a 条参照)。

クレジット期間と初期のクレジット

まず第一に、Senter は 2008 年から 2012 年の期間に生成、移転された ERU の権利を購入する。これが提案の基礎となる。

加えて、Senter は、2008 年以前に生成した排出削減を購入することを希望している。これらの排 出削減は、ホスト国の排出削減単位(AAU)によって保証される必要がある。これらの AAUs の移 転は、京都議定書の17条のメカニズム(排出権取引)によって生じるものである。これらの初期ク レジットを提供するために、

- ・ ホスト国は、初期排出権取引に関して、承認レターによって承認し、議定書第17条にのっと って、オランダへの移転のために、同量の AAU を利用可能にする必要がある。
- ホスト国は、しかるべき時点で、排出権取引のための参加要件を遵守することを確認する必要がある。これらの参加は、マラケシュ合意第二条のET章に関する附属書にある。

ホスト国が初期クレジットの取引を承諾レターによって承認する場合、それらを供給者からの提 案の一部とみなし、ERUの権利のとして、同じ価格で取り扱われる必要がある。ホスト国が、ERUPT の契約が署名された後にのみ初期クレジットの取引を承認する場合、Senter は、これらの初期クレ ジットを獲得する権利を保持する。契約者は、生成した排出削減を移転時のERU/AAUsの市場価格 で Senter に提供する。Senter は、排出規制契約で合意された以上の排出削減を購入する一切の義務 は有しない。

2.3.3 確認と検証

プロジェクト計画書の確認

- 1. プロジェクトに関係する締約国が JI プロジェクトを承認する。
- 2. JI プロジェクトは、プロジェクトが存在しなかかった場合に比較して、追加的な温室効果ガ スの削減(または吸収強化)がある。
- 3. JI プロジェクトが適切なベースライン設定とモニタリング計画を有している。
- 4. 供給者は、II プロジェクトの環境影響に関する分析文書を提出しており、これらの影響が重 大だとみなされた場合、ホスト国の要求するプロセスに従って EIA を実行する。

供給者は、 E に以下の項目を含むプロジェクト計画書を提出する必要がある。

- ベースライン調査とモニタリングプロトコル(付属文書4のフォーマット)
- 環境影響の報告書
- ホスト国による承諾レター

確認のプロセスでは以下のことを説明する:

- ・ 機密事項を除き、プロジェクト計画書を公表する(UNFCCCのウエッブサイトを通じて)
- ・ 参加国、ステークホルダー、UNFCCC 公認オブサーバーの確認に関する要件に対するコメントを、発表後 30 日以内に受理する。
- プロジェクトが確認できるかどうか決定する。
- ・ 確認に関する説明書を作成する。

IE によるプロジェクト計画書の確認を最終のものとするために、IE は以下の情報を UNFCCC の ウエップサイトを通じて公開する必要がある。

- 確認に関する説明書
- ・ その理由
- ・ 受理したコメントの要約
- ・ これらのコメントに対する対処がなされたかに関する報告

JI プロジェクトに関係する締約国から、確認に関してレビューが要請されない限り、確認は、公表された日の45日後に最終であるとみなされる。

# 排出削減の検証

契約者は、排出削減のモニタリング計画に従って、IE に報告書を提出する必要がある。 IE による排出削減の検証を最終のものとするために、IE は、以下の情報を UNFCCC のウエップ

- サイトを通じて公開する必要がある。
  - ・検証に関する説明書
  - ・その理由

JI プロジェクトに関係する締約国から、検証に関してレビューが要請されない限り、検証は、公表された日の45日後に最終であるとみなされる。

契約者は、以下のスキームに従って、5つの検証に関する報告書をデリバリーする必要がある。

- 1. 運転初年度を扱ったプロジェクトの運転開始後
- 2. 2008 年より前の期間を扱ったプロジェクトの運転開始後から 2008 年までの間
- 3. 2008 年及びその前期間を扱った 2009 年初期
- 4. 2009 年及び 2010 年を扱った 2011 年初期
- 5. 2011 年及び 2012 年を扱った 2013 年初期

初期クレジットが提供された場合、初期クレジットの検証手続きに関して、ホスト国と合意がな されている必要がある。Senter は、検証が隔年で実施されるべきと提案している。

注意:モニタリング報告書は、プロジェクト運転開始後、毎年デリバリーされる必要がある。

# 指定独立機関

確認と検証は、オランダの Raad voor Accreditatie (RvA) (オランダの認定機関)によって認定された独立機関(Independent Entity (IE))によって実施される。

### 2.3.4 暫定的な調整

# IE の認定

RvA は、IE の認定のために設立されている。RvA は、ERUPT2001 の入札期間中、オンザジョブ 確認(Validation on the Job) プログラムを通して、当該機関が認証される可能性を提示する。JI プロジ ェクトの確認のために供給者と契約を締結した IE は、このプログラムに参加する義務がある。プロ グラムに関するさらなる情報は、Senter のホームページから得ることができる。www.carboncredits.nl

IE が RvA から認定されない場合、Senter は、他の IE によるプロジェクト計画書の再評価を申請 することが可能である。これらのコストは供給者の負担である。

ホスト国とオランダの参加要件

ホスト国は、マラケシュ合意(第24条、Advance unedited version, Part J, Section 2- Implementation of Article 6) に示された適格性の要件を遵守する場合は、ERU を移転することができる。

この点に関連することは、承認レター(LoA)の提出時におけるホスト国の状況である。いかな る遅延も回避するために、ホスト国は、最低限の要件として、LoAの中で、可能な限り早急に、し かし 2006 年9月1日以前に、適格性の要件を遵守するための目的を確認する必要がある。LoAのフ オーマットは付属文書3に示されている。供給者は、LoAの提出に責任を有する。

最初のデリバリーの段階において、ホスト国が適格性の要件を満たさない場合、デリバリーはモニタリング報告書、及び確認手続きにおけるその他の側面に関するIEによる検証結果に基づいて行われる(2.3.3 参照)。

もしこれが、同じ適格性の要件を遵守していれば、オランダは ERU を獲得することができる。オ ランダ政府はこの要件を達成する事に関して責任を持つ。

- 2.3.5 その他の要件
  - JI プロジェクトは、マラケシュ合意の適格性の要件を遵守するいかなる附属書 I 国において実施可能である。契約は、ホスト国が付属文書 3 の様式に従った LoA に署名することにより終了することができる。
  - ・ プロジェクトの融資は、Senter による支払い以前に終了している必要がある。
  - ・ Senter が実施された環境分析と(もしくは)環境影響評価の結果を疑う場合、Senter は欧州基準に従って EIA を要求することができる。
  - ・ 原子力エネルギープロジェクトによる ERU の権利は不適格である。
  - いずれは社会的、政治的、動揺をもたらす恐れのある、または社会や生物多様性に大規模な
     悪影響を与えているプロジェクトの結果による ERU の権利は不適格である。
  - Dutch Green Certificates と(もしくは) Dutch Energy Tax regulation から利益を受けているプロジェクトから発生した ERU の権利は不適格である。
  - 供給者は、プロジェクトとその所有物(asset)の法的所有者であるという証拠を提出する必要がある。供給者がプロジェクトの所有者でない場合、供給者と所有者間の契約に、両者の関係の調整に関する申し入れが包含されている必要がある。オーナーは、供給者に対して、Senterとの ERUPTの契約下の義務から生じる活動の実施を円滑にし、オーソライズする必要がある。

# 2.4 支払い、前払いの条件

支払いの条件は、付属文書7のERUPTの一般条件に示されている。最終的な支払いは、検証報告 書のデリバリーにより行われる。しかし、Senterは、契約額の50%から初期クレジット分を差し引 いた額の前払いを提案する。前払いのスケジュールは以下の通りである。

- 10% 契約の条項の中のすべての回避条件満たされた時点。
- 30% 投資の実施中。前払いは、提案書の中に供給者によって明示された、最大3回の明確に測定 可能なマイルストーンにおいてのみ実施される。
- 10% 投資の実施、排出削減のモニタリング、IEによるこれらの排出削減の検証の時点。

運転開始から 2012 年の期間における各モニタリング報告書が提出された段階で、残りの 50%が

支払われる。(同じ支払い価格で)最終のモニタリング報告書の提出によって、100%すべてが支払われる。

契約が初期クレジットを含む場合、初期クレジットの支払いは、モニタリング報告書の提出とホスト国との合意に関する証明の提出によって行われる。ERUの権利(2008 - 2012)に関連した支払いは、2009年の最初の移転により開始される。

# 2.5 一般的な条件

ERUPT の一般的な条件は、付属文書7に記載されている。

# 2.6 質的選択の基準

質的選択の基準は、供給者としての候補者の適正を評価するために用いられる。基準は、ERUPT の手続きの選択の段階で利用される(3.2 参照)。

2.6.1 選考基準

技術的なキャパシティー

技術的なキャパシティーは、0-100の指標で測定される。もっとも高いスコアの供給者が選定される(3.2 を参照)。

供給者は、ERUの権利を生成させることができる II プロジェクトを実施させることが可能である 必要がある。

供給者の技術的なキャパシティは、以下に示す条件を備えている必要がある:

- ・ ERU の権利を生成するための供給者の設備に関する記述。権利は、未設置の設備(JI プロジェクト)から生成されるため、供給者はどの設備が使用されるか、どのように実現化される か定性的に記述する必要がある(付属文書1のPIN様式使用)。
- ・ ベースラインの算定と期待される排出削減の見積もり。(付属文書1のPIN 様式使用)
- ・ ホスト国の認定された権威(オーソリティ)からの承認レター(付属文書2の様式使用)
- ・ 類似プロジェクトのセットアップに関する参照事例
- ・ 類似プロジェクトの運営に関する参照事例
- ・ プロジェクトで使用される技術に関する参照事例

供給者による情報が、供給者の契約参加の可否の判断に不十分な場合、Senter は供給者に追加情報を求めることが可能である。Senter は、供給者の生産キャパシティ、及び必要に応じてその研究調査設備・品質管理対策をチェックすることができる。または、供給者が所属する国の公的審査機関によりチェックされた供給者の生産キャパシティも同様にチェックすることができる。

Table 2.1: 技術的なキャパシティに関するスコア表

Tuote 2011		
基準	注意するポイント	最大のスコア
I プロジ ェクトの 定義	<ul> <li>・ プロジェクトの実現はフィージブルである。</li> <li>・ ベースラインと排出削減の見積もりが現実的である。</li> <li>・ ホスト国の政府のプロジェクト承認が得られそうである。</li> <li>・ プロジェクトのリスクが管理しやすい。</li> </ul>	50
II 運営 プラン	<ul> <li>・運営計画が、プロジェクトの目的を実現するために適切である。</li> <li>・プロジェクトは効率的な方法で実行されなければならない。</li> <li>・プロジェクトは、与えられた時間的制限の中で効果的に実施されるべきである。</li> <li>・共同事業体のパートナーの関係が安定している。</li> </ul>	20
III 経験	<ul> <li>過去三年間に、類似のプロジェクトの立ち上げ、主要なデリバリーの実施、類似プロジェクトの実現に関する経験がある。</li> <li>類似のプロジェクトの運営に関する経験がある。</li> <li>JI プロジェクトで使用される技術に関する参照事例がある。</li> </ul>	
合計		100

登録:

一般的な専門キャパシティに欠けた供給者は、除外される。

Senter は、供給者に対して、専門または商業登記に登録されているかを証明すること、または当 該供給者が設立されている国の法律に従って、口頭による宣誓、もしくは証明書を証拠として提出 することを要求する。

財政・経済的状態:

財政的に ERU の権利をデリバリーできない供給者は除外される。 その証拠には、以下に示すものがある:

- ・ 供給者のバランスシートを含む 1998 年、1999 年、2000 年の認証された会計報告、またはそ こからの抜き出しと供給者の過去 3 ヵ年の会計年度における総出来高。
- ・ もし、上記が得られない場合は、供給者の過去3ヵ年の会計年度における総出来高に関する 公認の明細書。
- ・ もし、上記が得られない場合は、銀行からの適切な明細書
- ・ Senter の要求する参考文献、文書

資金能力の指標は、以下の根拠による

- ・ 公平性: 少なくとも提案する意図のあるERU の権利に10EURO を乗じた額に達する
- ・ 安定したプラスの売上の伸びと過去3年間の利益
- ・ 提案する意図のある ERU の権利に 10 EURO を乗じた額を最大として、国際的に認められた格付け機関によるクレジットの格付け

社会的責任:

供給者は多国籍企業に関する OECD ガイドライン (付属文書9) に留意し、十分にその実施に努力する。供給者は少なくとも付属文書9の基準を遵守しなければならない。

供給者からの明細書は証拠になり得る。

### 2.6.2 排除の基準

以下の場合、いかなる供給者も参加から排除される。

- a) 破産、もしくは会社を解散しようとしている、裁判所の管理下にある、債権者との調整下に ある(支払い猶予期間)、国の法律や規制による同様の手続きによって類似の状況下にある。
- b) 裁判所による強制的な生産もしくは管理、債権者との協定にある(支払い猶予期間)、国の 法律や規制による同様の手続きによって類似の状況下にあるため、破産宣告の手続きの対象 になっている。
- c) 既判事項の拘束力のある判決によって職務上の行動に関して法律違反の有罪判決を受けている。
- d) Senter が十分な根拠を示す手段により、重大な職務上の失敗によって有罪になっている。
- e) 供給者が設立されている国もしくはオランダの法規定に基づく社会保険負担の義務を果たし ていない。
- f) 供給者が開設されている国もしくはオランダの法規定に基づく納税の義務を果たしていない。
- g) TOR に基づいた質的な選択基準のための情報提供にあたり、深刻な虚偽の陳述をした.

証拠は以下のように示される:

- a、b、cのケースでは、a、b、cで引用されたどのケースも供給者に当てはまらないことを示す裁判記録からの抜粋。このような抜粋が利用できない場合、Senterは同様の文書を供給者の母国の所轄裁判所及び官庁から受け取る。
- ・ e、fのケースでは、供給者の母国の所轄官庁が発行した証明書。
- ・ d、gのケースでは、証拠提出の必要はない。

国によっては、以上に言及した文書や証明書は発行されていなかったり、引用したケースをカバーしていない。その場合、口頭の宣誓や、口頭の宣誓がない国の場合、供給者の法的な代表者による供給者の母国の所轄裁判所及び官庁、公証人、所轄専門、取引団体の前での厳粛な宣言により代替される。

### 2.7 契約締結の基準

契約締結の基準は、選択された供給者からの提案を評価するために用いられる。これらはERUPT の手続きの契約締結段階で利用される(3.3 参照)。

契約は経済的に最も有利な提案と締結する。以下の要素が考慮されるべきである。

- 1. ERU の権利1単位の価格(P)
- プロジェクトの実現可能性(F)、提案されたプロジェクトと技術が主要なゴールを達成する ために実現可能であり、(技術的、組織的、資金的に)能力があること。1から100までのス コアで表示され、60以下の場合は除外される。

*例えば、これは、熱と電力をエネルギーの使用者に提供する CHP プロジェクトの実現可能性、グリッド等やクライアントに電力を供給する風力発電プロジェクトの実現可能性を意味している。* 

プロジェクトのフィージビリティの評価のために、Senterは提案書の以下の側面を評価する。

技術(35ポイント)

- ・ プロジェクトの正当化
- ・ ホスト国の市場開発
- ・ プロジェクトの競争性
- ・ プロジェクトの企画
- 提案された技術の適正
- ・ ハードウェアと原材料の適正

プロジェクトの財政的構造(35ポイント)

- 財産と総投資の合計
- ・ キャッシュフローの予測
- 財政構造:財源と保証
- 契約の状況(例:電力購入の合意)
- 前払いの要求の正当性
- ・保険

プロジェクト組織(30ポイント)

- ・ 役割分担、プロジェクトパートナーの位置
- ・ 管理構造
- ・ 段階設定、活動計画、スケジュール、資源の計画
- ・ マイルストーンのフィージビリティ
- ・ プロジェクトの実現に影響を及ぼす予測

ランク付け:

Fを満たすプロポーザルは、価格を基準としてランク付けされる。Senter は、最も安価な提案を第 ーとし、最も高価なプロジェクトを末尾にするリストを作成する。契約締結はリストの先頭から実施される。

前払い金:

前金(AP)の場合、Senter は、5%の割引率で、この支払いの実施時から将来の価値(FV)を計 算する。

使用される計算式は FV = AP * (1+r)^{P1}である。これは、価格 P が、初期支払い(前払い)が必要 な時点に比較して高くなること、及び支払いが後に行われる場合に比較して低くなることを意味し ている。配布時の支払い、初期クレジットに関する支払いは、ディスカウントされない。

例:

供給者が、2009年から 2013年の間に、100,000 ERU/年を提供すると仮定する。提案は 1ERU あたり EUR 5 とすると、契約総額は EUR 2,500,000 である。供給者は、2003年、契約時に 10%の前払いを受け取り、25%を 2004年の建設開始時に受け取り、2005年の引渡し(ターンキー)段階で 15%を受け取る。

年	ERU の権利のデリバリー	前払い	支払い	割引
2003	-	10%	250,000	275,625
2004	-	25%	625,000	699,563
2005	-	15%	375,000	430,664
2006	削減の報告	-	-	0
2007	削減の報告	-	-	0
2008	削減の報告	-	-	0
2009	100,000	-	-	0
2010	100,000	-	312,500	312,500
2011	100,000	-	312,500	312,500
2012	100,000	-	312,500	312,500
2013	100,000	-	312,500	312,500
合計	500,000	50%	2,500,000	3,786,078

この例では、ERU の権利は、EUR 7.57 である。これがランク付けの基礎になる。

- 3. 手続き
- 3.1 一般的事項

ERUPT は二つの段階から構成される。選考段階と契約締結段階である。手続きは、付属文書6 に 概略図的に示されている。この付属文書は、プロジェクト開発サイクルのそれぞれの段階と ERUPT のサイクルにおいて、供給者、ホスト国、オランダ政府等さまざまな主体の役割の概要を包含して いる。

Senterは、いずれの段階においてもERUPT 2001を無効とする権利を有している。

フレキシブルなタイミングで行われる契約締結段階:

Senter は、年1回以上の選択と契約締結を行う意図がある。これらは EC の公式機関紙と Senter のウエップに公開される。www.carboncredits.nl

Senter が選択段階で供給者を受け入れた際に、供給者は自ら契約締結時期のどの段階で提案書を 提出するか選択する。供給者は,Seterへの参加に関して,契約締結が開始される二日前までに確認 しなくてはならない。

しかし、Senter は、その後の契約締結を行わない可能性もある。その際、供給者は、結果として 提案書を提出する機会がなくなる。Senter はこのコストを負担しない。

これは、供給者が一旦選定されたが、その提案を次の契約締結に提出したいという場合、その選定 がキャンセルされ、提案書を提出するすべての機会を失うかもしれないというリスクを負うことを 意味する。

# 3.2 選択段階

選択段階において、供給者は、Senter に入札意向書を提出する。供給者は、セクション 2.6 の質的 選択の基準によって審査、評価を受け、最終的には技術的なキャパシティーによってランク付けら れる。

注意:Senter は、供給者と称する会社法的主体を将来の契約者とみなしている。契約段階で、入札意向書を提出している会社/法的主体によって完全に保証されていない限り、Senter は他の法的主体(例えばプロジェクト会社)を契約者として受け入れない。

入札意向書には、以下の情報が包含される必要がある。

Table3.1入札意向書に記載されるべき項目

番号	記述
1	パラグラフ 2.6.2a、b、c、e 及び f に述べられたケースのどれも供給者に当てはまらな
	いという供給者による説明書。
2	すべてのプロジェクト参加者による関心表明レター
3	(1)供給者のバランスシートを含む 1998 年、1999 年、2000 年の認証された会計報告も
	しくはそこからの抜き出しと供給者の過去3ヵ年の会計年度における総出来高。それが
	得られない場合は、(2)供給者の過去3ヵ年の会計年度における総出来高に関する公認
	明細書、それが得られない場合は、(3)銀行からの適切な明細書。
3a	供給者が3に述べられている同じ法的主体でない場合、3で述べられている法的主体に
	よる完全な保証。
4	専門的、商業的登記からの最新の抜き出し。
5	PIN ( 付属文書 1 のフォーマット使用 )
6	ホスト国の承認レター(付属文書2のフォーマット使用)
7	同様のプロジェクト立ち上げの参考事例(段落2.6.1の明細使用)
8	同様のプロジェクト実施の参考事例(段落 2.6.1 の明細使用)
9	プロジェクトで使用される技術に関する参考事例(段落2.6.1の明細使用)
10	社会的責任の説明

フォーマットの利用は、義務であることに注意が必要である。指定のフォームでない PINs と承認 レターは受理されない。

供給者は、タイムテーブル(パラグラフ 3.5)に述べられた期日までに入札意向書のハードコピー を 5 部提出する必要がある。また、PIN を含むワードの文書を、3.5 インチディスクもしくは CD -ROM で提出する必要がある。締め切り後に届いたり、e-mail や FAX のように異なるフォームで届 いた入札意向書は受け付けない。

Senter は、最低3人のメンバーにより、入札意向書を評価する。評価チームの結論は、ERUPT 2001の実施の最終段階まで参加しない、独立した専門家による委員会が確認する。

# 3.3 契約締結段階

次は、契約締結段階である。さまざまな段階で提出された項目は、下表のとおりである。提出の 締め切りに提案書の一部として用意されているべきである項目と、契約に必要な項目であるが、後 の段階で提出することができる項目に区別されている。

Table 3.2: 提案書提出の締め切り時に、提案書の一部として供給されるべきであるアイテム

番号	記載	参照
1	ERU の権利、数量、価格、デリバリーの時期に関する提案	2.2
2	ホスト国の承認レター(付属文書3のフォーマットまたは類似のものを使用)	2.3.1
3	前払い金の支払いに関する提案	2.4
4	ビジネスプラン(付属文書 5 のフォーマットを使用 )	2.2
5	ベースラインスタディー ( 付属文書 4 のフォーマット使用 )	2.3.2
6	IE によるベースラインの確認に関する予備報告	2.3.1
7	段落2.6.2a、b、cのいかなるケースにも供給者が当てはまらないという証拠	2.6.2
8	段落2.6.2e及びfのいかなるケースにも供給者が当てはまらないという証拠	2.6.2

フォーマットの利用は、義務であることに注意が必要である。指定のフォームでないビジネスプ ランとベースラインスタディーは受理されない。

これらのうち、どの文書が欠落していても、提案書は受理されない。

Table3.3:条項の中の回避条件になるアイテム

番号	記載	参照
9	プロジェクトのパートナーと(下請)契約者との契約	2.3.6
10	活動と資金両方の約束に関する、すべてのプロジェクト参加者の約束レター	2.3.6
11	プロジェクトに関する財政的な調整の証明、クレジットと参加の調整、保険	2.3.6
12	ホスト国が要求した場合の環境影響評価	2.3.1
13	最終的な確認報告書	2.3.3
		2.3.5
14	RvA による IE の認定書	2.3.4

供給者は、タイムテーブル(パラグラフ 3.5)に述べられた期日までに提案書のハードコピーを5 部提出する必要がある。また、提案書を含むワードの文書を、3.5 インチディスクもしくは CD - ROM で提出する必要がある。締め切り後に届いたり、e-mail や FAX のように異なるフォームで届いた提 案書は受け付けない。

それぞれの供給者は、評価チームに対して、提案書を発表する機会が与えられる。発表は60分に 限定されている。発表は、20分~30分であり、残りの30分~40分は評価チームの質問のための時 間である。発表は、デフォルトのものではなく、ハイライトと独自のセールスポイントを強調して 欲しい。

プレゼンテーションでの発表に関するアドバイスは、以下のとおり:

- ・ プロジェクト実施の最終的な責任を有する人物(例、供給者の会長)
- ・ プロジェクトマネージャー
- ・ 可能な場合は、プロジェクトの他の参加者の代表

Senter は現場調査を実施し、地域を調査して、プロジェクト参加者と国内の利害関係者にインタビューを行う。

Senterは、パラグラフ2.6の契約締結の基準に従って3つの手段により提案書を評価する。

- ・ 文書
- ・ 供給者によるプレゼンテーション
- ・ 現場の評価

選択段階と同じように、Senter は、最低 3 人のメンバーにより、提案書を評価する。評価チームの結論は、ERUPT 2001 の実施の最終段階まで参加しない、独立した専門家による委員会が確認する。

提案が評価によって受け入れられた場合、Senter は最大 EUR37,500 まで、提案書作成代金を返済 する。この金額は以下の項目により構成されている。

・ IE によるベースラインの確認のためのコスト、一括 EUR 12,500

・ ベースライン調査を実施するための内部コスト、一括EUR 25,000

すべての金額は消費税(VAT)を含む。

# 3.4 契約手続き

提案書がプラスの評価を受けた後、Senter は、供給者と契約を締結する。Table3.3の文書の提出は、 契約の中に回避条件として包含することが可能である。これらの文書が、入札結果の最終的な発表 の6ヶ月以内に提出されない場合、Senter は契約を無効とする権利を有する。供給者は、Senter へ独 占的に ERU の権利を販売することを表明し、他の潜在的な購入者に売却しないことを宣言する。

# **3.5** 入札結果の公表

供給者は、文書により入札の結果が知らされる。入札結果は、欧州共同体の公式機関紙で発表される。

3.6 タイムテーブル

Table3.4 タイムテーブル

活動	日付
入札の発表	2001 年 12 月 1 日
入札の終了	2002 年 3 月 4 日、現地時間 12 時
供給者の選定	2002 年 5 月 23 日*
2002 - 1 のプロポーザルへの案内	2002 年 5 月 30 日*
2002 - 1 のプロポーザルの終了	2002 年 9 月 19 日*
2002 - 1 のプレゼンテーション	2002 年 10 月 28 日 ~ 11 月 1 日*
2002 - 1 の契約締結	2002 年11 月28日*
2002 - 2 のプロポーザルへの案内	2002 年 12 月 5 日*
2002 - 1 の入札結果の発表	2002 年 12 月 19 日*
2002 - 2 のプロポーザルの終了	2003 年 2 月 27 日*

Dates marked with * are indicative

# 3.7 連絡先

### 入札機関: Senter, Dutch Government Agency Contact: Mr. Egbert LIESE P.O. Box 30732 2500 GS THE HAGUE The Netherlands tel. +31-70-361-0495 fax +31-70-361-0918 e-mail: <u>carboncredits@senter.nl</u> internet <u>www.carboncredits.nl</u>

### オランダの監督官庁

Ministry of Economic Affairs of the Netherlands Directorate-General for Competition and Energy Contact: Mrs. Danielle HENDRIKS P.O. Box 20101 2500 EC THE HAGUE The Netherlands tel. +31-70-379-6273 fax +31-70-379-7423 e-mail:D.Hendriks@minez.nl

# 付属文書1:プロジェクトアイデアノート (PIN)注)1.は英文(原文)のまま

The form consists of two parts. Please start every part on a new page.

1. GENERAL INFORMATION 1.1 Supplier data Company name Address Zip code + city address Postal address Zip code + city postal address Country Contact person:Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail Bank/Giro number Bank No. of Employees Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration 1.2 Corresponder's data (if Supplier is represented by a third party) Company name Address Zip code + city address Postal address Zip code + city postal address Country Contact person:Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail 1.3 Project partners Please fill in a separate data sheet for every project partner Company name Position in the project Visiting address Zip code + city + country visiting address Postal address Zip code + city + country visiting address Country Contact person: Mr/Mrstitle initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail No. of Employees Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration

- 2 プロジェクト情報
- 2.1 投資情報シート
- プロジェクトタイトル(最大40ポジション)
   ホスト国
- . 投資場所
- ・ 要約(最大100語、プロジェクトの最も重要な特徴)
- 予定投資開始日
- 予定建設開始日と終了日
- ・ デリバリー開始予定年
- ・ デリバリーされるERUの権利の見積り量
  ・ 提供されるERUの権利の見積もり価格
- . 必要となる投資の見積り総額
- 予定される資金調達手段
- ・ その他の財政上の考慮
- ・ 現状(議論中/計画中/準備中/ホスト国と議論中等、準備が進行済み)

2.2 背景と正当化(最大A4 1ページ)

- プロジェクトの背景、過去の経緯とプロジェクトが解決するべき問題に関する記述。
- ・ プロジェクトパートナーの中心的なビジネス、それらの関係、関係が継続している期間、実行 されている活動内容に関する記述。
- 関連する資金的約束に関する記述。
- 2.3 マーケットの記述(最大A4 1ページ)
- ・ 投資が行われている市場の状況に関する記述。
- 2.4 投資計画(最大A4 1ページ)
- 投資計画の記述(投資プラン、財政プラン)
   ホスト国の態度を示す。
- 2.5 排出削減(最大A4 1ページ)
- ベースラインに関する簡単な記述。
   排出削減量に関する簡単な記述。

# 付属文書2:エンドースメントレター案 注)英文(原文)のまま

Undersigned, as a legal and authorised representative of <name country/state>,

[Preambles, references, political statements.]

Referring to: proposal number. <number of proposal indicated by company>, named <name proposal>, hereafter to be referred to as 'the JI Project', located <location> <any other information needed to identify the project> by <name proposer>, hereafter to be referred to as 'Supplier', dated <date proposal>,

declares that:

- 1. <Host Country> has fulfilled its national obligations in order to become a Party to the Kyoto Protocol or shall accede to the Kyoto Protocol ultimately 30 days after the Kyoto Protocol has entered into force.
- In order to participate in activities under Article 6 of the Kyoto Protocol <Host Country> is aware that it should comply with the eligibility requirements as stated in the Marrakech Declaration no later than September 1st 2006.
- 3. <Host Country> has taken notice of the JI project and is aware that Supplier intends to sell ensuing ERU の権利 to the Netherlands. <Host Country>
  - will assess the JI project to the <Host Country's> criteria for Joint Implementation projects;
  - will start discussions with Supplier on the distribution of ensuing ERU;
    endorses further the development of the JI project and is committing itself to render such assistance as
  - may be necessary in the future validation, verification and transfer of the ERU.
- 4. In case the results from the assessment and discussion as mentioned above are positive, <Host Country> will consider to grant a formal approval of the JI project that brings about transfer of ERU to the account of the Netherlands

Drafted <date>, <town, country>

Signed

For the host country:

Full Name Country: Name: Position: Date: Signature:

### 付属文書3:承認レター案 注)英文(原文)のまま

Undersigned, as a legal and authorised representative of <name country/state>,

[Preambles, references, political statements.]

Referring to: proposal number. <number of proposal indicated by company>, named <name proposal>, hereafter to be referred to as 'the JI project', located location> <any other information needed to identify the project> by <name proposer>, hereafter to be referred to as 'Contractor', dated <date proposal>,

#### declares that:

- 1. <Host Country> has fulfilled its national obligations in order to become a Party to the Kyoto Protocol or shall accede to the Kyoto Protocol ultimately 30 days after the Kyoto Protocol has entered into force.
- <Host Country> will comply with the requirements to participate in Article 6 KP projects as stated in the Marrakech Declaration no later than September 1st 2006.
- <Host Country> recognises the JI project to be a Joint Implementation project in accordance with article 6 of the Kyoto Protocol and its underlying decisions.
- 4. <Host Country> authorises the contractor and any future owner of the JI project to generate ERUの権利, by operation of the JI project, in accordance with article 6 of the Kyoto Protocol.
- 5. <Host Country> accepts the transfer <amount, percentage> of verified ERU, generated through the JI project, to the Government of The Netherlands during the period 2008 2012 of the JI project, through the transfer of ERU by the <Host country> or through any other mechanism accepted by COP/MOP.
- 6. The transfer of ERU is irrespective of any legal or other transfer of the JI project to third parties.
- 7. In case the Kyoto protocol will not enter into force, <Host Country> and the Netherlands consider the transfer to the Netherlands as a transfer of greenhouse gas emission reduction on a bilateral basis.
- 8. [<Host Country> acknowledges the fact that the JI project will already be operational prior to 2008 and will reduce GHG emissions in that period. <Host Country> will transfer to the Netherlands Assigned Amount Units (AAUs) through the Emission Trading mechanism of Article 17 of the Kyoto Protocol to a [amount]/[[share] of [...] of the emission reductions realised by the JI project prior to 2008. <Host Country> will agree with Supplier on a method of verification.]
- 9. [<Host Country> will comply with the participation requirements as stated under article 2 in the Annex to the Marrakech Declaration (Decision -/CP 7 (Article 17)) (Modalities, rules and guidelines for emissions trading), no later than September 1st 2006]

Drafted <date>, <town, country> Signed

For the host country:

Full Name Country: Name: Position: Date: Signature: 付属文書4:ペースライン、確認、モニタリング、検証のためのガイドライン

本付属文書は、別添書類としてとりまとめられている。

# 付属文書5:ビジネスプラン 注)英文(原文)のまま

# 1. PROJECT PARTICIPANTS DESCRIPTION

- 1.1 Supplier Data
  - Company name Address Zip code + city address Postal address Zip code + city postal address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail Bank/Giro number Bank No. of Employees Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration

# 1.2 Corresponder's Data (if Supplier is represented by a third party)

Company name Address Zip code + city address Postal address Zip code + city postal address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail

# 1.3 Other Project Participants

Please fill in a separate data sheet for every project participants Company name Position in the project Visiting address Zip code + city + country visiting address Postal address Zip code + city + country visiting address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail No. of Employees Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration

# 1.4 Financial Participant (expected)

Please fill in a separate data sheet for every financial participant Company name Visiting address Zip code + city + country visiting address Postal address Zip code + city + country visiting address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration

# 1.5 Project Participants Description

- · Describe the core business of the project participants and how this project fits into their strategy;
- Describe the strong and weak points of the project participants in relation to the investment, including
  participant's qualifications and experience to carry out the assignment.
- · Describe the relations between the project participants;
- · Describe other initiatives carried out earlier with the present partnership.
- · Describe related investment and financial commitments.

# 2. INVESTMENT DESCRIPTION

- 2.1 Investment Information Sheet
  - Project Title (maximum 40 positions)
- Host country
- Location of Investment
- · Abstract (maximum 100 words, most important features of the project)
- · Investment starting date
- · Construction starting date and finishing date
- · First year of delivery
- · Total of ERU to be delivered
- · Price per ERU offered
- · Total investment
- · Means of finance
- · Description of other financial considerations

# 2.2 Market Analysis

Describe the market situation in which the investment will be operating. Items to be addressed are:

- · country profile (general information, economic data, etc.);
- sector description;
- · governmental policy towards the sector;
- competitors (their strong and weak points);
- · market prices;
- the general market framework within which the investment will be carried out;
- · chances and treats for the investment;
- · description of the customers;
- market trends;
- · etc.

### 2.3 Marketing Mix Description

Describe location, product, price and promotion of the investment, and how this relates to the market analysis as described in paragraph 2.2.

#### 2.4 Technology Description

Describe the technical specifications of the hardware and the plant designs, etc (add hardware quotations where possible).

### 2.5 Work Plan Description

Give a description of the scheduling of the Activities (and sub-activities) with dates for the start of project implementation, the phasing of activities, milestones, completion date and reporting schedule.

- elaborate on project phasing, broken down to activities leading to the results; indicate milestones;
- give time planning including a critical path. Use different scenarios, indicate factors
- affecting the scenarios;

# 2.6 Other Resources Description

Give a description of other resources, like human resources delivered (Technical Assistance; formal training courses) and time schedule for Technical Assistance (Staff Deployment Schedule).

#### 2.7 Project Organisation Description

- Give a description of the projectorganisation. In particular, the proposal should:
- explain how Supplier intends to organise project management;
- outline the tasks and the names of organisations and (groups of) people involved.

### 2.8 Formalities and Institutions Description

Describe the legal necessities in relation to the investment, like licences, energy law, privatisation act, technical approvals, etc.

## 2.9 Economic and Social Impact Description

Describe the economic and social impact of the investment in the host country.

### **3. FINANCIAL DOSSIER**

If possible, use spreadsheets, graphs and charts in this section. Should be send in to Senter in Excel 97 convertible programmes.

#### 3.1 Investment Plan

Give a description of the assets of the investment (net assets, fixed assets, and current assets).

#### 3.2 Financial Plan

Describe how the investment will be financed and under what conditions and terms.

### 3.3 Exploitation Estimate

Give an estimation of the turnover, costs, etc of the investment up to 2012.

#### 3.4 Liquidity Plan

Give an estimation of expenses and revenues of the investment up to 2012.

#### 3.5 Sensitivity Analysis

Give a sensitivity analysis of the return on investment (energy prices, project costs (EPC costs, development cost, O&M costs, construction period, energy generation, debt interest rate), change in technology, change in policy, etc).

# 4. ENVIRONMENTAL AND SOCIAL IMPACT

# 4.1 Environmental impact

- Areas to be addressed are:
  - use of scarce resources (like minerals, clean water);
  - emissions to air, water and soil; production of waste;
- B- 25

- disturbance of flora and fauna.
- Indicate whether the host country or other stakeholders (e.g. financial institutions) will demand an
- Environmental Impact Assessment EIA. If yes, indicate when the EIA will be submitted; In case no EIA is requested, indicate the potential detrimental effects on the environment.
  - Indicate the measures to mitigate these effects.
- In case no detrimental effects on the environment are expected, clarify.

Indicate which environmental standards are used for the implementation of the project (e.g. local standards, EU standards, Worldbank standards)

### 4.2 Social impact

•

- Describe potential impacts on the local community of the project;
- Describe how comments of stakeholders will be invited and taken into account.

# 付属文書6:JI プロジェクト/ERUPT 入札に関するアクターのタスクと責任

以下の表は、JI プロジェクトと ERUPT 入札に関する様々な主体の課題と責任についてである。

段階/					1
マイルストー		供給者	Senter	ホスト国	IE
				ччч <u>н</u>	
- プロジェクト	プロジェクトの同定	Х			
開発	供給者とSenter間の最初の協議	Х	Х		
11170	以下のものを含む入札意向書	Х			
	- 供給者が排除基準に当てはまらないという証明				
	- 財政的、経済的地位の証明				
	- 技術的なキャパシティーの証明(CO.削減の見積も				
	り、パートナーとプロジェクトの記述、参照事例)				
	- プロジェクトアイデアノート ( PIN )				
	ホスト国との最初の協議	Х		Х	
	ホスト国から供給者へのエンドースメントレター			Х	
ショートリス			Х		
ト化	入札意向書の提出と受理	Х	Х		
	選択		Х		
	拒否の通知と提案書依頼		Х		
	ホスト国への通知		Х	Х	
提案の準備	ベースライン、EIA、ビジネスプランを含むプロジェ	Х			
	クトデザイン文書の作成				
	ベースラインの定義	Х			
	ベースラインの確認のために IE と契約	Х			
	ベースラインの確認				Х
	環境影響の分析、EIA の必要性についてホスト国とと	Х		Х	
	もに決定				
	必要であれば、EIA を開始	Х			
	モニタリングプラン作成	Х			
	ホスト国と承諾レターについて連絡	Х		Х	
確認	供給者と IE の間で確認契約が完結する (ベースライ	Х			Х
	ンは既にプロポーザル提出の前に確認されている)				
	プロジェクトデザインドキュメント (PDD)を発表				X
	関係者、利害関係者、NGO から PDD に対するコメン トを受け取る				Х
	PDD が妥当かどうか、提出されたコメントを考慮する		1		Х
					X
	決定を公表する 確認報告書を作成し、供給者に送付する				A X
	確認報告書をIF成し、供給者に送付する レビューがEBの4分の1もしくは関係者のどちらか				X
	から要求される場合を除き、PDDの決定は公表から60				Λ
	から安不される場合を除さ、「」しの決定は公衣からの 日後に完了になる。				
契約締結	最終的な提案書の提出	Х			
コミュート	- ベースラインの確認レポート				
	- PDD とビジネスプラン				
	- LoA				
	- EIA(該当する場合)				
	提案書の正式な口頭による発表	Х	l		
	提案書のランキングの評価		Х		
	ERUの権利のデリバリー契約の署名	Х	Х		
	拒否通知		Х		
	契約文書の回避条件を満たす(財政的要件を最終的に	Х			
	する、EIA、正式な確認、登録手続き)				
	(下参照)				
	ホスト国に通知する		Х		

段階/ マイルストー ン		供給者	Senter	ホスト国	IE
実施	マイルストーンにおける報告と該当する場合には納 品書を発送する	Х			
	マイルストーンにおけるレポートに基づいた前払い		Х		
	投資の実施後、排出のモニタリング、モニタリング報 告書の準備	Х			
検証	IE と供給者間の検証の契約	Х			Х
	検証の実施 - PDD をチェックする - 必要であれば現場調査を行う - 他のソースからの追加データを使用 - モニタリング要件の適切な実施をチェック - 将来のモニタリングのための推薦 - 本来のモニタリング計画との一致の確認				Х
	供給者、関係者への確認レポートの提供(ホスト国と オランダ)				Х
	関係者もしくは、SC のメンバーの 4 分の 1 からレビ ューの要求が出されない限り、公的な決定の 15 日後 に排出削減の決定は完了する。				Х
	供給者への最終的な支払いと、ERUの権利の受け取り	Х	Х		

# 付属文書7:契約に関する一般条件

- 1. 概要
- 1.1 以下の条件は、ERU の権利のデリバリーに関する契約である。これらの条件及び規定から出 発することが、Senter と契約者が書面にて合意した唯一の拘束である。契約者が通常支持する いかなる一般的な条件も、適用できない。
- 1.2 これらの一般的な条件と規定は、本 ToR に対する先入観なしに、ERUPT プログラムの元に、 ERU の権利のデリバリーに適用される。
- 1.3 (条文の)明瞭化のために、これらの条件と規定及び契約は、以下の定義に従う必要がある:
  - a) 入札コール: ERU の権利購入の意向に関する公的、私的な手続き。
  - b) 契約: ERUPT プログラムの元で、ERU の権利をデリバリーするために、JI プロジェクト に関する Senter と契約者の間で締結された契約
  - c) **評価ミッション**: Senter によって実行、もしくは外注された JI プロジェクトの評価及び (もしくは)結果を評価するための活動
  - d) ホスト国: JI プロジェクトに参加している附属書 I 国: 例、JI プロジェクトが実施され ている国
  - e) **承認レター**: プロポーザルの一部として業者が提出すべきホスト国がプロジェクトを JI プロジェクトとして認めると述べたホスト国によって発行された手紙
  - f) モニタリングブラン、プロトコル:実現化される排出削減をどのようにモニタリングするかに関して記載された計画。モニタリング計画はベースラインスタディーの一部であり、IEによって確認されるべきである。
  - g) JI **プロジェクト**: 入札コールで要請された ERU の権利のデリバリー実現のためのプロ ジェクト
  - h) サンプルフォーム: Senter によって提供される契約に必要なサンプルフォーム
  - i) 監督委員会(supervisory committee): JI を監督する COP/MOP の権威と指導の下の主体
  - j) ToR: 入札コールで言及された契約条件を保証している文書で、JI プロジェクトはこれ に一致しなければならない。
  - k) 検証:検証は、定期的な独立したレビューであり、検証期間内に登録された II プロジェ クトの結果により生成した GHG 排出削減のモニター結果の事後的な決定を行う活動で ある。
- 1.4 締約国は、これらの規定の一つ、もしくはそれ以上が適用されないと明記することができる。
- 1.5 この契約から生じるいかなる争議も、ハーグの地方裁判所のみで取り扱われるべきである。 この契約はオランダ法によって規制、解釈される。

### 2. 当事者の義務

#### 契約者の義務

- 2.1 契約者は、TOR、これらの条件と既定、及び他の義務に従って、提案と契約に明記されている、実行とデリバリーに関する義務を履行しなければならない。
- 2.1a 契約した ERUの権利の一部、もしくはすべてがスケジュール通りにデリバリーされない場合、条件 3.1 の不可抗力による事故の場合を除き、Senter は、一ヶ月あたりの遅延に、合意された購入価格の 2.5%から、最大限で合意された購入価格と等しい価格まで罰金を課す権利を得る。これは Senter が契約者に前もって支払った金額の返還を求める権利を減じることではない。
- デリバリーの保証をモニタリングするために、契約者は Senter に対して以下の情報を提出しなければならない:

- a) カレンダー年毎、報告期限の翌年の4月1日以前に、契約書はSenterにJJプロジェクト の進行状況の報告書を提出しなくてはならない。定期的な報告には、それぞれの製品及 び/もしくはJJプロジェクトの段階に関して、以下の課題について扱う必要がある:
  - 1. 以前の報告の段階からの実際の進行状況、及びそれが J プロジェクトのスケジュールと目標とどのように関係しているか。
  - 2. JI プロジェクトに関する提案された変化と状況の変化
  - 3. 生じた副作用、ボトルネック、及び、そのボトルネックの取り扱い。
  - 4. 今後の期間への行動計画
  - 5. デリバリーされた、もしくはこれからデリバリーされる ERU の権利の概要とスケジ ュール。定期的な進捗報告は、JI プロジェクトの実現可能性とタイムテーブルの観 点から、上記の話題から導き出される結果によって結論づけられる必要がある。
  - 6. 確認されたモニタリング計画に沿った排出削減のモニタリング
- b) クレジット期間において、カレンダー上の最大2年毎、その期間の翌年の4月1日まで に、契約者は Senter に検証報告書を提出しなければならない。
- 2.3 デリバリーを保証するために、契約者は、少なくとも II プロジェクトの期間において、一般的な国際貿易プロジェクトの慣行に従って、リスクや II プロジェクトに関連した物品をカバーする、適切な保険に加入する責任を有する。 Senter の要請によって、契約者は保険の掛け金が適切に支払われた証明を直ちに提供する必要がある。
- 2.4 a. JI プロジェクトの期間中の状況により、JIの実行が阻害されたり、阻害される危険がある 場合において、ERUの権利のタイムリーかつ完全なデリバリー、または条件 2.1 に示された 義務の履行が不確実となった場合、契約者は、このことを即座に Senter に対して書面にて報 告しなければならない。
  - b. この情報に基づいて、Senter は契約を進めるべきかどうか決定する。
  - c. 書面による情報がない場合でも、Senter は契約を無効とする権利を持つ。
  - d. このすべてのケースで、2.1a 項は、効力を持つ
- 2.5 賠償の権利を除いて、契約者は、Senterの書面による事前の許可なしで、本契約から生じるいかなる権利や義務を、全部又は部分的にも、移転することはできない。このような許可は、追加的な条件及び規定となる。
- 2.6 契約者は、支払い停止、法定における破産宣告に関するいかなる要請についても、直ちに書面にて、Senter に報告しなければならない。
- 2.7 契約者は、いかなるときも、以下に示す項目に関して、Senterに任命された人員を支援しなければならない
   ・JI プロジェクト期間内における査察を実施する、又は実施させる。
   ・住居目的で使用されている建物を除外した、すべての場所にアクセスする。
- 2.8 契約者は、ERUPT プログラムを適切に実施すること、及び II プロジェクトの契約から生じる 責任を除いて、Senter をいかなる責任事項からも免責する。 Senter は、JI プロジェクトによる損害、活動から生じる費用、または税金や社会保険料の支払 いなど法的・社会的義務に対する違反などの不注意など、契約者や下請業者によるいかなる 活動にも責任を負わない。
- 2.9 JI プロジェクトの実施において、供給者である契約者は、多国籍企業のための OECD ガイド ラインに注意し、実施にあたってその実行に最大限努力する。契約者は、特に、TOR の付属 文書 9 にのべられた条項を遵守するための全ての可能な努力をする必要がある。ガイドライ ンの違反、もしくは非遵守によって、Senter は契約が無効であるとする権利を得る。
Senter の観点からの条件

- 2.10 契約者がモラトリアムや破産を宣言された場合、Senter は契約が無効であると宣告し、前払金 に対して権利を主張することができる。
- 2.11 Senter は、会社の秘匿情報を除き、出典が明らかにされているという条件においていかなる使用料の支払いなしに、JI プロジェクトのために、もしくは JI プロジェクトの中で編集された、入札の承認・非承認を含む、いかなるデータ、報告書、出版物を利用し、出版する権利を有する。
- 3. デリバリ**ー**
- 3.1 ERU の権利は、2008 年から 12 年のクレジット期間にデリバリーされる。契約者は、不可抗 力の場合を除き、SC によって正確かつ合法的に発行された ERU の権利を確認する責任を持 つ。不可抗力は以下のような場合に限定される。
  - オランダ民法6条75項を基礎とし、不可抗力は、契約不履行が債務者の責任に帰することができない場合成立する。
    - 例:債務者の失敗でない場合、または、法律、法的条文、常識的見解に照らし合わせて 責任がない場合。
  - 不可抗力の場合、不可抗力を引き起こす当事者による契約から生じる義務の遂行は、全て、又は部分的に、お互いの間で何らかの保証が支払われなければならない当事者を除いて、一時的に中断される必要がある。その他の当事者は、必要とされる証拠とともに、書面にて、不可抗力の事実を知らされなければならない。
  - 不可抗力は、ホスト国による JI プロジェクトの国有化、ホスト国内の戦争(内戦を含む)、 自然災害を含む。
  - 不可抗力は、人員不足、争議行為、傷病、下請業者の契約破棄、流動資金・支払い能力 に関する問題などを含まない。
- 3.2 TOR 2.3.4 項に示された、ERUPT が契約者による ERU の権利の正確なデリバリーの障害や妨害となっている状況で、ERU の権利の正確かつ合法的なデリバリーを確実なものとする契約者の責任に関して、例外が認められる可能性もある。このような状況は、Senter によって判断される。
- 3.3 契約者がクレジット期間内に契約における合意条件を上回る ERU の権利を生成した場合、 Senter は、それらの ERU を獲得する権利を有する。契約者は、余剰の ERU の権利に関して、 その移転を他者に申し出る前に、Senter に申し出なければならない。契約者は、デリバリーの 時点の ERU の市場価格で、ERU を Senter に提供する。Senter は、契約で定められた以上の ERU の権利を購入する義務を有しない。
- 3.3a 2008 年以前に発生したいかなる ERU の権利に対しても、TOR 2.3.2 に示される手続きが適用 される。
- 3.4 ERU の権利は、課金、税金なしでデリバリーされる。
- 4. 変更
- 4.1 契約書及び JI プロジェクトへのいかなる変更に関しても、Senter の同意にもとづき、文書化 されなければならない。
- 4.2 要請が有効な理由であることが実証された場合、Senterは、契約書に記された期間の延長を承認することができる。Senterは、このような要請を書面で、少なくとも当該期間終了の一ヶ月前までに受領しなければならない。

- 4.3 契約及びこれらの条件と規定は、京都議定書(CoP の合意)の締約国間の国際的合意に従っ て変更、追加される。
- 5 支払い

前払いに関する調整における支払い

5.1 前払いの調整を包含する契約の場合、Senter は最大で、契約価値の 50%までの 3 回の前払い をすることができる。前払いは、Senter と契約者の間で合意されたマイルストーンによっての み実施することができる。デリバリー時の支払いは、結果として ERU の権利あたりの契約価 格の 50%になる。前払いの合意に述べられたように、このセクションの他の条項もまた ERU の権利のデリバリーに適用される。

ERU の権利のデリバリーへの支払い

- 5.2 ERU の権利のデリバリーにあたる支払いは、TOR の 2.3.3 項に記されているとおり、J プロ ジェクトが運転されて排出削減が行われる初年度、第3年度、第5年度等になされる。契約 が早期クレジットを含む場合、早期クレジットの支払いは、ホスト国が合意したモニタリン グの報告書と証拠に基づいて行われる。ERU の権利(2008 - 2012)に関する支払いは、この 場合、2009 年初期の最初のデリバリーからのみ開始される。
- (5.3) この条文による支払いは、契約者が確認に関連する正式な義務を遂行した後に完了したとみ なされる。オランダが、2012 年の参加要件を遵守しない場合、Senter の支払いは、モニタリ ング報告書の配布と IE によるその他の側面の確認に関する評価に基づいて行われる。

モニタリング報告書の配布に基づく支払い

5.4 JI プロジェクトの運転が開始され、排出削減の2年目、4年目にモニタリング報告書の配布に 対して支払いが行われる。これらの支払いは前払いである。排出削減は翌年に認証され、ERU の権利は支払いが完了したとみなされた後に発行される。

支払いに関する一般規定

- 5.5 支払いは配布された ERU の権利の数量に一致する。ERU の最終的な計算と ERU の移転は IE によって最終的な決定がなされる。
- 5.5a いくつかの理由により、決定された ERU の数量は、当初算定された量よりも小さいことがある。以下のケースは、5.5 に対する例外である。
  - ・ SC によって決定された ERU 算定のガイドラインが、TOR の付属文書4 における ERUPT ガイドラインと大きく異なる場合
  - ・ IE による確認の説明に関するレビューにおける SC による不利な決定が、専門的でなく、 明らかに政治的な場合

これら二つのケースで、計算上のERUの数量がTORの付属文書4のガイドラインで算定された量の50%以下の場合、Senterと契約者の契約は解約される。その量が50%から100%の間の場合、支払いはこれらTORの付属文書4のガイドラインに基づく。

- 5.6 支払いの要求は、関連した期間における報告義務が、条件 2.2 に従って適合した場合にのみ行われる。
- 5.7 支払いは、以下の場合、行われない。
  - ・ 2.7 の条件にそって、否定的な調査報告を受け取った場合。
  - ・ 何らかの行動や取引が、一般条件に違反した場合。
  - Senter に対して、Senter の支払いに関する決定が異なったであろうと考えられるような、
     契約者が間違った、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合、欠けている情報がその段階で入手可能であった場合。

- ・ 契約者が、返済不能や破産を申告した場合、法廷がこの要請を処理するまで一切の支払 いはなされない。もしくは条件2.9 が強制される。
- 条件2.2 に従って、Senter に最近の経過報告書が送付されていない場合。
- 条件2.4 が適用される場合、契約の継続がなされるかどうかの意思決定がなされるまで、
   一切の支払いはなされない。
- 5.8 (前払い)の要求がすべての必要条件を満たした場合、Senterが6週間以内に支払えるようにしなければならない。この決済期間は書面による通知によって、一度、最大限二ヶ月、延期が可能である。
- 5.9 条文 5.11 5.15 に基づく最終的な支払いがなされた前渡し金であっても、Senter の支払いに関 する決定が異なったであろうと考えられるような、Senter に契約者が間違った、もしくは不完 全な情報を提供したことが明白になった場合、欠落情報がその段階で入手可能であった場合 は、不履行の通告なしで返還要求される。
- 5.10 以前の規約にもかかわらず、約束されたデリバリーが合意された日付から一年以内に発生し なかった場合、もしくは、契約者が義務を果たせないことが明白になった場合、前払いは返 還される。

最終支払い

- 5.11 最終的な支払いの要請には以下が伴わなければならない
  - ・ ERUの権利の発行に関する請求が含まれている検証報告書
  - ・ モニタリングの証明
  - ・ 2.2 で取り決められている仕様と一致している JI プロジェクト全体を文書化した最終報告書

最終的な支払いは、ERUがIEによって検証され、SCによって受け入れられてはじめて行われる。

- 5.12 5.7 に概要が述べられた条件は、最初の項目を除いて、最終的な支払いに等しく適用される。
- 5.13 Senter は、このような要求が必要となるすべての前提条件に合致してから6週間以内に、前払 いの残額の支払いに加え、支払い総額の最終決定をし、書面で通知する。この決済期間は、 書面による通知によって、一度、最大限二ヶ月、延期が可能である。
- 5.14 契約者が破産宣告した場合等、全ての義務が履行される前に Senter または契約者によって JI プロジェクトが終了となった場合では、契約者の義務が他の当事者に移転されるという条件 であれば、Senter による最終支払いが契約者によって実施された実際の活動に関連した数量を 下回る。
- 5.15 以下の場合、最終的な支払いの提案は撤回される可能性があり、いかなる支払いも不履行の 通知なしで再請求される。
  - Senter による支払い決定の結果が異なったであろう考えられるような、Senter に契約者が 間違った、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合で、欠けている情 報がその段階で入手可能であった場合。
  - 契約者が、契約で要求されたすべての義務、一般条件、法律、や他の法的拘束力を持つ 義務を満たしていない場合。
  - 数量が不正確であり、契約者が気づいていた場合、もしくは気づいていなければならなかった場合。

# 付属文書8:ERUPT 対象国リスト

*印の国は、オランダと II 協力について覚書を交換している。

Australia Austria Belarus Belgium Bulgaria * Canada Croatia * Czech Republic Denmark European Union Estonia Finland France Germany Greece Hungary Iceland Ireland Italy Japan Latvia Liechtenstein Lithuania Luxembourg Monaco New Zealand Norway Poland Portugal Romania * Russian Federation Slovakia * Slovenia Spain Sweden Switzerland Turkey Ukraine United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

# 付属文書9:社会的責任に関する要求事項 注)英文(原文)のまま

### General Policies

Enterprises shall take fully into account established policies in the countries in which they operate, and consider the views of other stakeholders. In this regard, enterprises shall respect the human rights of those affected by their activities consistent with the host government's international obligations and commitments.

#### **Employment and Industrial Relations**

Enterprises shall, within the framework of applicable law, regulations and prevailing labour relations and employment practices:

- respect the right of their employees to be represented by trade unions and other bona fide representatives of employees, and engage in constructive negotiations, either individually or through employers' associations, with such representatives with a view to reaching agreements on employment conditions.
- $\cdot$   $\;$  contribute to the effective abolition of child labour.
- $\cdot$  contribute to the elimination of all forms of forced or compulsory labour.
- not discriminate against their employees with respect to employment or occupation on such grounds as race, colour, sex, religion, political opinion, national extraction or social origin, unless selectivity concerning employee characteristics furthers established governmental policies which specifically promote greater equality of employment opportunity or relates to the inherent requirements of a job.
- · take adequate steps to ensure occupational health and safety in their operations.
- · enable authorised representatives of their employees to negotiate on collective
- bargaining or labour management relations issues and allow the parties to consult on matters of mutual concern with representatives of management who are authorised to take decisions on these matters.

#### Environment

Enterprises shall, within the framework of laws, regulations and administrative practices in the countries in which they operate, and in consideration of relevant international agreements, principles, objectives and standards, take due account of the need to protect the environment, public health and safety, and generally to conduct their activities in a manner contributing to the wider goal of sustainable development. In particular, enterprises shall:

- assess, and address in decision-making, the foreseeable environmental, health, and safety-related impacts
  associated with the processes, goods and services of the enterprise over their full life cycle. Where these
  proposed activities may have significant environmental, health or safety impacts, and where they are
  subject to a decision of a competent authority, prepare an appropriate environmental impact assessment.
- consistent with the scientific and technical understanding of the risks, where there are threats of serious damage to the environment, taking also into account human health and safety, not use the lack of full scientific certainty as a reason for postponing cost-effective measures to prevent or minimise such damage.
- maintain contingency plans for preventing, mitigating, and controlling serious environmental and health damage from their operations, including accidents and emergencies.

### **Combating Bribery**

Enterprises shall not, directly or indirectly, offer, promise, give, or demand a bribe or other undue advantage to obtain or retain business or other improper advantage. Nor shall enterprises be solicited or expected to render a bribe or other undue advantage.



# 付属文書10:定 義 注)英文(原文)のまま

The following definitions apply:

Annex A	Kyoto Protocol Annex A, the list of greenhouse gases included in the protocol (see also Greenhouse gases, GHG).
Annex B	Kyoto Protocol Annex B, Annex I Parties and their committed emission reductions.
Annex I	UNFCCC Annex I. List of countries that have committed themselves to a quantitative GHG emissions reduction target (OECD members plus most Central and Eastern European Countries).
Assigned amount	Amount of GHG emissions that a Party can emit in the Commitment Period taking into account the quantified emission limitations of Annex B of the Kyoto Protocol.
Assigned Amount Unit (AAU)	A unit issued pursuant to article 17 of the Kyoto Protocol and requirements thereunder, and is equal to one metric tonne of carbon dioxide equivalent emissions, calculated using global warming potentials defined by decision 2/CP.3 or as subsequently revised in accordance with article 5.
Baseline study	Document with a sound, objective, systematical and reproducible description of the situation which would have occurred without starting the specific JI project regarding GHG emissions based on measurements and calculations.
Carboncredits.nl	Overall programme under which Senter acquires emission reduction by tendering procedures. Elements of this programme include the CERUPT tender for CDM and the ERUPT tender for JI.
Claim	A claim on ERU resulting from a JI project initiated and managed by a contractor
Commitment period	Period 2008-2012 for which the Parties included in Annex B of the Kyoto Protocol have agreed that their aggregate GHG emissions do not exceed their assigned amounts.
Condition of avoidance in clause	Condition in the contract, which has to be fulfilled by the contractor. Otherwise, Senter has the right to annul the contract.
Contract	Contract entered between Senter and Contractor under the auspices of the ERUPT programme, pertaining to the project for delivering ERUの権利.
	This document will also contain a confirmation that the NL government recognises the project as a JI project.
Contract Period	Period covered in the contract between Senter and the contracted. The period starts at the moment of contracting and ends one year after the final year of delivery of ERUの権利.
Contractor	Project participant(s) having signed an ERUPT contract with Senter.
CoP	Conference of the Parties to the Convention of the UNFCCC.
CoP/MoP	Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol.
Crediting period	Period in which ERUの権利 can be generated (generally 2008-2012).
Donor Country	Annex I Party participating in a JI project, i.e. the Netherlands
Early credits	GHG Emission reductions realised in a JI project prior to 2008 and offered to be transferred to the Netherlands as AAUs under Article 17 KP
Emission Reduction Unit (ERU)	A unit pursuant to Article 6 and the requirements thereunder, equal to one metric tonne of carbon dioxide equivalent, calculated using global warming potentials defined in decision 2/CP.3 or as subsequently revised in accordance with article 5.

ERUPT	ERU Procurement Tender.
Expression of Interest	Letter by the Supplier to Senter in the selection phase of ERUPT containing a set of documents as specified in paragraph 3.1.
Greenhouse gases, GHG	Gaseous constituents of the atmosphere, both natural and manmade, that absorbs and re-emit infrared radiation, not covered by the Montreal Protocol; more specifically: Carbon dioxide (CO2), Methane (CH4), Nitrous oxide (N2O), Hydrofluorocarbons (HFCs), Perfluorocarbons (PFCs) and Sulphur hexafluoride (SF6) (Annex A KP).
Host country	Annex I Party participating in a JI project, i.e. country in which the JI project is implemented.
Independent Entity, IE	Organisation accredited by the Supervisory Committee that can validate JI projects and verify GHG emission reductions.
Invitation for proposal	Letter by Senter to selected Suppliers to submit a proposal.
JI project	The project for realising the delivery of the ERUの権利. (N.B.
	UNFCCC texts refer to this as <i>project pursuant to Article 6</i> , <i>paragraph $1(a)$</i> )
Joint Implementation, JI	Mechanism with the purpose (1) to assist Annex I Parties in achieving sustainable development and (2) to contribute to the ultimate objective of the Convention and (3) to assist Parties included in Annex I in achieving compliance with their quantified emission limitation and reduction commitments.
Kyoto Protocol, KP	UNFCCC protocol regarding the ultimate objective of achieving its quantified emissions limitation and reduction commitments in order to promote sustainable development.
Letter of Approval, LoA	Letter issued by the host country that the Supplier should submit as part of the proposal, stating that the host country recognises the project to be a JI project. See the format in Appendix 3.
Letter of Endorsement, LoE	Letter issued by the host country to be submitted by the Supplier to Senter as part of the expression of interest, stating that the host country government appreciates the objectives of ERUPT and endorses the further development of the project. See the format in Appendix 2.
Memorandum of Understanding, MoU	••
Monitoring plan, protocol	Plan describing how monitoring of emission reductions will be realised. The Monitoring plan should be part of the baseline study and validated by the IE.
NGO	Non Governmental Organisation
Participation requirements	Requirements to Parties for participating in JI. Host Countries and the Netherlands should comply to article 21 of the Marrakech Declaration
Party (to the Kyoto Protocol)	Country that has ratified the Kyoto Protocol
Project Design Document, PDD	Business plan and baseline study to be submitted to the IE for validation
Project Idea Note, PIN	Description of the project according to the format described in Appendix 1.
Project participants	Organisation or group of organisations (private and/or public) developing a JI project Proposal Set of documents to be submitted to Senter by the Supplier including a/o an offer, a business plan and a baseline study.
Sink	A process, activity or mechanism which removes GHG, an aerosolor precursor of GHG from the atmosphere, e.g. afforestation.
Source	Any process, activity or mechanism which releases GHG, an aerosol or precursor of GHG into the atmosphere.
Stakeholders	The public, including individuals, groups or communities affected or

	likely to be affected by the JI project.
Supervisory Committee, SC	Body under the authority and guidance of the COP/MOP that supervises the JI.
Supplier	Project participants submitting an offer to Senter for ERUPT.
Tender period	Period from the date of publication of the tender until the awarding of the contracts.
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change.
Validation	The process of independent evaluation of a JI project by an IE against the requirements of the JI guidelines. NB in the Marrakech Declaration this activity is referred to as <i>determination regarding a project design document</i>
Verification	Verification is the periodic independent review and ex post determination by the IE of the monitored GHG emission reductions that have occurred as a result of a registered JI project during the verification period. NB in the Marrakech Declaration this activity is referred to as <i>determination of the reductions of () emissions or enhancement of () sinks</i>



作成者:Senter Internationaal

# 目 次

1.	はじめに	C-1
2.	デリバリーの範囲	
	2.1 背景:CDM	C-2
	2.2 デリバリーの性質と数量	C-2
	2.3 技術的解説 - どのようにして CER を生成し、デリバリーするか	C-4
	2.4 支払い、前払いの条件	C-9
	2.5 一般的な条件	C-10
	2.6 質的選択の基準	C-10
	2.7 契約締結の基準	C-12

#### 3 手続き

3.1	一般的事項	C-15
3.2	選択段階	C-15
3.3	契約締結段階	C-16
3.4	契約手続き	C-17
3.5	入札結果の公表	C-18
	タイムテーブル	
3.7	連絡先	C-18

付属文書1:	プロジェクトアイデアノート (PIN)C-19
付属文書 2:	エンドースメントレター案C-21
付属文書 3:	承認レター案C-22
付属文書4:	ベースライン、確認、モニタリング、検証のためのガイドライン C-23
付属文書 5:	ビジネスプランC-24
付属文書 6a:	CERUPT の手続き
付属文書 6b:	CDM プロジェクト/CERUPT 入札に関するアクターのタスクと責任 C-29
付属文書7:	契約に関する一般条件C-31
付属文書 8:	運営組織 (OE)の声明C-36
付属文書 9:	社会的責任に関する要求事項
付属文書10:	定 義

# 1. はじめに

EUは、京都議定書において、2008 年から 2012 年の間に、温室効果ガス(GHG) 排出量を、1990 年レベルから 8%削減することを約束した。オランダは、EUの加盟国として、GHG 排出量を 6%削 減することを要求されている。オランダは、京都議定書の削減努力の少なくとも 50%を国内で達成 する予定である。残りの 50%は、京都メカニズムを利用する。クリーン開発メカニズム(CDM)は これらのメカニズムの一つである。

CDM は、ある国が他の国の領土内において GHG 排出削減のイニシアティブを実現するメカニズ ムである。これらのプロジェクトからの認証排出削減量は、投資国のアカウントに交付されるであ ろう。また、これを実現するためには、ホスト国と投資国の両方がプロジェクトを CDM プロジェ クトとして認証する必要がある。CERUPT (Certified Emission Reduction Unit Procurement Tender)を 通じて、オランダは、CERの獲得のための資金を提供することにより、CDM を実施する。CDM の 責任は、住宅・空間計画・環境大臣にある。大臣は、Senter を入札当局として任命した。

CERUPT は EU の供給指令 (EU directive for supplies )93/36/EEC にそった公的な買上制度である。 本 TOR はプロポーザル提出と CERUPT の手続きについて記している。

第二章は、デリバリーの範囲、デリバリーの性質と量、技術的説明、支払い及び前払いの条件、 一般的条件、質的選択の基準、契約締結の条件を述べている。

第三章はこの入札のコールに関連した入札手続きについて記述している。本章では「優れた提案」 に関する指導についても記している。

# 2. デリバリーの範囲

注意:イタリック体で枠の中に書かれているものは、正式なTOR に関する説明である。これらの文 章からは何の権利も生じない。

### 2.1 背景:CDM

18 世紀末以来、人間活動の結果による大気中の GHG 総量は大幅に増加し、地球温暖化を導いた。 この効果は、「温室効果」と呼ばれる。1992 年にリオ・デ・ジャネイロで開催された UNCED にお いて、温室効果ガスの排出を低減させ、温室効果の増大をストップさせるために、国連気候変動枠 組み条約(UNFCCC)が採択された。

1997 年 12 月、日本の京都における COP3 では、多くの国の GHG 排出削減目標が設定された。オランダは、第一約束期間(2008 年から 2012 年)に 1990 年のレベルから 6%の排出削減が規定された。オランダはこの削減目標の少なくとも半分を国内対策で達成し、残りは CDM のような京都メカニズムによって達成しようとしている。

CDM は、開発途上国の持続可能な開発の達成を支援すること、UNFCCC の究極の目的の達成に 貢献すること、附属書 I 国の排出削減目標の遵守を支援することを目的としている。

CDM によって、各国は途上国における排出緩和プロジェクトに協力する。投資国は、プロジェクトが生成する認証排出削減量単位を獲得し、ホスト国は環境にやさしい技術に対する投資を通じた 持続可能な経済開発プロジェクトの貢献から利益を受ける。CDM メカニズムの利用により、オラン ダはホスト国で生成した CER を、京都議定書で定められたオランダの削減義務の一部として獲得す ることを望んでいる。オランダ政府は、CDM プロジェクトを提案・実施している投資者から CER を買い取る意思がある。京都議定書と2001 年7月のボン合意によって CDM プロジェクトの基本的 な前提条件の概略が明らかになった。この前提条件が、オランダの CDM プログラムの基本であり、 この入札が CERUPT として 2001 年に発足した。この文書は、CERUPT 2001 の参加の条件を示すこ とを目的としている。

### 2.2 デリバリーの性質と数量

### 要求される製品の性質

CER もしくは認証排出削減量単位は、京都議定書の第12条と、それに付随する要求によって定められた単位である。この1単位は、Decision 2/CP.3、もしくは京都議定書の第5条の規定により後に見直された定義である地球温暖化係数を使用して計算された、CO₂等量1000kgに等しい(この定義については 2.3 を参照)。

CERs のデリバリーは、EB によって、オランダのアカウントに CERs を実際に移転することを意味する。EB が完全に稼働していない状況では、Senter は、本 TOR の付属文書 4 に従って実現された排出削減の認証を、暫定的なデリバリーとして受入れる。

デリバリーを実施するために、契約者は以下の活動を実施する必要がある。

- ・ CDM プロジェクトを開始する。
- 指定運営機関(DOE)によって確認され、Executive Board (EB)に登録された CDM プロジェクトを保有する。Senter に連絡文書を送付する。
- ・ CDM プロジェクトを運営し、排出削減を現実化して、DOE により認証された排出削減、EB により発行された CER を所有する。

### 数量

CERUPT 2001 を通して、オランダは、最低 3,000,000 CER を購入する意思がある。

価格

一件の契約者から購入する最低量は、100,000 CERs である。契約者あたりの最大上限はない。

オプション:契約者が、クレジット期間において契約上の合意に必要な CER 以上の CER を生成させた場合、Senter はそれらの権利を保有する。契約者は、余剰に生成した権利を他者に提供する前に、Senter に提供しなければならない。契約者は発生した余剰の CER をデリバリー時の市場価格で提供する。Senter は契約量以上の CER を購入する義務を有しない。

CER の価格は、供給者による競争入札で決定される。

Senter は、さまざまな CDM プロジェクトにより生成された CER に対し、最高で以下に示す価格 により支払いを行うことを望んでいる。

•	再生可能エネルギー(バイオマス以外)	EUR 5.50
•	クリーンなエネルギー生産、持続可能な成長によるバイオマス(廃棄物以外) によるエネルギー生産	EUR 4.40
•	エネルギー効率向上	EUR 4.40
•	その他、化石燃料の転換、メタン回収	EUR 3.30

すべての見積もりはユーロで作成されねばならない。

2.3 技術的解説 - どのようにしてCER を生成し、デリバリーするか

このセクションはCER を生成しデリバリーするために必要なすべての活動と義務を記述している。 第三章には、CERUPT の応募入札の手続きに関して、さまざまなフェーズにおいてどのようにアレ ンジするかについて記述してある。

2.3.1 概要

CER は以下のように生成され、デリバリーされる。

1. CDM プロジェクトにより生成された CER: CER を生成するためには、CDM プロジェクトは GHG 排出削減を導くように進められる必要がある。また、CDM プロジェクトは、Senter に提案書を提出 する段階において、その実行可能性が証明されている必要がある。さらに、CDM プロジェクトは、 契約期間中において、運営(操業)可能である必要がある。これを証明するために、CDM プロジェ クトのビジネスプランがプロポーザルの一部に包含される(付属文書5)。

CDM プロジェクトは以下に示す(活動に対する)投資である ・再生可能エネルギー(例:太陽光、風力、バイオマス、水力) ・低 CO2燃料への燃料転換(例:石油からガス、石炭からガス) ・エネルギー効率改善(例:CHP、照明、断熱、プロセス最適化) ・廃棄物(例:埋め立てガス抽出、ゴミ焼却) ・その他

2. CDM プロジェクトは、ホスト国の持続可能な開発の達成を支援する。ホスト国は、承認レターによってこれを確認する必要がある(フォーマットは付属文書3)。また、ホスト国は、CDM プロジェクトの環境影響を判断する。これは、ホスト国の要請によって、環境影響評価が必要となる事を表す。

CDM プロジェクトが持続可能な開発に及ぼす影響を判断する方法を決定することは、ホスト国に 委ねられている。環境影響を判断するのもホスト国の責任である。これは、それぞれの国によって 異なるものである。ホスト国の CDM オフィスもしくは環境省に、CDM プロジェクト開発の初期段 階に通知する。

3. 公開参加は、CDM プロジェクトの重要な要素である。現地のステークホルダーのプロジェクト 計画案に対するコメントが求められる必要がある。最終的なプロジェクトの計画は、これらのコメ ントを考慮する必要がある。

供給者は、ホスト国において一般的な公開参加の手法に従うことを推奨する。

4. GHG 排出削減は、CDM プロジェクトが存在しなかった場合に発生する場合に対して、追加的で ある必要がある。これはベースラインスタディーによって証明されなければならない(2.3.2のイン ストラクション及び付属文書4参照)。

5. CDM プロジェクトは、DOE による確認を受け、理事会(EB)により登録される。2.3.3 のインストラクションを参照。

6. 排出削減、は DOE によって検証・認証される。CER は、EB により交付される。2.3.3 のインス トラクション参照。

7. CDM プロジェクトは、EB による徴収がある。EB は、京都議定書第12条第8項に従って、管理 費及び気候変動の悪影響に対する低開発国の適応の費用として、CERの一部(最大5%)を徴収す る。低開発国における CDM プロジェクトは、適応に関する徴収が免除となる。

関連機関は、以下のスキームで関わる。



Table2.1: CDM プロジェクトの機関との関係

No.	記述	TOR のセクション
0	供給者がホスト国政府にプロジェクトの承認を求める	該当なし
I	ホスト国政府が CDM プロジェクトの承認レターを発行する。	2.3.1.2,
	この承認レターにより、ホスト国政府はプロジェクトを CDM	App.3
	プロジェクトとして認めることになる。	
II	供給者は Senter に CER (の獲得)を提案する。	2.3.2, App.
		4, 3.2, 3.3
III	Senter は提案を受け入れ、供給者と契約に署名する。この契約	3.4
	を通して、プロジェクトを CDM プロジェクトして認める。	
IV	供給者は、プロジェクトデザインドキュメント(PDD)を DOE	2.3.3
	に確認のために提出する。DOE は、供給者に確認報告書を提出	
	する。	
V	DOE は、EB に CDM プロジェクトとしての登録請求を行う。	該当なし
	登録後に、プロジェクトは正式に CDM プロジェクトとして認	
	められる。	
VI	レビューが要求されない限り、EB によるプロジェクトの登録	該当なし
	は要求の60日後に完了する。	
VII	契約者は検証に関連した書類を提出する。	3.3table3.3
VIII	プロジェクトは、モニタリングレポートに示される排出削減を	2.3.2, 2.3.3
	達成する。契約者は、検証・認証のためにモニタリングレポー	
	トを DOE に提出する。DOE は、供給者に検証報告書と排出削	
	減の認証を付与する。	
IX	DOEは、EBに CERの発行を要請する。	該当なし
Х	EB は CDM 登録を通して、CER を発行する。	2.3.1.6,
	Xa:当てはまる場合:適応基金に最大5%。	2.3.1.7
	Xb:残りのCER(>95%)をオランダに移転。	2.2, 2.3.2
	Xc:オランダ政府は運営基金を支払う。	該当なし
XI	契約者は、レポートを配布し、Senter がCERのデリバリーにあ	
	たって支払いを行う。	

2.3.2 CER の計算とデリバリー

提案段階における CER の算定 - ベースライン設定

CERの提案段階では、CERは、ベースラインとCDM プロジェクトが実施された場合の排出シナ リオの間の差として算定される。ベースラインとは、CDM プロジェクトが存在しなかった場合の状 況である。測定や計算によって、ベースラインは設定される。ベースラインは、本 TOR の付属文書 4に示された手続きに従って、客観的、システマティックかつ再現可能な方法によって設定されな ければならない。

注) ベースラインの有効性と、それによるクレジット期間は限定されている。2 つの代替案が設定 されている。

- ・ 1回又は2回(7年後に引き続き)の延長が可能な、7年間から最大21年間の有効性がある。 すべての延長時に、(ベースラインは)変化した状況に適応させる。本ケースでは、Senter は、最大14年間の契約に関する提案を受け入れる。2012年の後の年次に関する契約について、 2012年の後の期間における「取り消し」に関する追加的な条項をセットする。
- ・ 延長なしの 10 年間の有効性

排出削減の実現 - モニタリング

契約期間中、実現した排出削減は、モニタリングを実施することにより測定されなければならない。モニタリングのインストラクションは、同様に本 TOR の付属文書4に示されている。契約期間において、契約者は毎年モニタリングを実施する必要がある。

CER の最終的な計算、CER の移転は、EB ガイドラインに基づいて行われる。EB ガイドラインに 基づいて計算された CER が、本 TOR の付属文書4のガイドラインで計算された量の50%以下であ れば、Senter と契約者間の契約は解除となる。EB ガイドラインに基づいて計算された CER が 50% から100%の間であれば、支払いは本 TOR の付属文書4のガイドラインに基づいて行われる。

2.3.3 確認、登録、検証、認証、発行

# 確認と登録

CDM プロジェクトの確認と登録のために、DOE は以下のことを確認しなくてはならない。

- ホストとドナー国が京都議定書を批准していること、オランダが京都議定書のモニタリング と登録の要件を遵守していること。
- ・ 地域のステークホルダーのコメントを求め、考慮に入れること。
- ・ 環境影響を考慮し、ホスト国から要求があった場合に EIA が実施されていること。
- ・ 期待される GHG 排出削減は、追加的であること。つまり、選択されたベースラインは、需要 可能であること。
- ・ モニタリング、確認と報告が、要件と一致していること。

供給者は以下のものを DOE に提出する必要がある。

- ・ ベースライン研究とモニタリングの手順(付属文書4のフォーマット)
- ・ 地域のステークホルダーによるコメントのレポート
- ・ 環境影響のレポート
- ホスト国による承認レター

確認のプロセスでは以下のことを説明する:

- ・ 機密事項を除き、プロジェクト計画書を公表する。
- ・ 参加国、ステークホルダー、UNFCCC 公認オブサーバーの確認に関する要件に対するコメントを、発表後 30 日以内に受理する。
- ・ プロジェクトが確認できるかどうか決定する。

CDM プロジェクトを登録するために、DOE は、ホスト国の承認レターとオランダ政府(=Senter による契約)の正式な承認とともに、確認報告書を提出し、EB に登録の要請を行う。

検証、認証、発行

CERs をデリバリーするために、DOE はモニタリング調査を検証し、排出削減を認証する。モニ タリング、検証、認証は、確認されたモニタリングプロトコルに基づく。検証報告書と認証の書類 は、DOE によってEB に提出される必要がある。この認証報告書に基づいて、EB はオランダのアカ ウントに CER を発行する。

効率化のため、検証報告書は、最大限2年の期間を同時に作成することが可能である。これは検 証報告書の数量が少なくともモニタリング報告書の半分となることを意味する。

契約管理を目的として、検証報告書と認証報告書のコピーは、Senterとホスト国のCDM 担当機関 に送付される必要がある。

### 2.3.4 暫定的な調整

EBとDOE

EBは2001年の末までに指定されると期待されており、2002年から稼働が可能である。さらに、 DOEは2003年に稼働すると期待されている。

EBとDOEsが稼働するまで、以下の暫定措置が適用される。

- ・ 確認と検証は、将来 DOE になる意思のある資格のある独立した組織によって実施される必要 がある。
- ・ これらの組織は、以下の基準を遵守する必要がある:
  - 組織もしくはその下請け業者が、確認、立証、認証の機能を実施するために選択す された CDM プロジェクト活動の参加者の間に、実際の、もしくは潜在的な関心に 関する争いが無いこと。
  - 付属文書4のガイドラインに従うこと。
  - 可能な限り早急に、EBにおいて DOE として認定されるように申請するであろうことを書面にて確認しなければならない。
  - Bonn 合意に詳細に記されている DOE の要件を遵守することを書面にて確認しなければならない。
  - EBとDOEの将来のコミュニケーションと活動に関するコストは、契約者が支払う必要がある。

暫定的な調整は、EBと DOE が稼働し始めれば(これは Senter によって判断される)、キャンセルされる。EBと DOE が稼働しはじめてから最初の180日間は、契約者は、確認、登録、認証、発行に関する正式な義務を満たす。

### ホスト国とオランダの参加要件

ホスト国は、京都議定書の締約国であれば、参加する権利がある。この点に関連することは、ホ スト国の承認レター(LoA)提出の際の状況である。いかなる遅延をも回避するために、ホスト国 は、最低限の要件として、京都議定書発効から 30日以内に、京都議定書に加盟することを LoA に のなかで確認しなければならない。LoAのフォーマットは付属文書3に含まれている。供給者は、 LoAの提出に責任を持つ。ホスト国が、京都議定書発効から 30日以内に京都議定書に加盟しない場 合、契約事項は再交渉される可能性がある。

- 2.3.5 その他の要件
  - CDM プロジェクトは、京都議定書の締約国であるいかなる非附属書 I 国において実施可能である。契約は、ホスト国が付属文書 3 の様式に従った LoA に署名することにより終了することができる。
  - ・ プロジェクトの融資は、Senter による支払い以前に終了している必要がある。
  - ・ Senter が実施された環境分析と(もしくは)環境影響評価の結果を疑う場合、Senter は欧州基準に従って EIA を要求することができる。
  - ・ 原子力エネルギープロジェクトによる CER は不適格である。
  - ・ シンクの増大に関するプロジェクトからの CER は不適格である。
  - ・ いずれは社会的、政治的、動揺をもたらすおそれのある、または社会や生物多様性に大規模 な悪影響を与えているプロジェクトの結果による CER は不適格である。
  - 供給者は、プロジェクトとその所有物(asset)の法的所有者であるという証拠を提出する必要がある。供給者がプロジェクトの所有者でない場合、供給者と所有者間の契約に、両者の関係の調整に関する申し入れが包含されている必要がある。オーナーは、供給者に対して、Senterとの CERUPT の契約下の義務から生じる活動の実施を円滑にし、オーソライズする必要がある。

# 2.4 支払い、前払いの条件

支払いの条件は、付属文書7のCERUPTの一般条件に示されている。支払いは以下のようになされる。

- パラグラフ 2.2 に記されているように、プロジェクトが開始され、排出削減が行われる、1、3、
   5 年目などに行われる。
- ・ 2、4、6年目など、モニタリング報告書の提出の際に行われる。これらの支払いは前払いとみ なされる。この排出削減は、次の年には認証され、CERsは支払いが完了したと判断された時 に発行される。

支払いは、デリバリーされた CER の数量に等しい。

例外の場合、及び不可避であると証明された場合に限り、Senter はプロジェクトが実施される前、 例えば CER の実際のデリバリーの前に、前払いを行う。前払いは、供給者のランキングにマイナス の影響を与える(セクション 2.7 を参照)。提案の中で、供給者は、以下の事項を特定する必要が ある。

- ・ なぜ、前払いが不可避であったか
- ・ どうのような代替資金が考慮され、もしくはまだ考慮中であるか。
- ・ どのような理由で代替資金源が拒否されたか。
- 考慮、交渉中の代替資金の状況。

Senter は最大4回、保障された契約価値の50%までの前払いを行う可能性がある。前払いは、提 案書の中に供給者によって明示された、明確に測定可能なマイルストーンにおいてのみ実施される。 デリバリーの支払いは、デリバリーされた CERsの価値が前払い額を上回ってから開始される。

### 2.5 一般的な条件

CERUPT の一般的な条件は、付属文書7に記載されている。

### 2.6 質的選択の基準

質的選択の基準は、供給者としての候補者の適正を評価するために用いられる。基準は、CERUPT の手続きの選択の段階で利用される(3.2 参照)。

2.6.1 選考基準

技術的なキャパシティー

技術的なキャパシティーは、0-100の指標で測定される。もっとも高いスコアの供給者が選定される(3.2 を参照)。

供給者は、CERを生成させることができる CDM プロジェクトを実施させることが可能である必要がある。

供給者の技術的なキャパシティは、以下に示す条件を備えている必要がある:

- ・ CER を生成するための供給者の設備に関する記述。CER は、未設置の設備(CDM プロジェ クト)から生成されるため、供給者はどの設備が使用されるか、どのように実現化されるか 定性的に記述する必要がある(付属文書1の PIN 様式使用)。
- ・ ベースラインの算定と期待される排出削減の見積もり。(付属文書1のPIN 様式使用)
- ・ ホスト国の認定された権威(オーソリティ)からの承認レター(付属文書2の様式使用)
- ・ 類似プロジェクトのセットアップに関する参照事例
- ・ 類似プロジェクトの運営に関する参照事例
- ・ プロジェクトで使用される技術に関する参照事例

供給者による情報が、供給者の契約参加の可否の判断に不十分な場合、Senter は供給者に追加情報を求めることが可能である。Senter は、供給者の生産キャパシティ、及び必要に応じてその研究調査設備・品質管理対策をチェックすることができる。または、供給者が所属する国の公的審査機関によりチェックされた供給者の生産キャパシティも同様にチェックすることができる。

Table 2.1: 技術的なキャパシティに関するスコア表

14010 2111		
基準	注意するポイント	最大のスコア
I プロジ ェクトの 定義	<ul> <li>プロジェクトの実現はフィージブルである。</li> <li>ベースラインと排出削減の見積もりが現実的である。</li> <li>ホスト国の政府のプロジェクト承認が得られそうである。</li> <li>プロジェクトのリスクが管理しやすい。</li> </ul>	50
II 運営 プラン	<ul> <li>・運営計画が、プロジェクトの目的を実現するために適切である。</li> <li>・プロジェクトは効率的な方法で実行されなければならない。</li> <li>・プロジェクトは、与えられた時間的制限の中で効果的に実施されるべきである。</li> <li>・共同事業体のパートナーの関係が安定している。</li> </ul>	20
III 経験	<ul> <li>過去三年間に、類似のプロジェクトの立ち上げ、主要なデリバリーの実施、類似プロジェクトの実現に関する経験がある。</li> <li>類似のプロジェクトの運営に関する経験がある。</li> <li>CDM プロジェクトで使用される技術に関する参照事例がある。</li> </ul>	30
合計		100

登録:

一般的な専門キャパシティに欠けた供給者は、除外される。

Senter は、供給者に対して、専門または商業登記に登録されているかを証明すること、または当該供給者が設立されている国の法律に従って、口頭による宣誓、もしくは証明書を証拠として提出することを要求する。

財政・経済的状態:

財政的に CER をデリバリーできない供給者は除外される。 その証拠には、以下に示すものがある:

- ・ 供給者のバランスシートを含む 1998 年、1999 年、2000 年の認証された会計報告、またはそ こからの抜き出しと供給者の過去 3 ヵ年の会計年度における総出来高。
- ・ もし、上記が得られない場合は、供給者の過去3ヵ年の会計年度における総出来高に関する 公認の明細書。
- ・ もし、上記が得られない場合は、銀行からの適切な明細書
- ・ Senter の要求する参考文献、文書

# 資金能力の指標は、以下の根拠による

- ・ 公平性:少なくとも提案する意図のあるCER に10 EURO を乗じた額に達する
- ・ 安定したプラスの売上の伸びと過去3年間の利益
- ・ 提案する意図のある CER に 10 EURO を乗じた額を最大として、国際的に認められた格付け機 関によるクレジットの格付け

社会的責任:

供給者は多国籍企業に関する OECD ガイドライン (付属文書9) に留意し、十分にその実施に努力する。供給者は少なくとも付属文書9の基準を遵守しなければならない。

供給者からの明細書は証拠になり得る。

### 2.6.2 排除の基準

以下の場合、いかなる供給者も参加から排除される。

- a) 破産、もしくは会社を解散しようとしている、裁判所の管理下にある、債権者との調整下に ある(支払い猶予期間)、国の法律や規制による同様の手続きによって類似の状況下にある。
- b) 裁判所による強制的な生産もしくは管理、債権者との協定にある(支払い猶予期間)、国の 法律や規制による同様の手続きによって類似の状況下にあるため、破産宣告の手続きの対象 になっている。
- c) 既判事項の拘束力のある判決によって職務上の行動に関して法律違反の有罪判決を受けている。
- d) Senter が十分な根拠を示す手段により、重大な職務上の失敗によって有罪になっている。
- e) 供給者が設立されている国もしくはオランダの法規定に基づく社会保険負担の義務を果たし ていない。
- f) 供給者が開設されている国もしくはオランダの法規定に基づく納税の義務を果たしていない。
- g) TOR に基づいた質的な選択基準のための情報提供にあたり、深刻な虚偽の陳述をした.

証拠は以下のように示される:

- a、b、cのケースでは、a、b、cで引用されたどのケースも供給者に当てはまらないことを示す裁判記録からの抜粋。このような抜粋が利用できない場合、Senterは同様の文書を供給者の母国の所轄裁判所及び官庁から受け取る。
- ・ e、fのケースでは、供給者の母国の所轄官庁が発行した証明書。
- ・ d、gのケースでは、証拠提出の必要はない。

国によっては、以上に言及した文書や証明書は発行されていなかったり、引用したケースをカバーしていない。その場合、口頭の宣誓や、口頭の宣誓がない国の場合、供給者の法的な代表者による供給者の母国の所轄裁判所及び官庁、公証人、所轄専門、取引団体の前での厳粛な宣言により代替される。

### 2.7 契約締結の基準

契約締結の基準は、選択された供給者からの提案を評価するために用いられる。これらは CERUPT の手続きの契約締結段階で利用される (3.3 参照)。

契約は経済的に最も有利な提案と締結する。以下の要素が考慮されるべきである。

- 1. CER 1 単位の価格(P)
- 2. 下表による技術的優先(T)

 使用される技術	Т
再生可能エネルギー(バイオマスを除く)	1
クリーンなエネルギー生産、持続可能な成長によるバイオマス(廃棄物以外)によるエ	1.25
ネルギー生産	
エネルギー効率向上	1.25
その他、化石燃料からの転換とメタン回収など	1.67

3. プロジェクトの実現可能性(F)、提案されたプロジェクトと技術が主要なゴールを達成する ために実現可能であり、(技術的、組織的、資金的に)能力があること。1から100までのス コアで表示され、60以下の場合は除外される。

*例えば、これは、熱と電力をエネルギーの使用者に提供する CHP プロジェクトの実現可能性、グリッド等やクライアントに電力を供給する風力発電プロジェクトの実現可能性を意味している。* 

プロジェクトのフィージビリティの評価のために、Senterは提案書の以下の側面を評価する。

技術(35ポイント)

- ・ プロジェクトの正当化
- ホスト国の市場開発
- ・ プロジェクトの競争性
- ・ プロジェクトの企画
- 提案された技術の適正
- ・ ハードウェアと原材料の適正

プロジェクトの財政的構造(35 ポイント)

- 財産と総投資の合計
- キャッシュフローの予測
- ・ 財政構造:財源と保証
- ・ 契約の状況(例:電力購入の合意)
- 前払いの要求の正当性
- ・ 保険

プロジェクト組織(30 ポイント)

- ・ 役割分担、プロジェクトパートナーの位置
- 管理構造
- ・ 段階設定、活動計画、スケジュール、資源の計画
- ・ マイルストーンのフィージビリティ
- ・ プロジェクトの実現に影響を及ぼす予測

ランク付け:

Fを満たすプロポーザルは、P×Tによってランク付けされる。Senterは、P×Tが最も小さい提案 を第一とし、最も高いプロジェクトを末尾にするリストを作成する。契約締結はリストの先頭から 実施される。Senterは、P×TがEUR 5.5を超えるプロジェクトを拒否するであろう。競争入札を促

進するため、EUR 5.50 を超えていなくても、Senter はランキングの下から 10%を拒否する権利を持つ。

# 前払い金:

前金(AP)の場合、Senterは、10%の割引率で、この支払いの実施時から将来の価値(FV)を計算する。

使用される計算式は FV = AP * (1+r)^{P1} である。これは、価格 P が、初期支払い(前払い)が必要 な時点に比較して高くなること、及び支払いが後に行われる場合に比較して低くなることを意味し ている。配布時の支払いは、ディスカウントされない。

### 例:

供給者が、2006年から 2013 年の間に、25,000 CER/年を提供すると仮定する。提案は 1 CER あ たり EUR 5 とすると、契約総額は EUR 1,000,000 である。供給者は、2003 年、契約時に 25 %の前払 いを受け取り、10%を 2004 年の建設開始時に受け取り、2005 年の引渡し(ターンキー)段階で 15% を受け取る。

例:

ー件の供給者が 2009 年から 2013 年の間に年あたり 25,000 CERs を提供するとする。オファーは CER あたり EUR5 で、契約の総額は EUR1,000,000 である。供給者は 2003 年、契約時に 25%の前払いを 欲し、2004 年の建設開始にあたって 10%を受け取り、 2005 年のターンキー段階で(turn key moment) で 15%を受け取る。

年	CER のデリバリー	前払い	支払い	割引
2003	-	25%	250,000	349,388
2004	-	10%	100,000	146,410
2005	-	15%	150,000	216,288
2006	25,000	-	-	-
2007	25,000	-	-	-
2008	25,000	-	-	-
2009	25,000	-	-	-
2010	25,000	-	125,000	125,000
2011	25,000	-	125,000	125,000
2012	25,000	-	125,000	125,000
2013	25,000	-	125,000	125,000
合計	200,000	50%	1,000,000	1,212,085

この例では、CERは EUR6.06 である。これがランク付けの基礎になる。

# 3. 手続き

# 3.1 一般的事項

CERUPT は、EUの供給指令(EU directive for supplies)93/36/EECに従って行われる。CERUPT は 二つの段階から構成される。選考段階と契約締結段階である。手続きは、付属文書6に概略図的に 示されている。この付属文書は、プロジェクト開発サイクルのそれぞれの段階とCERUPTのサイク ルにおいて、供給者、ホスト国、オランダ政府等さまざまな主体の役割の概要を包含している。 Senter は、いずれの段階においてもCERUPT 2001を無効とする権利を有している。

### 3.2 選択段階

選択段階において、供給者は、Senter に入札意向書を提出する。供給者は、セクション 2.6 の質的 選択の基準によって審査、評価を受け、最終的には技術的なキャパシティーによってランク付けら れる。

注意:Senter は、供給者と称する会社法的主体を将来の契約者とみなしている。契約段階で、入札意向書を提出している会社/法的主体によって完全に保証されていない限り、Senter は他の法的主体(例えばプロジェクト会社)を契約者として受け入れない。

入札意向書には、以下の情報が包含される必要がある。

Table3.1入札意向書に記載されるべき項目

番号	記述
1	パラグラフ 2.6.2a、b、c、e 及び f に述べられたケースのどれも供給者に当てはまらな
	いという供給者による説明書。
2	すべてのプロジェクト参加者による関心表明レター
3	(1)供給者のバランスシートを含む 1998 年、1999 年、2000 年の認証された会計報告も
	しくはそこからの抜き出しと供給者の過去3ヵ年の会計年度における総出来高。それが
	得られない場合は、(2)供給者の過去3ヵ年の会計年度における総出来高に関する公認
	明細書、それが得られない場合は、(3)銀行からの適切な明細書。
3a	供給者が3に述べられている同じ法的主体でない場合、3で述べられている法的主体に
	よる完全な保証。
4	専門的、商業的登記からの最新の抜き出し。
5	PIN ( 付属文書 1 のフォーマット使用 )
6	ホスト国の承認レター(付属文書2のフォーマット使用)
7	同様のプロジェクト立ち上げの参考事例(段落2.6.1の明細使用)
8	同様のプロジェクト実施の参考事例(段落 2.6.1 の明細使用)
9	プロジェクトで使用される技術に関する参考事例(段落2.6.1の明細使用)
10	社会的責任の説明

フォーマットの利用は、義務であることに注意が必要である。指定のフォームでない PINs と承認 レターは受理されない。

供給者は、タイムテーブル(パラグラフ 3.5)に述べられた期日までに入札意向書のハードコピー を 5 部提出する必要がある。また、PIN を含むワードの文書を、3.5 インチディスクもしくは CD -ROM で提出する必要がある。締め切り後に届いたり、e-mail や FAX のように異なるフォームで届 いた入札意向書は受け付けない。

Senter は、最低3人のメンバーにより、入札意向書を評価する。評価チームの結論は、CERUPT 2001の実施の最終段階まで参加しない、独立した専門家による委員会が確認する。

# 3.3 契約締結段階

次は、契約締結段階である。さまざまな段階で提出された項目は、下表のとおりである。提出の 締め切りに提案書の一部として用意されているべきである項目と、契約に必要な項目であるが、後 の段階で提出することができる項目に区別されている。

Table 3.2: 提案書提出の締め切り時に、提案書の一部として供給されるべきであるアイテム

番号	記載	参照
1	CER、数量、価格、デリバリーの時期に関する提案	2.2
2	ホスト国の承認レター(付属文書3のフォーマットまたは類似のものを使用)	2.3.1
3	前払い金の支払いに関する提案	2.4
4	ビジネスプラン(付属文書 5 のフォーマットを使用 )	2.2
5	ベースラインスタディー (付属文書4のフォーマット使用)	2.3.2
6	DOE によるベースラインの確認に関する報告	2.3.1
7	段落2.6.2a、b、cのいかなるケースにも供給者が当てはまらないという証拠	2.6.2
8	段落2.6.2e及びfのいかなるケースにも供給者が当てはまらないという証拠	2.6.2

フォーマットの利用は、義務であることに注意が必要である。指定のフォームでないビジネスプ ランとベースラインスタディーは受理されない。

これらのうち、どの文書が欠落していても、提案書は受理されない。

Table3.3:条項の中の回避条件になるアイテム

番号	記載	参照
9	プロジェクトのパートナーと(下請)契約者との契約	2.3.5
10	活動と資金両方の約束に関する、すべてのプロジェクト参加者の約束レター	2.3.5
11	プロジェクトに関する財政的な調整の証明、クレジットと参加の調整、保険	2.3.5
12	公開参加に関する報告書	2.3.1
13	ホスト国が要求した場合の環境影響評価	2.3.1
14	確認報告書	2.3.3
		2.3.4
15	EB によるプロジェクトの登録	2.3.3
		2.3.4

供給者は、タイムテーブル(パラグラフ 3.5)に述べられた期日までに提案書のハードコピーを5 部提出する必要がある。また、提案書を含むワードの文書を、3.5 インチディスクもしくは CD - ROM で提出する必要がある。締め切り後に届いたり、e-mail や FAX のように異なるフォームで届いた提 案書は受け付けない。

それぞれの供給者は、評価チームに対して、提案書を発表する機会が与えられる。発表は60分に 限定されている。発表は、20分~30分であり、残りの30分~40分は評価チームの質問のための時 間である。発表は、デフォルトのものではなく、ハイライトと独自のセールスポイントを強調して 欲しい。

プレゼンテーションでの発表に関するアドバイスは、以下のとおり:

- ・ プロジェクト実施の最終的な責任を有する人物(例、供給者の会長)
- ・ プロジェクトマネージャー
- ・ 可能な場合は、プロジェクトの他の参加者の代表

Senter は現場調査を実施し、地域を調査して、プロジェクト参加者と国内の利害関係者にインタビューを行う。

Senterは、パラグラフ2.7の契約締結の基準に従って3つの手段により提案書を評価する。

・ 文書

- ・ 供給者によるプレゼンテーション
- ・ 現場の評価

選択段階と同じように、Senter は、最低3人のメンバーにより、提案書を評価する。評価チームの結論は、CERUPT 2001の実施の最終段階まで参加しない、独立した専門家による委員会が確認する。

提案が評価によって受け入れられた場合、Senter は最大EUR37,500 まで、提案書作成代金を返済 する。この金額は以下の項目により構成されている。

- ・ DOE によるベースラインの確認のためのコスト、一括 EUR 12,500
- ・ ベースライン調査を実施するための内部コスト、一括 EUR 25,000

すべての金額は消費税(VAT)を含む。

供給者が小規模プロジェクト用に標準化されたベースラインを使用している場合、ベースライン 作成の返済はなされない(2001年12月から利用可能)。

### 3.4 契約手続き

提案書がプラスの評価を受けた後、Senter は、供給者と契約を締結する。Table3.3の文書の提出は、 契約の中に回避条件として包含することが可能である。これらの文書が、入札結果の最終的な発表 の6ヶ月以内に提出されない場合、Senter は契約を無効とする権利を有する。供給者は、Senter へ独 占的に CER の権利を販売することを表明し、他の潜在的な購入者に売却しないことを宣言する。

セクション 2.3.4 のいずれかのケースが適用されるとき、契約は以下のプロセスに基づいて行われる。

Table3.4 暫定的な契約手続き

状況	手続き
ホスト国もしくはオ	項目14、15の問題ではなく、締約国の参加要件の遵守がペンディングであ
ランダが参加要件を	ることのみであるというDOE による確認の書類が、Senter に提出される。
満たせない場合	項目14、15の提出は、条項の中で但し書きにされる。
EBとDOEsが運用さ	DOEとして活動する資格のある独立組織によって確認書類が Senter に提出
れていない	される。項目14、15の提出は、条項の回避条件として但し書きにされる。

### 3.5 入札結果の公表

供給者は、文書により入札の結果が知らされる。入札結果は、欧州共同体の公式機関紙で発表される。

# 3.6 タイムテーブル

Table3.5	タ	1 L	、テー	・ブル
----------	---	-----	-----	-----

付
01年11月1日
月 31 日、現地時間 12 時
02 年 5 月 1 日*
02 年 8 月 29 日、現地時間 12 時
02 年 10 月 7 日 ~ 11 日*
02年11月7日*
02 年 11 月 21 日*

# 3.7 連絡先

# 入札機関:

Senter, Dutch Government Agency Contact: Mr. Egbert LIESE P.O. Box 30732 2500 GS THE HAGUE The Netherlands tel. +31-70-361-0495 fax +31-70-361-0918 e-mail: <u>carboncredits@senter.nl</u> internet <u>www.carboncredits.nl</u>

# オランダの監督官庁

Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment of The Netherlands Directorate-General for Environment Protection Contact: Mr. Ferry VAN HAGEN P.O. Box 30945 2500 GX THE HAGUE The Netherlands tel. +31-70-339-3456 fax +31-70-339-1306 e-mail: <u>Ferry.VanHagen@minvrom.nl</u> internet <u>www.cdminfo.nl</u>

# 付属文書1:プロジェクトアイデアノート (PIN) 注)1.は英文(原文)のまま

The form consists of two parts. Please start every part on a new page.

1. GENERAL INFORMATION 1.1 Supplier data Company name Address Zip code + city address Postal address Zip code + city postal address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail Bank/Giro number Bank No. of Employees Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration 1.2 Corresponder's data (if Supplier is represented by a third party) Company name Address Zip code + city address Postal address Zip code + city postal address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail 1.3 Project partners Please fill in a separate data sheet for every project partner Company name Position in the project Visiting address Zip code + city + country visiting address Postal address Zip code + city + country visiting address Country Contact person: Mr/Mrstitle initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail No. of Employees Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration

- 2 プロジェクト情報
- 2.1 投資情報シート
- プロジェクトタイトル(最大40ポジション)
   ホスト国
- . 投資場所
- ・ 要約(最大100語、プロジェクトの最も重要な特徴)
- 予定投資開始日
- 予定建設開始日と終了日
- ・ デリバリー開始予定年
- ・ デリバリーされるCERの見積り量
   ・ 提供されるCERの見積もり価格
- . 必要となる投資の見積り総額
- 予定される資金調達手段
- ・ その他の財政上の考慮
- ・ 現状(議論中/計画中/準備中/ホスト国と議論中等、準備が進行済み)

2.2 背景と正当化(最大A4 1ページ)

- プロジェクトの背景、過去の経緯とプロジェクトが解決するべき問題に関する記述。
- ・ プロジェクトパートナーの中心的なビジネス、それらの関係、関係が継続している期間、実行 されている活動内容に関する記述。
- 関連する資金的約束に関する記述。
- 2.3 マーケットの記述(最大A4 1ページ)
- ・ 投資が行われている市場の状況に関する記述。
- 2.4 投資計画(最大A4 1ページ)
- 投資計画の記述(投資プラン、財政プラン)
   ホスト国の態度を示す。
- 2.5 排出削減(最大A4 1ページ)
- ベースラインに関する簡単な記述。
   排出削減量に関する簡単な記述。

付属文書2:エンドースメントレター案 注)英文(原文)のまま

Undersigned, as a legal and authorised representative of <name country/state>,

[Preambles, references, political statements.]

Referring to: proposal number. <number of proposal indicated by company>, named <name proposal>, hereafter to be referred to as 'the Project', located <location> <any other information needed to identify the project> by <name proposer>, hereafter to be referred to as 'Supplier', dated <date proposal>,

I wish to refer to the request by <name Supplier> that the above mentioned project be considered for participation in the CERUPT tender, of which Senter is the tendering agency on behalf of the Netherlands government.

<Host Country> appreciates that the objective of the CERUPT tender is to provide resources to projects which will generate greenhouse gas emission reductions that in due course are expected to be eligible for registration for the purpose of Article 12 of the Kyoto Protocol to the UN Convention on Climate Change (UNFCCC) according to the terms of the UNFCCC. <Host Country> appreciates also that CERUPT is designed to generate emissions reductions, which have been independently certified, prior to the start of the commitment period defined in Article 3 of the Protocol. <Host Country> understands also that in order to consider a project as a project activity under Article 12 of the Kyoto Protocol (CDM) that will have to become a Party to the Kyoto Protocol ultimately 30 days after the protocol has entered into force.

As the authorized representative of <host country>, I hereby confirm that <Host Country> endorses the further development of the <name of project> and that by this endorsement <Host Country> is committing itself to render such assistance as may be necessary in the future registration, verification, certification and issuance for the purposes of the Kyoto Protocol of greenhouse gas emission reductions generated by the name of project-, Host country- understands that these modalities (partly) still have to be developed by the Conference of the Parties to UNFCCC serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol.

<Name of Signatory> <Title> <Signature>

# 付属文書3:承認レター案 注)英文(原文)のまま

Undersigned, as a legal and authorised representative of <name country/state>,

[Preambles, references, political statements.]

referring to: proposal number. <number of proposal indicated by company>, named <name proposal>, hereafter to be referred to as 'the CDM project', <located location> <any other information needed to identify the project> by <name proposer>, hereafter to be referred to as 'Contractor', dated <date proposal>,

#### declares that:

- 1 <Host Country> has fulfilled its national obligations in order to become a Party to the Kyoto Protocol, -orshall accede to the Kyoto Protocol ultimately 30 days after the Kyoto Protocol has entered into force
- 2 <host country> recognises the CDM project to be a Clean Development Mechanism project in accordance with article 12 of the Kyoto Protocol and its underlying decisions.
- 3 <host country> confirms that the CDM project contributes towards realisation of the country's sustainable development goals
- 4 <host country> authorises the contractor and any future owner of the CDM project to generate CERs, by realisation and operation of the CDM project, in accordance with article 12 of the Kyoto Protocol.
- 5 <host country> accepts the transfer <amount, percentage> of verified CERs, generated through the CDM project, to the Government of The Netherlands during the crediting period of the CDM project <year .. year ...>, through issue of CERs by the CDM Registry under the CDM Executive Board, cf. FCCC/CP//CRP.11, Annex to Decision -/CMP.1 (article 12), Part J) or through any other mechanism accepted by COP/MOP.
- 6 The transfer of CERs is irrespective of any legal or other transfer of the CDM project to third parties.
- 7 In case the Kyoto Protocol will not enter into force, <host country> and the Netherlands consider the transfer to the Netherlands as a transfer of greenhouse gas emission reduction on a bilateral basis.

Drafted <date>, <town, country>

Signed

For the host country:

Full Name Country: Name: Position: Date: Signature: 付属文書4:ペースライン、確認、モニタリング、検証のためのガイドライン

本付属文書は、別添書類としてとりまとめられている。

# 付属文書5:ビジネスプラン 注)英文(原文)のまま

# 1. PROJECT PARTICIPANTS DESCRIPTION

- 1.1 Supplier Data
  - Company name Address Zip code + city address Postal address Zip code + city postal address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail Bank/Giro number Bank No. of Employees Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration

# 1.2 Corresponder's Data (if Supplier is represented by a third party)

Company name Address Zip code + city address Postal address Zip code + city postal address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail

### 1.3 Other Project Participants

Please fill in a separate data sheet for every project participants Company name Position in the project Visiting address Zip code + city + country visiting address Postal address Zip code + city + country visiting address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail No. of Employees Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration

### 1.4 Financial Participant (expected)

Please fill in a separate data sheet for every financial participant Company name Visiting address Zip code + city + country visiting address Postal address Zip code + city + country visiting address Country Contact person: Mr/Mrs title initials surname Job title Telephone number Fax number E-mail Company's main activity CPV number Registration number Professional or Trade Register + City Date of registration

# 1.5 Project Participants Description

- · Describe the core business of the project participants and how this project fits into their strategy;
- Describe the strong and weak points of the project participants in relation to the investment, including
  participant's qualifications and experience to carry out the assignment.
- · Describe the relations between the project participants;
- · Describe other initiatives carried out earlier with the present partnership.
- · Describe related investment and financial commitments.

# 2. INVESTMENT DESCRIPTION

- 2.1 Investment Information Sheet
  - Project Title (maximum 40 positions)
- Host country
- Location of Investment
- · Abstract (maximum 100 words, most important features of the project)
- · Investment starting date
- · Construction starting date and finishing date
- · First year of delivery
- · Total of CER to be delivered
- · Price per CER offered
- · Total investment
- · Means of finance
- · Description of other financial considerations

# 2.2 Market Analysis

Describe the market situation in which the investment will be operating. Items to be addressed are:

- · country profile (general information, economic data, etc.);
- sector description;
- · governmental policy towards the sector;
- competitors (their strong and weak points);
- · market prices;
- the general market framework within which the investment will be carried out;
- · chances and treats for the investment;
- · description of the customers;
- market trends;
- · etc.

### 2.3 Marketing Mix Description

Describe location, product, price and promotion of the investment, and how this relates to the market analysis as described in paragraph 2.2.

### 2.4 Technology Description

Describe the technical specifications of the hardware and the plant designs, etc (add hardware quotations where possible).

### 2.5 Work Plan Description

Give a description of the scheduling of the Activities (and sub-activities) with dates for the start of project implementation, the phasing of activities, milestones, completion date and reporting schedule.

- elaborate on project phasing, broken down to activities leading to the results;
- · indicate milestones;
- · give time planning including a critical path. Use different scenarios, indicate factors
- $\cdot$  affecting the scenarios;

### 2.6 Other Resources Description

Give a description of other resources, like human resources delivered (Technical Assistance; formal training courses) and time schedule for Technical Assistance (Staff Deployment Schedule).

#### 2.7 Project Organisation Description

- Give a description of the projectorganisation. In particular, the proposal should:
- explain how Supplier intends to organise project management;
- outline the tasks and the names of organisations and (groups of) people involved.

### 2.8 Formalities and Institutions Description

Describe the legal necessities in relation to the investment, like licences, energy law, privatisation act, technical approvals, etc.

### 2.9 Economic and Social Impact Description

Describe the economic and social impact of the investment in the host country.

### **3. FINANCIAL DOSSIER**

If possible, use spreadsheets, graphs and charts in this section. Should be sent in to Senter in Excel 97 convertible programmes.

### 3.1 Investment Plan

Give a description of the assets of the investment (net assets, fixed assets, and current assets).

### 3.2 Financial Plan

Describe how the investment will be financed and under what conditions and terms.

### 3.3 Exploitation Estimate

Give an estimation of the turnover, costs, etc of the investment up to 2012.

#### 3.4 Liquidity Plan

Give an estimation of expenses and revenues of the investment up to 2012.

### 3.5 Sensitivity Analysis

Give a sensitivity analysis of the return on investment (energy prices, project costs (EPC costs, development cost, O&M costs, construction period, energy generation, debt interest rate), change in technology, change in policy, etc).

### 4. ENVIRONMENTAL AND SOCIAL IMPACT

# 4.1 Environmental impact

- Areas to be addressed are:
  - use of scarce resources (like minerals, clean water);
  - emissions to air, water and soil;
- production of waste;



- disturbance of flora and fauna.
- Indicate whether the host country or other stakeholders (e.g. financial institutions) will demand an .
- Environmental Impact Assessment EIA. If yes, indicate when the EIA will be submitted;
  In case no EIA is requested, indicate the potential detrimental effects on the environment.
  Indicate the measures to mitigate these effects.

  - In case no detrimental effects on the environment are expected, clarify.

Indicate which environmental standards are used for the implementation of the project (e.g. local standards, EU standards, Worldbank standards)

### 4.2 Social impact

•

- Describe potential impacts on the local community of the project;
- Describe how comments of stakeholders will be invited and taken into account.
# 付属文書6a:CERUPTの手続き(省略)

# 付属文書 6 b: CDM プロジェクト/CERUPT 入札に関するアクターのタスクと責任

以下の表は CDM プロジェクトと CERUPT 入札に関する様々な主体の課題と責任についてである。

段階/		/# //>	Senter	+ -		DOE	EB
マイルス		供 給 者	Senter	ホ ス 国	Г	DOE	LD
トーン				王			
プロジェ	プロジェクトの同定	X X	Х				
クト開発	供給者とSenter間の最初の協議	л Х	Λ				
	以下のものを含む入札意向書	л					
	- 供給者が排除基準に当てはまらないという証明						
	- 財政的、経済的地位の証明 - 技術的なキャパシティーの証明( CO,削減の見積						
	もり、パートナーとプロジェクトの記述、参照事						
	もり、ハードリーとフロシェクトの記述、参照事 例)						
	- プロジェクトアイデアノート ( PIN )						
	ホスト国との最初の協議(義務ではない)	Х		Х			
	ホスト国から供給者へのLetter of No Objection の発			X			
	行						
ショート	入札意向書の発表		Х				
リスト化	入札意向書の提出と受理	Х	X				
	選択	-	X				
	拒否の通知と提案書依頼		X		-		
	ホスト国への通知		X	Х	-		
提案の準	ベースライン、EIA、ビジネスプランを含むプロジ	Х					
備	ェクトデザイン文書の作成						
	ベースラインの定義	Х					
	ベースラインの確認のために DOE と契約	Х					
	ベースラインの確認					Х	
	環境影響の分析、EIA の必要性についてホスト国と	Х		Х			
	ともに決定						
	必要であれば、EIA を開始	Х					
	ステークホルダーからのコメント受理、その概要	Х					
	と考慮方法の提示						
	モニタリングプラン作成	Х					
	ホスト国と承諾レターについて連絡	Х		X			
確認	供給者と DOEの間で確認契約が完結する(ベース	Х				Х	
	ラインは既にプロポーザル提出の前に確認されて						
	113)						
	プロジェクトデザインドキュメント (PDD ) を発 ェ					Х	
}						v	
	関係者、利害関係者、NGOから PDD に対するコメ					Х	
	ントを受け取る				_	Х	
	PDD が妥当かどうか決定し、提出されたコメント を考慮する					Λ	
	を考慮する 確認報告書を作成し、供給者に送付する				_	Х	
契約締結	確認報告書を作成し、供給者に送付する 最終的な提案書の提出	Х			_	Λ	
天和江和市和	取終的な捉条音の提出 - ベースラインの確認レポート	Λ					
	- ハースフィンの確認レホート - PDD とビジネスプラン						
	- LoA						
	- EIA(該当する場合)						
	提案書の正式な口頭による発表	Х					
	提案書のランキングの評価		Х				
	CER のデリバリー契約の署名	Х	Х				
	拒否通知		Х				
	C-29						
I	C-29			I			

段階/			1			
マイルス		供給	Senter	ホスト	DOE	EB
マイルストーン		古	benter	「」」	DOL	LD
r=7				田		
	契約文書の回避条件を満たす(財政的要件を最終	Х				
	的にする、EIA、正式な確認、登録手続き)					
	(下参照)					
	ホスト国に通知する		X			
プロジェ	EB へのレター及びホスト国の LoA、オランダの				Х	
クトの登	LoA、検証報告書とPDD を含むパッケージで構成					
録	される登録の要請を EB に提出する。					
	EBのメンバーの4分の1もしくは、関係する二つ					Х
	のパーティからレビューの要求が出されない限					
	り、60日以内にプロジェクトは登録される。					
実施	主要管理点におけるレポートと該当する場合には	Х				
	納品書を発送する					
	マイルストーンにおけるレポートに基づいた前払		Х			
	▶ 投資の実施後、排出のモニタリング、モニタリン	Х	1			
	2000年10月10日のビニアリング、ビニアリング グ報告書の準備	~				
+ <b>⇔</b> ÷⊤		x			Х	
検証	DOEと供給者間の検証に関する契約	Λ			X	
	検証の実施				л	
	- PDD をチェックする					
	- 必要であれば現場調査を行う					
	- 他のソースからの追加データを使用					
	- モニタリング要件の適切な実施をチェック					
	- 将来のモニタリングのための推薦					
	- 本来のモニタリング計画との一致の確認					
	供給者、関係者への検証報告書の提供( ホスト国					
	とオランダ)					
認証	プロジェクトが達成した、プロジェクトがなけれ				Х	
	ば達成することがなかったであろう、検証排出削					
1	減量を特定期間における検証報告書に基づき、書					
	面にて証明する (=認証報告書)。					
CERs の登	認証報告書に基づく、EBへのCERsの認証の要求				Х	
録	関係者もしくは、EBのメンバーの4分の1からレ		1			Х
	ビューの要求が出されない限り、公的な決定の 15					
	日後に排出削減の決定は完了する。					
CERs の発			1		1	Х
行	を要請し、EBのアカウントに移転する。					
	EB は適応基金のアカウントに CERs の 2%を移転		i		Ì	Х
	したなしの本立のアガラントに CERSの 270を行うれている。					
	9 ³ 0。 参加国とプロジェクト参加者のアカウントへの残					х
	参加国とフロシェクト参加者のアカワフトへの残 りの CER のデリバリー					
	オランダが CER 受け取り後、供給者への最終的な	Х	X			
		л	Λ			
	支払い					

## 付属文書7:契約に関する一般条件

- 1. 概要
- 1.1 以下の条件は、CER のデリバリーに関する契約である。これらの条件及び規定から出発する ことが、Senter と契約者が書面にて合意した唯一の拘束である。契約者が通常支持するいかな る一般的な条件も、適用できない。
- 1.2 これらの一般的な条件と規定は、本 TOR に対する先入観なしに、CERUPT プログラムの元に、 CER のデリバリーに適用される。
- 1.3 (条文の)明瞭化のために、これらの条件と規定及び契約は、以下の定義に従う必要がある:
  - a) 入札コール: CER 購入の意向に関する公的、私的な手続き。
  - b) 契約: CERUPT プログラムの元で、CER をデリバリーするために、CDM プロジェクト に関する Senter と契約者の間で締結された契約
  - c) **評価ミッション**: Senter によって実行、もしくは外注された CDM プロジェクトの評価及 び(もしくは)結果を評価するための活動
  - d) **ホスト国**: CDM プロジェクトに参加している非附属書 I 国:例、CDM プロジェクトが 実施されている国
  - e) **承認レター**: プロポーザルの一部として業者が提出すべきホスト国がプロジェクトを CDM プロジェクトとして認めると述べたホスト国によって発行された手紙
  - f) モニタリングブラン、プロトコル:実現化される排出削減をどのようにモニタリングするかに関して記載された計画。モニタリング計画はベースラインスタディーの一部であり、DOE によって確認されるべきである。
  - g) **CDM プロジェクト**:入札コールで要請された CER のデリバリー実現のためのプロジェ クト
  - h) サンプルフォーム: Senter によって提供される契約に必要なサンプルフォーム
  - j) TOR: 入札コールで言及された契約条件を保証している文書で、CDM プロジェクトはこれに一致しなければならない。
  - k) 検証:検証は、DOEにより行われる、定期的な独立したレビューであり、検証期間内に 登録された CDM プロジェクトの結果により生成した GHG排出削減のモニター結果の事 後的な決定を行う活動である。
- 1.4 締約国は、これらの規定の一つ、もしくはそれ以上が適用されないと明記することができる。
- 1.5 この契約から生じるいかなる争議も、ハーグの地方裁判所のみで取り扱われるべきである。 この契約はオランダ法によって規制、解釈される。
- 2. 当事者の義務

契約者の義務

- 2.1 契約者は、TOR、これらの条件と既定、及び他の義務に従って、提案と契約に明記されている、実行とデリバリーに関する義務を履行しなければならない。
- 2.1a 契約は、デリバリーの期待されるスケジュールを含む、契約者がデリバリー可能な CER の最大数量に関 する解説からなる。スケジュール通りにデリバリーされた CER が、契約した CER の最大量の 70%以下 であった場合、条件 3.1 の不可抗力による事故の場合を除き、Senter は、一ヶ月あたりの遅延に、合意 された購入価格の 2.5%から、最大限で合意された購入価格と等しい価格まで罰金を課す権利を得る。こ れは Senter が契約者に前もって支払った金額の返還を求める権利を減じることではない。
- デリバリーの保証をモニタリングするために、契約者は Senter に対して以下の情報を提出し なければならない:

- a) カレンダー年毎、報告期限の翌年の4月1日以前に、契約書は Senter に CDM プロジェ クトの進行状況の報告書を提出しなくてはならない。定期的な報告には、それぞれの製 品及び/もしくは CDM プロジェクトの段階に関して、以下の課題について扱う必要が ある:
  - 1. 以前の報告の段階からの実際の進行状況、及びそれが CDM プロジェクトのスケジュールと目標とどのように関係しているか。
  - 2. CDM プロジェクトに関する提案された変化と状況の変化
  - 3. 生じた副作用、ボトルネック、及び、そのボトルネックの取り扱い。
  - 4. 今後の期間への行動計画
  - 5. デリバリーされた、もしくはこれからデリバリーされる CER の概要とスケジュール。 定期的な進捗報告は、CDM プロジェクトの実現可能性とタイムテーブルの観点から、 上記の話題から導き出される結果によって結論づけられる必要がある。
  - 6. 確認されたモニタリング計画に沿った排出削減のモニタリング
- b) クレジット期間において、カレンダー上の最大2年毎、その期間の翌年の4月1日まで に、契約者は Senter に検証報告書を提出しなければならない。
- 2.3 デリバリーを保証するために、契約者は、少なくとも CDM プロジェクトの期間において、一般的な国際貿易プロジェクトの慣行に従って、リスクや CDM プロジェクトに関連した物品をカバーする、適切な保険に加入する責任を有する。 Senter の要請によって、契約者は保険の掛け金が適切に支払われた証明を直ちに提供する必要がある。
- 2.4 a. CDM プロジェクトの期間中の状況により、CDM の実行が阻害されたり、阻害される危険 がある場合において、CER のタイムリーかつ完全なデリバリー、または条件 2.1 に示された 義務の履行が不確実となった場合、契約者は、このことを即座に Senter に対して書面にて報 告しなければならない。
  - b. この情報に基づいて、Senter は契約を進めるべきかどうか決定する。
  - c. 書面による情報がない場合でも、Senterは契約を無効とする権利を持つ。
  - d. このすべてのケースで、2.1a項は、効力を持つ
- 2.5 賠償の権利を除いて、契約者は、Senterの書面による事前の許可なしで、本契約から生じるい かなる権利や義務を、全部又は部分的にも、移転することはできない。このような許可は、 追加的な条件及び規定となる。
- 2.6 契約者は、支払い停止、法定における破産宣告に関するいかなる要請についても、直ちに書 面にて、Senter に報告しなければならない。
- 2.7 契約者は、いかなるときも、以下に示す項目に関して、Senterに任命された人員を支援しなければならない
   ・CDM プロジェクト期間内における査察を実施する、又は実施させる。
  - *CDM フロジェクド期间内にのける直宗を美心する、スは美心とせる。 住民日的で使用されていて建物を除りした。まずての担任にフクセスま
  - ・住居目的で使用されている建物を除外した、すべての場所にアクセスする。
- 2.8 契約者は、CERUPT プログラムを適切に実施すること、及び CDM プロジェクトの契約から生じる責任を除いて、Senter をいかなる責任事項からも免責する。 Senter は、CDM プロジェクトによる損害、活動から生じる費用、または税金や社会保険料の支払いなど法的・社会的義務に対する違反などの不注意など、契約者や下請業者によるいかなる活動にも責任を負わない。
- 2.9 CDM プロジェクトの実施において、供給者である契約者は、多国籍企業のための OECD ガイ ドラインに注意し、実施にあたってその実行に最大限努力する。契約者は、特に、TOR の付 属文書 9 にのべられた条項を遵守するための全ての可能な努力をする必要がある。ガイドラ インの違反、もしくは非遵守によって、Senter は契約が無効であるとする権利を得る。

Senter の観点からの条件

- 2.10 契約者がモラトリアムや破産を宣言された場合、Senter は契約が無効であると宣告し、前払金 に対して権利を主張することができる。
- 2.11 Senter は、会社の秘匿情報を除き、出典が明らかにされているという条件においていかなる使用料の支払いなしに、CDM プロジェクトのために、もしくはCDM プロジェクトの中で編集された、入札の承認・非承認を含む、いかなるデータ、報告書、出版物を利用し、出版する権利を有する。
- 3. デリバリ**ー**
- 3.1 CER は、7 年間、10 年間、14 年間となる、2000 年から 2012 年のクレジット期間、あるケースでは 2012 年以降においても、デリバリーされる。契約者は、不可抗力の場合を除き、EB によって正確かつ合法的に発行された CER を確認する責任を持つ。不可抗力は以下のような場合に限定される。
  - オランダ民法6条75項を基礎とし、不可抗力は、契約不履行が債務者の責任に帰することができない場合成立する。
     (周)・信歌者のた敗でおい場合、または、法律、法的名文、常識的目的に照らし合わせて、
    - 例:債務者の失敗でない場合、または、法律、法的条文、常識的見解に照らし合わせて 責任がない場合。
  - 不可抗力の場合、不可抗力を引き起こす当事者による契約から生じる義務の遂行は、全て、又は部分的に、お互いの間で何らかの保証が支払われなければならない当事者を除いて、一時的に中断される必要がある。その他の当事者は、必要とされる証拠とともに、書面にて、不可抗力の事実を知らされなければならない。
  - 不可抗力は、ホスト国による CDM プロジェクトの国有化、ホスト国内の戦争(内戦を 含む)、自然災害を含む。
  - 不可抗力は、人員不足、争議行為、傷病、下請業者の契約破棄、流動資金・支払い能力 に関する問題などを含まない。
- 3.2 TOR 2.3.4 項に示された、CERUPT が契約者による CER の正確なデリバリーの障害や妨害と なっている状況で、CER の正確かつ合法的なデリバリーを確実なものとする契約者の責任に 関して、例外が認められる可能性もある。このような状況は、Senter によって判断される。
- 3.3 契約者がクレジット期間内に契約における合意条件を上回る CER を生成した場合、Senter は、 それらの CER を獲得する権利を有する。契約者は、余剰の CER に関して、その移転を他者 に申し出る前に、Senter に申し出なければならない。契約者は、デリバリーの時点の CER の 市場価格で、CERを Senter に提供する。Senter は、契約で定められた以上の CERを購入する 義務を有しない。
- 3.4 CER は、課金、税金なしでデリバリーされる。
- 4. 変更
- 4.1 契約書及び CDM プロジェクトへのいかなる変更に関しても、Senter の同意にもとづき、文書 化されなければならない。
- 4.2 要請が有効な理由であることが実証された場合、Senterは、契約書に記された期間の延長を承認することができる。Senterは、このような要請を書面で、少なくとも当該期間終了の一ヶ月前までに受領しなければならない。
- 4.3 契約及びこれらの条件と規定は、京都議定書(CoP の合意)の締約国間の国際的合意に従っ て変更、追加される。

5 支払い

前払いに関する調整における支払い

5.1 前払いの調整を包含する契約の場合、Senter は最大で、契約価値の 50%までの 4 回の前払い をすることができる。前払いは、Senter と契約者の間で合意されたマイルストーンによっての み実施することができる。デリバリー時の支払いは、結果として CER あたりの契約価格の 50% になる。前払いの合意に述べられたように、このセクションの他の条項もまた CER のデリバ リーに適用される。

CER のデリバリーへの支払い

- 5.2 CER のデリバリーにあたる支払いは、TOR の 2.3.3 項に記されているとおり、CDM プロジェ クトが運転されて排出削減が行われる初年度、第3年度、第5年度等になされる。
- 5.3 EB 及び DOE が稼働していない場合、CER は TOR のパラグラフ 2.3.3 に示されたようにデリ バリーすることはできない:
- ・ 確認と検証は、将来的にDOEになる意図を持つ、資格のある独立組織が行う;
- これらの組織は、以下の基準を遵守している必要がある:
  - 組織もしくはその下請け業者が、確認、立証、認証の機能を実施するために選択す された CDM プロジェクト活動の参加者の間に、実際の、もしくは潜在的な関心に 関する争いが無いこと。
  - 付属文書4のガイドラインに従うこと。
  - 可能な限り早急に、EBにおいて DOE として認定されるように申請するであろうことを書面にて確認しなければならない。
  - Bonn 合意に詳細に記されている DOE の要件を遵守することを書面にて確認しなければならない。
- ・ EBとDOEの将来のコミュニケーションと活動に関するコストは、契約者が支払う必要がある。

EBとDOEが稼働した時点から、TORのパラグラフ2.3.3に示されたとおりデリバリーされる必要がある。Senterが、EBとDOEが稼働しているか否かを判断する。EBとDOEが稼働しはじめてから最初の180日間は、契約者は、確認、登録、認証、発行に関する正式な義務を満たす。

この条文による支払いは、契約者が確認に関連する正式な義務を遂行した後に完了したとみ なされる。オランダが、2012年の参加要件を遵守しない場合、Senterの支払いは、モニタリ ング報告書の配布と DOEによるその他の側面の確認に関する評価に基づいて行われる。

モニタリング報告書の配布に基づく支払い

5.4 CDM プロジェクトの運転が開始され、排出削減の2年目、4年目、6年目にモニタリング報告書の配布に対して支払いが行われる。これらの支払いは前払いである。排出削減は翌年に認証され、CER は支払いが完了したとみなされた後に発行される。5.3 は、EB 及び DOE が稼働していない場合に適用される。

支払いに関する一般規定

- 5.5 支払いは配布された CER の数量に一致する。CER の最終的な計算と CER の移転は、(利用 可能になった際に) EB のガイドラインに従う。EB ガイドラインに基づいて計算された CER が、本 TOR の付属文書 4 のガイドラインで計算された量の 50%以下であれば、Senter と契約 者間の契約は解除となる。EB ガイドラインに基づいて計算された CER が 50%から 100%の 間であれば、支払いは本 TOR の付属文書 4 のガイドラインに基づいて行われる。
- 5.6 支払いの要求は、関連した期間における報告義務が、条件 2.2 に従って適合した場合にのみ行われる。
- 5.7 支払いは、以下の場合、行われない。
  - ・ 2.7 の条件にそって、否定的な調査報告を受け取った場合。
  - 何らかの行動や取引が、一般条件に違反した場合。

- Senter に対して、Senter の支払いに関する決定が異なったであろうと考えられるような、
   契約者が間違った、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合、欠けている情報がその段階で入手可能であった場合。
- ・ 契約者が、返済不能や破産を申告した場合、法廷がこの要請を処理するまで一切の支払 いはなされない。もしくは条件 2.9 が強制される。
- 条件2.2 に従って、Senterに最近の経過報告書が送付されていない場合。
- ・ 条件 2.4 が適用される場合、契約の継続がなされるかどうかの意思決定がなされるまで、 一切の支払いはなされない。
- 5.8 (前払い)の要求がすべての必要条件を満たした場合、Senterが6週間以内に支払えるようにしなければならない。この決済期間は書面による通知によって、一度、最大限二ヶ月、延期が可能である。
- 5.9 条文 5.11 5.15 に基づく最終的な支払いがなされた前渡し金であっても、Senterの支払いに関する決定が異なったであろうと考えられるような、Senterに契約者が間違った、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合、欠落情報がその段階で入手可能であった場合は、不履行の通告なしで返還要求される。
- 5.10 以前の規約にもかかわらず、約束されたデリバリーが合意された日付から一年以内に発生し なかった場合、もしくは、契約者が義務を果たせないことが明白になった場合、前払いは返 還される。

最終支払い

- 5.11 最終的な支払いの要請には以下が伴わなければならない。
  - ・ CER の発行に関する OE から EB に対する請求のコピー
  - ・ CER の発行が包含されている検証及び認証報告書
  - ・ モニタリングの証明
  - 2 で取り決められている仕様と一致している CDM プロジェクト全体を文書化した最終報告書

最終的な支払いは、EB によって発行された CER がオランダのアカウントに移転された 後に、Senter によって行われる。

- 5.12 5.7 に概要が述べられた条件は、最初の項目を除いて、最終的な支払いに等しく適用される。
- 5.13 Senter は、このような要求が必要となるすべての前提条件に合致してから6週間以内に、前払 いの残額の支払いに加え、支払い総額の最終決定をし、書面で通知する。この決済期間は、 書面による通知によって、一度、最大限二ヶ月、延期が可能である。
- 5.14 契約者が破産宣告した場合等、全ての義務が履行される前に Senter または契約者によって CDM プロジェクトが終了となった場合では、契約者の義務が他の当事者に移転されるという 条件であれば、Senter による最終支払いが契約者によって実施された実際の活動に関連した数 量を下回る。2.4、2.9、5.11の条文が適用される。契約者は、失った収入を補てんする権利は 有しない。
- 5.15 以下の場合、最終的な支払いの提案は撤回される可能性があり、いかなる支払いも不履行の 通知なしで再請求される。
  - Senter による支払い決定の結果が異なったであろう考えられるような、Senter に契約者が 間違った、もしくは不完全な情報を提供したことが明白になった場合で、欠けている情 報がその段階で入手可能であった場合。
  - ・ 契約者が、契約で要求されたすべての義務、一般条件、法律、や他の法的拘束力を持つ 義務を満たしていない場合。
  - 数量が不正確であり、契約者が気づいていた場合、もしくは気づいていなければならなかった場合。

## 付属文書8:運営組織(OE)の声明 注)英文(原文)のまま

Dear...

<Name company> has been contracted by <Name Supplier> to perform validation and registration activities of the CDM project <Name project> for which a proposal will be submitted for the CERUPT tender which is implemented by Senter .

<Name company> herewith declares that the company:

- can demonstrate that it, and its subcontractors, have no or potential conflict of interest with the
  participants in the CDM project < name project>
- will follow the guidelines for baselines as described in the Terms of Reference of CERUPT and in the Operational guidelines for baseline studies, validation, monitoring and verification of Joint Implementation and CDM projects, volumes 1, 2a and 2b (Appendix 4 to the Terms of Reference)
- will follow the guidelines for validation as described in the Terms of Reference of CERUPT and in the
  Operational guidelines for baseline studies, validation, monitoring and verification of Joint
  Implementation and CDM projects, volumes 3a and 3b (website www.carboncredtis.nl) will act
  according to the provisional requirements that have been formulated by the Conference of Parties to the
  Kyoto Protocol in the documents that elaborate the agreement reached in the Kyoto Protocol will apply
  for accreditation, as soon as the procedure for accreditation of designated operational entities is opened
  by the Executive Board

On behalf of <Name of the company>.

Name: Function: Date:

Signature

## 付属文書9:社会的責任に関する要求事項 注)英文(原文)のまま

#### **General Policies**

Enterprises shall take fully into account established policies in the countries in which they operate, and consider the views of other stakeholders. In this regard, enterprises shall respect the human rights of those affected by their activities consistent with the host government's international obligations and commitments.

#### **Employment and Industrial Relations**

Enterprises shall, within the framework of applicable law, regulations and prevailing labour relations and employment practices:

- respect the right of their employees to be represented by trade unions and other bona fide representatives of employees, and engage in constructive negotiations, either individually or through employers' associations, with such representatives with a view to reaching agreements on employment conditions.
   contribute to the effective abolition of child labour.
- contribute to the elimination of all forms of forced or compulsory labour.
- not discriminate against their employees with respect to employment or occupation on such grounds as
  race, colour, sex, religion, political opinion, national extraction or social origin, unless selectivity
  concerning employee characteristics furthers established governmental policies which specifically
  promote greater equality of employment opportunity or relates to the inherent requirements of a job.
- $\cdot$  take adequate steps to ensure occupational health and safety in their operations.
- enable authorised representatives of their employees to negotiate on collective
- bargaining or labour management relations issues and allow the parties to consult on matters of mutual concern with representatives of management who are authorised to take decisions on these matters.

#### Environment

Enterprises shall, within the framework of laws, regulations and administrative practices in the countries in which they operate, and in consideration of relevant international agreements, principles, objectives and standards, take due account of the need to protect the environment, public health and safety, and generally to conduct their activities in a manner contributing to the wider goal of sustainable development. In particular, enterprises shall:

- assess, and address in decision-making, the foreseeable environmental, health, and safety-related impacts associated with the processes, goods and services of the enterprise over their full life cycle. Where these proposed activities may have significant environmental, health or safety impacts, and where they are subject to a decision of a competent authority, prepare an appropriate environmental impact assessment.
- consistent with the scientific and technical understanding of the risks, where there are threats of serious damage to the environment, taking also into account human health and safety, not use the lack of full scientific certainty as a reason for postponing cost-effective measures to prevent or minimise such damage.
- maintain contingency plans for preventing, mitigating, and controlling serious environmental and health damage from their operations, including accidents and emergencies.

#### **Combating Bribery**

Enterprises shall not, directly or indirectly, offer, promise, give, or demand a bribe or other undue advantage to obtain or retain business or other improper advantage. Nor shall enterprises be solicited or expected to render a bribe or other undue advantage.



# 付属文書10:定 義 注)英文(原文)のまま

The following definitions apply:

Annex A	Kyoto Protocol Annex A, the list of greenhouse gases included in the protocol (see also Greenhouse gases, GHG).
Annex B	Kyoto Protocol Annex B, Annex I Parties and their committed
Annex I	emission reductions. UNFCCC Annex I. List of countries that have committed themselves to a quantitative GHG emissions reduction target (OECD members plus most Central and Eastern European Countries).
Assigned amount	Amount of GHG emissions that a Party can emit in the Commitment Period taking into account the quantified emission limitations of Annex B of the Kyoto Protocol.
Baseline study	Document with a sound, objective, systematical and reproducible description of the situation which would have occurred without starting the specific JI project regarding GHG emissions based on measurements and calculations.
Carboncredits.nl	Overall programme under which Senter acquires emission reduction by tendering procedures. Elements of this programme include the CERUPT tender for CDM and the ERUPT tender for JI.
CDM project	The project for realising the delivery of the CERs. (N.B. UNFCCC texts refer to this as project activity)
CDM Registry	Standard electronic database to be established and maintained by the Executive Board which contains, inter alia, common data elements relevant to the issue, holding, transfer and acquisition of CERs.
Certification	The written assurance by a DOE to confirm that during a specified time period a CDM project achieved the GHG emission reductions.
Certified Emission Reduction	A unit pursuant to Article 12 and the requirements thereunder, equal to one metric tonne of carbon dioxide equivalent, calculated using global warming potentials defined in decision 2/CP.3 or as subsequently revised in accordance with article 5.
CERUPT	CER Unit Procurement Tender.
Clean Development Mechanism, CDM	Mechanism with the purpose (1) to assist non Annex I Parties in achieving sustainable development and (2) to contribute to the ultimate objective of the Convention and (3) to assist Parties included in Annex I in achieving compliance with their quantified emission limitation and reduction commitments.
Commitment period	Period 2008-2012 for which the Parties included in Annex B of the Kyoto Protocol have agreed that their aggregate GHG emissions do not exceed their assigned amounts.
Condition of avoidance in clause	Condition in the contract, which has to be fulfilled by the contractor. Otherwise, Senter has the right to annul the contract.
Contract	Contract entered between Senter and Contractor under the auspices of the CERUPT programme, pertaining to the project for delivering CER.
	This document will also contain a confirmation that the NL government recognises the project as a CDM project.
Contract Period	Period covered in the contract between Senter and the contracted. The period starts at the moment of contracting and ends one year after the final year of delivery of CER.
Contractor	Project participant(s) having signed an CERUPT contract with Senter.
CoP	Conference of the Parties to the Convention of the UNFCCC.
CoP/MoP	Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties to the Kyoto Protocol.

Crediting period	Period in which CER can be generated.
Designated Operational Entity, DOE	Organisation accredited by the Executive Board that can validate
	CDM projects and verify and certify GHG emission reductions.
Donor Country	Annex I Party participating in a CDM project, i.e. the Netherlands
Executive Board, EB	Body under the authority and guidance of the COP/MOP that supervises the CDM.
Expression of Interest	Letter by the Supplier to Senter in the selection phase of CERUPT containing a set of documents as specified in paragraph 3.1.
Greenhouse gases, GHG	Gaseous constituents of the atmosphere, both natural and manmade, that absorbs and re-emit infrared radiation, not covered by the
	Montreal Protocol; more specifically: Carbon dioxide (CO2), Methane (CH4), Nitrous oxide (N2O), Hydrofluorocarbons (HFCs), Perfluorocarbons (PFCs) and Sulphur hexafluoride (SF6) (Annex A KP).
Host country	Non Annex I Party participating in a CDM project, i.e. country in which the CDM project is implemented.
Invitation for proposal	Letter by Senter to selected Suppliers to submit a proposal.
Kyoto Protocol, KP	UNFCCC protocol regarding the ultimate objective of achieving its quantified emissions limitation and reduction commitments in order to promote sustainable development.
Letter of Approval, LoA	Letter issued by the host country that the Supplier should submit as part of the proposal, stating that the host country recognises the project to be a CDM project. See the format in Appendix 3.
Letter of Endorsement, LoE	Letter issued by the host country to be submitted by the Supplier to Senter as part of the expression of interest, stating that the host country government appreciates the objectives of CERUPT and endorses the further development of the project. See the format in Appendix 2.
Memorandum of Understanding, MoU	Overall arrangement on the co-operation on CDM between the Netherlands and the host country government.
Monitoring plan, protocol	Plan describing how monitoring of emission reductions will be realised. The Monitoring plan should be part of the baseline study and validated by the DOE.
NGO	Non Governmental Organisation
Participation requirements	Requirements to Parties for participating in CDM. Host Countries and the Netherlands should comply to its articles5, 7, and 8 (including a/o requirements for national inventories, registration and monitoring)
Party (to the Kyoto Protocol)	Country that has ratified the Kyoto Protocol
Project Design Document, PDD	Business plan and baseline study to be submitted to the IE for validation
Project Idea Note, PIN	Description of the project according to the format described in Appendix 1.
Project participants	Organisation or group of organisations (private and/or public) developing a CDM project.
Project Idea Note, PIN	Description of the project according to the format described in Appendix 1.
Project Design Document, PDD	validation
Proposa	Set of documents to be submitted to Senter by the Supplier including a/o an offer, a business plan and a baseline study.
Registration	Registration is the formal acceptance by the Executive Board of a validated project as a CDM project. Registration is the prerequisite for the verification, certification and issue of CERs related to that project.

Request for registration	Document in which the DOE request the Executive Board to register the project as a CDM project.
Sink	A process, activity or mechanism which removes GHG, an aerosolor precursor of GHG from the atmosphere, e.g. afforestation.
Source	Any process, activity or mechanism which releases GHG, an aerosol or precursor of GHG into the atmosphere.
Stakeholders	The public, including individuals, groups or communities affected or likely to be affected by the CDM project.
Supplier	Project participants submitting an offer to Senter for CERUPT.
Tender period	Period from the date of publication of the tender until the awarding of the contracts.
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change.
Validation	The process of independent evaluation of a CDM project by a DOE against the requirements of the CDM guidelines.
Verification	Verification is the periodic independent review and ex post determination by the DOE of the monitored GHG emission reductions that have occurred as a result of a registered CDM project during the verification period.

資料4

# ERUPT ガイドライン (仮 訳)

Operational Guidelines for Baseline Studies, Validation, Monitoring and Verification of Joint Implementation Projects

Volume 2a: Baseline Studies, Monitoring and Reporting

A Guide for Project Developers Version 2.0

Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment of Netherlands, October 2001

## 目 次

1.	はじめに	
2.	ベースラインとプロジェクトの排出	D-1
	2.1 プロジェクトの特徴	D-2
	2.2 GHG発生源、吸収源、プロジェクトバウンダリー	D-3
	2.3 現在のデリバリー (GHG排出・吸収に関連した活動)システム	D-6
	2.4 キーファクターとプロジェクトとベースラインの排出	D-7
	2.5 最も確からしいベースライン及び関連する GHG 排出量の同定	D-8
	2.5.1 キーファクター	D-9
	2.5.2 ベースラインの構築	D-9
	2.6 <b>プロジェクトの</b> 排出	D-11
	2.6.1 プロジェクトの排出を導くキーファクター	D-11
	2.6.2 直接的なプロジェクト排出(サイト内・サイト外)	D-11
	2.6.3 間接的な排出の効果(リーケージ)	D-12
	2.6.4 プロジェクト排出量の合計	D-13
	2.7 クレジット期間	D-13
	2.8 排出削減量の算定	
3	モニタリングと報告	D-15
	3.1 モニタリング	D-15
	3.1.1 プロジェクトに関する特定の指標	D-16
	3.1.2 デフォルト値	D-17
	3.1.3 <b>リーケージの</b> 指標	D-17

## 1.はじめに

本文書は、オランダの ERUPT に基づく共同実施プロジェクト (JI) におけるベースライン決 定、モニタリング、報告に関する一般的なガイドラインである。本ガイドラインは、全てのタ イプの JI 活動に適用することができる。Volume2b には、いくつかのプロジェクト分野におい て、どのような要因と課題が考慮される必要があるかに関する特定のガイダンスが示されてい る。ガイドラインの Volume2 は、将来の JI プロジェクトの承認におけるツートラックアプロー チに関する将来の公式決定に影響されない。例えば、本ガイドラインは、全ての ERUPT プロ ジェクトに対して義務として適用される。

本文書の構成は、以下のとおりである。第2章は、例えば、プロジェクトの排出量、ベース ライン、及び排出削減量の算定など、プロジェクト排出量及びベースライン排出量の一般的な 運用におけるガイドラインを記述している。第3章は、プロジェクト排出量のモニタリング及 びレポーティングに関する一般的なガイドラインを示している。本章には、ベースライン/プ ロジェクト排出量に関する調査と同時に作成される必要があるモニタリングプランに関するイ ンストラクションが示されている。本章の付録として、ベースラインスタディのレポーティン グフォーム詳細版(付属書 A)、及びそれぞれのホスト国においてグリッド接続の場合の標準 排出係数(付属書B)が添付されている。

本文書は、背景情報とインストラクションから構成されている。後者は、テキストボックス に示されている。

2. ベースラインとプロジェクトの排出

プロジェクト開発者は、それぞれいわゆる「ベースラインスタディ」を提出しなければなら ない。この調査は、「ベースラインの構築」、「プロジェクト排出量の評価」、「排出削減量 の計算」から構成されている。このような調査の目的は、「プロジェクトがなかった場合、ど のようなことが生じるか」に関して、またはJIプロジェクト自身が、その排出量や期待される 排出削減量に加えて、どのような構成となっているかに関して、透明性の高い見取図を作成す ることを目的としている。本調査は、確認/検証機関が評価と計算過程を完全に理解すること が可能な方法で明確化される必要がある。

結果として、ベースラインスタディに関する文書は:

- プロジェクトがなかった場合の GHG 排出量に関するリファレンスケースを、明確かつ正確・完全に記述する。その際に、基礎データと参考文献に加えて、全ての試算と計算に関する正当性も記述する。
- ・ プロジェクト、及びプロジェクトの GHG 排出量(削減量)に影響を及ぼす、及び影響を 受ける要因を、明確かつ正確・完全に記述する。その際に、全ての試算と計算に関する

¹プロジェクト開発者が付属書 Bに示された標準的な係数を使用しない限り、ガイドラインではプロジェクト固有に設定されたペースラインについて、プロジェクト開発者が関連情報を提供すると想定している。

正当性も記述する。

- プロジェクトバウンダリーを明確かつ正確に定義する。その際に、プロジェクトバウン ダリー設定における仮定と方法論も記述する。
- プロジェクトバウンダリーの外部における、予想可能であるすべての間接的な GHG 排出 量の程度と影響のポテンシャルを定義し、記述する。
- ・ データソースと引用文献を他の文書に、確認が可能な形で入れ込む。
- ベースラインの計算と基礎データを、確認者にそれぞれ別々に提供する(可能であれば スプレッドシートのファイルで)。その際に、確認者が、再計算を容易に実行できることに加えて、最も可能性の高いベースラインを決定する上でプロジェクト開発者が実施した感度分析を容易に再試行できるようにする。

これらの一般的な要件に基づいて、以下の構成要素を、可能であれば示されたレベルで、ベ ースラインスタディの一部とされるべきである。

- ・ プロジェクトの特徴の記述(セクション 2.1)
- GHG 排出源と吸収源とプロジェクトバウンダリーの決定に関する記述(セクション 2.2)
- ・ 現在のデリバリーシステムに関する記述(セクション 2.3)
- プロジェクト / ベースライン排出量に影響を及ぼすキーファクターに関する決定と記述 (セクション 2.4)
- ・ ベースライン排出量の計算(セクション 2.5)
- ・ プロジェクト排出量の算定(セクション 2.6)
- ・ プロジェクトの寿命に関する議論(セクション 2.7)
- ・ 排出削減量の算定(セクション 2.8)

#### インストラクション

ガイドラインのインストラクションに従って、JI プロジェクト用のベースラインスタディを 作成する(注意:プロジェクトが、Volume 2bに示された4つのプロジェクト分野に当てはま る場合、その報告フォームを適用する。その他の全てのケースでは、付属書Aの報告フォーム を使用する必要がある)

#### 2.1 プロジェクトの特徴

プロジェクトタイトル、ホスト国、目的、関連連絡先、責務等、一般的な情報が提供され留 必要がある。加えて、計画・実施・運転の各段階のタイムフレームを含む、プロジェクトの実 施計画が明確に記述される必要がある。プロジェクトの開発者は、特にプロジェクトのコンテ キスト、目標、及び考えうる特徴と状況に関して簡潔に記述する必要がある。

一般的なプロジェクト情報の付録として、プロジェクト計画に関する詳細な記述が、ベース ラインスタディの付属書の形で追加される必要がある。このような情報は、ベースラインスタ ディが確認されるときに、確認/検証組織に対して追加的な洞察を提供することができる。プ ロセスフローダイアグラムと詳細地図もまた有用な情報である。

インストラクション 一般的なプロジェクト情報を提供する。 付属書 A、セクション1のレポーティングフォームを使用する

### 2.2 GHG 発生源、吸収源、プロジェクトバウンダリー

プロジェクト開発者は、ベースラインスタディ及びモニタリング段階において、算定/測定の必要性の有無を区別するために、プロジェクトバウンダリーに関連した GHG の排出源と吸収源を定義する必要がある。京都議定書上のすべての GHG (CO₂、CH₄、N₂O、SF₆、HFCs、PFCs)に関する排出源は、個々に定義される必要がある。

### 直接的、非直接的排出とオンサイト、オフサイトの排出

排出の区分は以下のとおりである。

- 直接サイト内: プロジェクトサイト内における燃料の燃焼とプロセスからの排出 が含まれる。
- 2. 直接サイト外: プロジェクト活動に直接影響を受けるプロジェクトサイトの上流 と下流からの排出が含まれる。これは、原則として、以下の両者 を含む:
  - ワンステップ上流からの排出。例えば、プロジェクトで使用される燃料の生産、輸送、分配に使用された燃料。また、省電力 プロジェクトにおける電力生産に関連した排出。
  - ワンステップ下流の排出。例えば、オフサイトの発電に代替するプロジェクトによる生成される電力の電源への接続。
- 3. 間接サイト内: プロジェクトの存在により、プロジェクトによって提供されるサ ービスの需要が変化する。
- 4. 間接サイト外: プロジェクトの存在により引き起こされるであろうプロジェクト
   に伴って発生する可能性のある、排出 / 吸収活動の変化。

間接影響(3と4)は、プロジェクトバウンダリーの外部で発生すると考えられているため、 通常、リーケージ(leakage)と呼ばれている(セクション 2.6.3 参照)。

インストラクション
プロジェクトに関連した GHG排出源と吸収源をリスト化する。また、以下を区別する:
直接的なサイト内の排出
直接的なサイト外の排出
間接的なサイト内の排出
間接的なサイト外の排出
付属書 A、セクション2のレポートフォームを使用

サイト内及びサイト外のGHG 排出のフローチャート

プロジェクト開発者は、どのコンポーネントが導入され、交換され、更新されているかに関 して、フローチャートを作成する必要がある。熱電併給設備(CHP)に関する J プロジェクト のフローチャートの例を、想定されるプロジェクトバウンダリーの例示とともに図1 に示す。 さまざまな状況下では、エンドユーザーが、しばしば当該プロジェクトにおけるプロジェクト バウンダリーに包含されることがある。例えば、エネルギーが CHP ユニットから直接供給され る場合である。言い換えれば、例示はある仮定のケースであり、CHP プロジェクトの代表例で はない。



図1 CHP プロジェクトの例: 点線は想定されるプロジェクトバウンダリーを示している。

### インストラクション 主なコンポーネントとそれらの関係を示したプロジェクトのフローチャートを示す。 付属書 A、セクション 2 のレポートフォームを使用する。

#### プロジェクトバウンダリー

次のステップは、プロジェクトバウンダリーの設定である。ベースライン排出量(セクション 2.5)と、プロジェクト排出量(セクション 2.6)に両方において、同一のプロジェクトバウンダリーを設定する必要がある。

プロジェクトバウンダリー決定に関して、比較可能性と再現性を持つ、一貫性を持つプロセ スを構築することを目的として、以下の二つの原理に留意する必要がある。

第一は、いわゆる「コントロールの原則」である。この原則は、プロジェクトバウンダリー が、プロジェクトが影響を及ぼす、またはコントロールすることが可能な、関連する排出効果 全てを包含するように設定することである。主要燃料(石油、石炭、天然ガス)の生産、輸送、 配給に関しては、コントロールや影響の範囲の外部であり、プロジェクト開発者の測定能力を 超えているので、通常はプロジェクトバウンダリーに含まれない²。

² この選択のもう一つの理由は、例えば天然ガス輸送(パイプライン)におけるメタンの排出等大部分の上流排出に関 連した化石燃料の大部分は、活動レベル(例えば天然ガスの流量)にではなく、主にシステムの特徴(例えばパイプラ インの長さ)に依存していることである。

D-4

プロジェクトバウンダリーの設定に用いられる第2の原則は、「いかなる場合でも、関連した1ステップ上流、1ステップ下流の GHG 排出の影響を、プロジェクトバウンダリーに包含される必要がある」ということである。この原則を考慮しない場合は、明白な動機があり、この動機が検証可能な場合に限定される

いかなる場所で生成された二次エネルギー(電気、熱)の利用に関連した GHG 排出も、プロジェクトバウンダリーに包含される必要がある。電力生産による排出(の一部)が、プロジェクトが位置している国の外部で発生し、その排出がプロジェクトバウンダリーに含まれると当局(独立機関)が判断した場合、排出係数はプロジェクトが実施されている国の代表値とするか、または排出が発生する国の排出係数を用いるか、注意深く検討する必要がある。付属書Bには、電力生産からの CO2 排出係数の計算方法に関する提案ルールが示されている。

プロジェクトが上流の排出にかなりの影響を与えている場合(例:10%以上)、これらの排 出は、プロジェクトバウンダリー内に包含されるものとする。プロジェクトが特定の排出サイ トとはっきりとした関連があり(例:石炭、バイオマス生産)、プロジェクトがその大きなク ライアントである場合、プロジェクト開発者は、上流排出に影響を与える可能性がある。例え ば、もし、プロジェクトがそのサイトで生産された燃料の10%以上を消費している場合、プロ ジェクト開発者は、燃料供給者の排出に重大な影響を与えていると考える必要がある。

```
インストラクション
コントロール不可能なプロセスを除いたフローチャートの中で、プロジェクトバウンダリー
を描写する。但し、二次エネルギー(電気、熱)の生成に関連した、コントロール不可能なプ
ロセスはこれに包含される。
付属書 A, セクション2のレポートフォームを使用
```

以下の事項に関連した排出を全て含むこと:

- ・ 化石燃料の燃焼の結果として発生する排出
- ・ プロセスや活動から発生する排出
- ・ プロジェクトのアクターのコントロール下における燃料輸送及び取扱に関連した排出
- ・ プロセスもしくは活動から捕捉された排出
- オンサイトで生産された場合、オフサイトで生産された場合の両方の電気と熱の利用に
   関連した排出

6 種類の GHG は、それぞれプロジェクトの中で別々に取扱われる必要がある。排出量の数値 が、例えば「CO₂eq.」のように、どの単位によって報告されているかを明確にしておく必要が ある。CO₂eq.は、IPCC によって定義され、UNFCCC の COP において合意に達した地球温暖化 係数(GWP)を換算係数として計算する必要がある(Volume 1 の付属の単位・データを参照)。

非 CO₂の GHG 排出量が、プロジェクト全体の GHG 排出量の 1%以下である場合、計算にお

いては無視することが可能である。しかし、確認 / 検証の主体が非 CO₂の GHG 排出が計算に 含まれているかどうかを評価するため、どのようなケースでも算定して報告しなければならな い。

提案された JI プロジェクトからの排出に関する情報は、ホスト国の担当局に対して、慎重に 報告する必要がある。特に、提案されたプロジェクトの中で、新たな GHG 排出源や吸収源が 取扱われた場合、プロジェクト開発者は、これらの新しい排出源もしくは吸収源を GHG 排出 インベントリー活動とUNFCCC への報告に追加するように、ホスト国の担当局と調整する必要 がある。これは、国レベルにおける報告された排出量と実際の排出量の乖離を事前に防ぐもの である。特定の JI プロジェクトの排出量データが、排出インベントリーガイドラインに関連す るようであれば、参照した情報は(もし可能であるならば)、ガイドラインの次のバージョン へ情報をインプットするために、IPCC/IGESに情報提供する必要がある。

### 2.3 現在のデリバリー (GHG 排出・吸収に関連した活動)システム

現在の生産とデリバリーのパターンが、ベースラインを決定し、モニタリング活動のスタート地点になる。従って、現在のデリバリーシステムにおける技術情報と、需要に適合するデリ バリーシステムの状態と適切性が要求される。

プロジェクトのフローチャートと一致するフローチャートが、現在のデリバリーシステム (当該プロジェクトが生成すると仮定されている同じ製品またはエネルギーサービスを生成す る)の構造を描写するために提供される必要がある。

例えば新サイトでのプロジェクト等、プロジェクトが「新規建設(グリーンフィールド)」 プロジェクトの場合、プロジェクト開発者は、ホスト国における現在の需要に適合する、さま ざまな生産設備に関するフローチャートを提供する必要がある。

異なる運用モードで運転することが可能なシステムに関して、プロジェクト開発者は、以下 の事項を明らかにする必要がある。どの運用モードが可能か、どのような条件が運用モードを 決定するか、どれだけの頻度で異なる運用モードが期待されるか、等である。

インストラクション メインの構成要素とそれらの関連性を包含する、現在のデリバリーシステムのフローチャートを作成する。現在のデリバリーシステムの状態、適切性、運用モードについて情報を提供する。付属書A、セクション3のレポートフォームを使用。

2.4 キーファクターとプロジェクトとベースラインの排出

全てのプロジェクトケースとベースラインケースは、さまざまなプロジェクト/分野特有の、 及び国/地域特有の要因によって決定される。例えば、ベースラインの決定に導く手順に包含さ れている必要がある要因等、これらの要因のいくつかは重大な影響を与えるが、そのためこれ らは「キーファクター」と考えられる。これらのキーファクターは、3 つのレベルに区分され る。以下のスキームは、その 3 つのレベルの説明である(点の間の矢印はキーファクター間の 関連性を示している)。



図 2 3つのグループに区分される GHG 排出に影響を与えるキーファクター

以下のいずれに対しても影響を及ぼすキーファクターをリスト化する:

- ・ 排出に関するベースラインの設定(想定される新規投資)
- ・ プロジェクト活動レベルと GHGの排出量
- ・ プロジェクトのリスク

プロジェクト特有(サイト内)のキーファクター

プロジェクト特有のキーファクターは、プロジェクトがどのように運営されているかに直接 関連する(及び、図2に示すサイト内のキーファクターと関連している)。運用モードや技術 的性能(通常は外的要因に影響を受ける)など、活動レベルに直接影響を与える要因は、全て 考慮される必要がある。システムが異なる運用モードで運転される場合、どのような条件下で、 どのモードが可能なのか特定する必要がある。

外部(サイト外)のキーファクター

プロジェクト開発者は、外部のキーファクター (Figure 2 に示すサイト外要因)を定義し、 それらの役割、及び現在(又は計画段階)、将来のプロジェクト活動に関する記述を簡潔に行 う必要がある。適応不可能な場合を除いて、ベースライン開発者は、以下を考慮する必要があ る:

- ・ 採用されている、又は計画された法律
- ・ 当該分野の改革プロジェクト
- 当該分野の経済状況
- 社会開発・人口動態
- 現存する補助金及びインセンティブ(例:森林伐採)
- ・ エネルギー価格の変化(補助金の廃止による)
- ・ エネルギー供給政策
- 需要に影響を与える経済開発
- ・ 国の財政的状況
- ・ エネルギー市場自由化の影響
- ・ 排出に関連した法律(例えば、酸性物質)
- ・ 気象の状況

特に、長期間のプロジェクトについては、ある国、地域、又は分野におけるキーファクター の値に関する「ビジネスアズユージャル」を設定し、明確に示すことは非常に重要である。そ のような値は、(将来の開発に関して合意された仮定が含まれている)通報(National Communication)に包含された情報や、その他法律に基づく公開資料から想定可能な場合がある。

全てのキーファクターに関して、可能であればその幅が示される必要がある。可能であれば、 例えば 95%の信頼区間を与えることによって、キーファクターのパラメーター値を保守的に見 積もることが可能になる統計的な指標を適用することが望ましい。

## インストラクション

排出量に関するベースラインの設定、プロジェクト活動レベルとGHG排出量、プロジェクトのリスクに影響を与える、全ての法的、経済的、政治的、社会人口学的、環境的、技術的なキーファクターをリスト化する。 これらのキーファクターの最も確からしい傾向を記述する。

キーファクターのパラメーター値の確からしい範囲とその証拠を記述する。

付属書 A セクション4のレポーティングフォームを使用。

#### 2.5 最も確からしいペースライン及び関連するGHG 排出量の同定

ベースライン構築は、クレジット化される排出削減量の程度を大まかに決定する、II プロジェクト活動の計画において最も重要な要素の一つである。プロジェクト開発者は、プロジェクトの環境上の追加性を証明しなければならない:プロジェクトにより生成されるクレジットは、 一般的にプロジェクト排出量がベースライン排出量よりも小さくなる、ということに基づいている。

ベースラインは、その時点またはそれ以前に得ることが可能な、将来の開発に関する最良の 知見と、最新の情報に基づいて設定される。投資者に対して確実性と信頼性を提供することが 確認・受理された場合は、2012年より前ではないが、第一クレジット期間においては、ベース ライン排出量に関するファクターは再計算されない。例外は、プロジェクトが、プロジェクト

の寿命の間に、本質的に修正された場合である。

プロジェクトケースとベースラインケースのスケールの互換性を確保するために、モニター されるプロジェクトの活動レベルに応じて、ベースライン活動レベルは定期的なインターバル (年毎が良い)で調整される必要がある。

ベースライン排出量算定に使用された手法と、プロジェクト排出量(セクション 2.6 で議論 される)の算定の一貫性を得るために、同じ活動レベル(アウトプットのレベル)とプロジェ クトバウンダリーが双方の算定におけるインプットとして使用される必要がある。

#### 2.5.1 キーファクター

前のセクションで述べた「キーファクター」は、ベースライン排出量の値に重要な影響を及 ぼすものである。プロジェクト開発者は、どのようなキーファクターのパラメーター値が使用 されているか、どのようなファクターが使用されていないか、またどのファクターにおいてベ ースラインデザインにパラメータ値が設定されていないか、またその理由は何かということを このセクションでクリアーにしなくてはならない。ベースラインのパラメーター値の設定は、 確認者が、これらの値に基づいた感度分析を実施することが可能となるような方法で決定され なければならない。必要に応じて、確認者が再計算可能なように、ベースライン排出量の算出 に関連する全てのデータと数式は、明確な方法で提示されなければならない。ベースライン排 出量を提示するための好ましい方法は、インプット変数(キーファクター)と計算式(通常、 スプレッドシートモデルの中心的な特徴)とアウトプット(実際の排出量の値)を明確に区別 した、スプレッドシートのモデルである。

#### 2.5.2 ペースラインの構築

ベースラインは、提案されたプロジェクト活動が無い場合の GHG 排出を合理的に示すシナ リオである。現在から始まり、毎年、2013 年まで、ベースラインはプロジェクトが無い場合の 状況での GHG排出量を示す必要がある。ベースラインは、セクション 2.2 で述べられたとおり、 プロジェクトバウンダリー内において、GHG 排出量を保守的に算定する必要がある。例えばキ ーファクターのパラメーター値に関するさまざまな不確実性のため、GHG 排出量が取りうる幅 の中で、低い値が採用されるべきである。

ベースライン排出係数を計算するためには、原則的に、実際の、または過去の排出パターン を最初に引用することが導かれる。中・長期プロジェクトの場合、現在の GHG 排出パターン が将来も変化しないことはないと予想されるため、実際の排出が単純に継続するシナリオを合 理的なベースラインシナリオの代表例とすることは、通常は考えにくい。また、過去の排出傾 向の外挿が、同様に合理的なベースラインとなることも考えにくい。

従って、プロジェクト開発者は、将来のベースライン排出量に与えるキーファクター(セクション 2.4 で定義される)の影響の程度に関して、体系的に、また感度分析を通じて評価しなければならない。それぞれのキーファクターについて、プロジェクト開発者は、そのファクタ

ーが将来の排出に影響を与える場合、またその範囲において、パラメーター値の想定される範囲を最初に調査しなければならない。この評価に基づいて、プロジェクト開発者は、想定される相互関係を認識しつつ、全てのキーファクターの想定される影響を考慮しながら、それぞれの年におけるベースライン排出量の想定される範囲の幅を示す必要がある。要求される保守的なベースラインの算定の幅においては、低い方の値を利用する。

これらのプロセスの明確化を目的として、全てのキーファクターにおいて、過去の排出傾向 の外挿の想定が将来もあてはまる場合、ベースラインは、理論的には単純なトレンドとなる。 しかし、例えばキーファクターの評価が、自発的、または構造変化、法的な要求によって、エ ネルギー効率に関して単なる外挿とは異なるパターンを見せる場合(例:次の期間において、 この傾向を超えて、GHG 排出量の削減が数%生じる場合)、これは、ベースラインに明確に反 映されるべきである。

プロジェクト開発者は、ベースライン排出量に関するキーファクターのパラメーター値がど の程度相互に関連しているかを示し、関連性に関する補正を試みる必要がある。そのような補 正は、キーファクターの相互関連により生じる、ベースラインに関するいかなる誤差のポテン シャルをも確認者によって考慮することが可能となるように、透明性の高い方法で行われる必 要がある。

発電プロジェクトに関して、ガイドラインは、さまざまな中央、東ヨーロッパの潜在的なホ スト国(付属書B)における代替される電力のkWh当りの排出係数に関する標準化されたベー スラインの値を提供している。プロジェクト開発者は、これらのベースライン構築のために標 準化された値を使用することを期待している。

これらの値が使用されない場合には、明確な動機が必要となる。後者の場合、プロジェクト 開発者によって提供された代替の排出係数は、公式の検証可能な証拠書類に基づいていなけれ ばならない。そして、プロジェクト開発者は、代替のデータが保守的なベースラインにつなが るという証拠を提出しなければならない。

イントロダクション ベースライン及び背景の仮定、及び明確かつ透明な方法による分析結果を提出する(スプレ ッドシートモデルがよい)。 付属書 A、セクション5に使用されているレポートフォームを使用。

2.6 プロジェクトの排出

2.6.1 プロジェクトの排出を導くキーファクター

プロジェクトの排出の算定は、プロジェクトによってデリバリーされる製品及びエネルギー サービスの種類に関する情報の提供から開始される必要がある。この情報は、年間生産量予測 値(活動レベル)とその妥当性、提供される製品とサービスの品質、季節的(または)一日の 生産パターン等がカバーされる必要がある。必要事項に関する量を示すために、コジェネプラ ントからの熱生産のケースでは、熱だけでなく、また暖房対象のオフィス面積と建物の数、暖 房の頻度、暖房される場所の断熱などの情報を提供することが望ましい。

異なる運用モードで運転されたシステムについて、プロジェクト開発者は、どの運用モード が可能か、どの条件が運用モードを決定するか、さまざまな運用モードにおける最適頻度など を特定する必要がある。

年間活動レベルの保守的な算定を決定するために、可能であれば、95%の信頼区間(標準分 布があてはまる場合、期待された平均値から標準偏差の2倍を引く)に基づいた、より低いパ ラメーター値を使用することが望ましい。

インストラクション プロジェクトにより生成する製品、もしくはサービスの種類の情報を提供する ・特徴 ・年間生産量予測値 ・年間生産量の変動予測 ・年間生産/活動レベルの根拠 可能ならば、95%のプロジェクトの信頼区間を提供する。 付属書 A、セクション 6.1 のレポートフォームを使用。

2.6.2 直接的なプロジェクト排出(サイト内・サイト外)

プロジェクト排出は、プロジェクトの運転が開始され、関連するクレジット期間が終了する までのすべての期間について算定される必要がある。算定期間については、予想される活動レ ベルを開始点とみなす必要がある。

サイト内の排出の計算は、活動レベル(例:使用された燃料の量)と GHG 排出係数を乗じたものとして表されるため、通常明らかに直接的である。

全ての計算ステップは、透明性の高い方法で報告される必要がある。これは、例えばエネル ギーキャリアー(担体)の輸送効率に関する情報、転換前後の設備効率、燃料及び活動の排出 係数等に適用される。転換のプロセスが報告されている場合、その報告には、低位、高位、及 び平均の発熱量における転換効率に関する報告が必要である。低位発熱量を用いた報告が推奨 される。

プロジェクト排出量を計算するために、プロジェクトのフローチャートを利用、または参照 する必要がある。キーパラメーターの値及び仮定を決定する際に用いられた文献とデータソー ス、技術的な説明などは明確に言及される必要がある。

発電におけるサイト外排出の計算のために、プロジェクト開発者は付属書 B の標準化された グリットの電力係数を使用することを期待している。付属書 B の値が使用されない場合、明確 な動機が必要となる。後者の場合、プロジェクト開発者によって提供された代替の排出係数は、 公式の検証可能な証拠書類に基づいていなければならない。

もし、排出係数が不確実な場合、プロジェクト開発者は、プロジェクト排出量の計算に関し て、一般的に受け入れられている範囲の上限を利用することが望ましい。

よりよい手法と排出係数が利用可能な場合を除いて、国別 GHG インベントリーのために改 訂された 1996 年の IPCC ガイドラインを排出削減の計算に使用されるべきである。定量的デー タのために使用した全ての情報源は提出される必要がある。

インストラクション プロジェクトバウンダリー内の直接的なサイト内、サイト外の排出量を計算する。 想定される活動レベルを開始点として使用する。 すべての計算ステップを透明性の高いものとする。 全てのキーパラメーター及び鍵となる仮定に関するリファレンスを提出する。 排出係数が不確実な場合、一般的に受け入れられている幅の高位値を使用する。 サイト外の発電には、必要に応じて付属書 B に示す標準化された排出係数を使用することを 推薦する。 付属書 A、セクション 6.2 のレポートフォームを使用。

#### 2.6.3間接的な排出の効果(リーケージ)

サイト内、サイト外の両方に関する GHG排出の効果(セクション 2.2 参照)は重要であるため、算定が必要である。間接的な GHG 排出の効果はプロジェクトバウンダリーの外部で発生すると考えられている。それらは、リーケージ(leakage)と呼ばれるが、後者はプロジェクトバウンダリー外で発生する人為的な GHG 排出の正味の変化として定義されており、測定可能であり、プロジェクト活動に起因するものである。

サイト内の間接的な排出の効果は、プロジェクトが、プロジェクトが存在しない場合には発 生しなかったであろう活動レベルの変化をもたらす場合、重要である。これは、例えば省エネ ルギープロジェクトのケースである(いわゆるリバウンド効果)。このようなプロジェクトの 導入は、通常、追加的な需要を含み、提供された製品、サービスの限界費用を低減する。その 場合、排出削減は予見されたよりも少なくなる。このようなりリバウンド効果の大きさは、以 下の事項に依存する:提供されたサービス・製品の種類、使用者の種類、マーケットの特徴、 である。プロジェクト開発者は、同様のプロジェクトタイプのリバウンド効果を算定した過去 の調査について言及する。

例えば、他の場所で現在行われている同様の活動に刺激される等、プロジェクトが他の場所 で排出の増加の原因となった場合、サイトの間接排出はある役割を果たす。

プロジェクト開発者が、サイト内またはサイト外の間接的な排出の効果が適用されないと考 えている場合、その解釈に関する明確な動機の説明が必要である(例:消費者調査の実施、も しくはそのような調査に言及)。

注意: 以上に述べた直接、間接の排出効果は、定義によれば、プロジェクトの計画段階において予 測可能な効果のみに関連している。 予測不可能な排出効果はモニタリング段階で報告される。 インストラクション サイト内、サイト外の間接的な GHG排出の効果を算定する。 この効果が、プロジェクトに適用されないと考える場合、その理由に関する明確な動機がな ければならない。 何属書A、セクション 6.3 のレポートフォームを使用する

2.6.4 プロジェクト排出量の合計

プロジェクトで計算された排出の総計は、算定された直接、間接の排出の合計である(後者 は負の値になる可能性がある)。

インストラクション 直接、間接の排出をベースに、プロジェクトの GHG排出の総計を計算する。 付属書 A セクション 6.4 のレポートフォームを使用

2.7 クレジット期間

プロジェクトの活動レベルに関する新しい情報に基づく見直しを除いて、プロジェクトが本 質的に変化しなければ、ERUPT においては 2012 年末までベースライン排出量に関する調整は 行わない。

JI に関して将来起こりうる公的な決定に依拠した、ERUPT プロジェクトのベースライン排出 の見直しの必要性が、2012 年以降に予想される。このような見直しは、原則として、キーファ クターのパラメーター値が相当期間において重大なレベルで変化する、および(または)キー ファクターが追加的に考慮する必要が生じた場合に限り実施しなければならない。

ERUPT における JI の初期クレジットが生成可能な場合を除き、ERUPT におけるクレジット は、プロジェクト運用中で、かつ認証可能な GHG 排出削減を生成する間は、2008 年から 2012 年の間の毎年において生成することが可能である。ERUPT が受理したプロジェクトが 2012 年 以降もクレジットを継続的に生成することに関して、除外はしない。しかし、現在の ERUPT の入札は 2012 年までのクレジットの買い取りを保障するのみである。

プロジェクトのクレジットポテンシャルに関する正確な評価を可能とするために、プロジェ クト開発者は、第1約束期間が終了する前に完了するように計画されたプロジェクト期間を示 す必要がある。

インストラクション プロジェクトのクレジット期間に関する情報を提供する。 付属書 A、セクション9のレポートフォームを使用。

## 2.8 排出削減量の算定

プロジェクト排出量とベースライン排出量の算定値の差に基づいて(両方とも CO₂eq.で表記 される必要がある)、プロジェクト開発者は、ERUPT の総クレジット期間において、プロジェ クトの実施の結果として生成され、クレジット化可能な年間排出削減量を計算する必要がある (通常、2012 年末まで)。

インストラクション プロジェクトのクレジット化可能な年間排出削減量(CO₂eq.で)を提示し、プロジェクト排 出量とベースライン排出量のデータに基づいて、計算方法を示した上で、プロジェクトのクレ ジット化可能な年間排出削減量(CO₂eq.で)を提示する。 付属書 A セクション8のレポートフォームを使用。

3 モニタリングと報告

プロジェクト提案書には、登録、測定もしくは、プロジェクト組織に定期的にモニターされ る関連要因、並びに鍵となる指標を示したモニタリング計画が包含される必要がある。

モニタリング計画には、プロジェクトパフォーマンスをコントロールし、報告するために重 要である全てのファクターが網羅されていなければならない。登録、モニタリング、及び測定 の各活動の頻度、責任者、担当者が明確に規定されていなければならない。

モニタリング計画において、プロジェクトに関連する組織は、データ登録、モニタリング、 測定、校正に使用する手法について説明する必要がある。

国際的に認められたモニタリング、測定、校正の手段が、可能な限り使用される必要がある。 他の手法が使用された場合、プロジェクトに関連する組織は、使用した手法と国際的に認めら れた手法の間の統一性、相関関係を明確にする必要がある。

手法の有効性と正確さを示す記録は保存され、要求に応じて利用可能な状態にしておく必要がある。

モニタリング及び測定活動の品質管理に用いられている手法は、可能な限り、記述すること が望ましい。必要に応じて、認証を受けた研究所や査察機関が、モニタリングと測定を実施す る。

記録、モニタリング、測定に、統計的な技術が用いられている場合、これらは文書化され、 慎重に使用される必要がある。

インストラクション 上記の活動を包含するモニタリング計画を開発する。 モニタリング計画が、上記の要求を満たしているかどうかチェックする。

3.1 モニタリング

プロジェクトパフォーマンスのモニタリングは、II プロジェクトによる排出削減単位の生成 を確実なものとするためには必要不可欠である。モニタリング活動は、プロジェクトからの GHG 排出のレベルを示す指標が、ベースライン排出のシナリオと比較可能な方法で記録されて いることを確認する必要がある。その後に、実際の排出量とベースライン排出量との差が、排 出削減として請求可能なクレジットとなる。指標のモニタリングと記録は、第三者による検証 において提出する ERU の基礎(情報)ともなり、最終的にはプロジェクトに関連する締約国及 び UNFCCC に、検証された排出削減量を報告することで終了する。

指標のモニタリングは、その信頼性が高く、かつ有効であることを確認する必要がある。信 頼性とは、ある定められた手法で測定された場合、指標に一貫性があり正確な値 / 結果が得ら れることを意味する。有効性は、指標が望ましい結果と明確に連携していなければならないと

いう事実を示すものである。指標がプロジェクトの排出レベルと明確に関連していない場合は、 正確で信頼性の高いデータは必要ではない。

モニタリング活動は、排出削減に関する請求を指示するために、また排出削減を検証するに 充分かつ透明性の高い「絵」を描くために必要となる特定の指標、定数や変数を含む必要があ る。加えて、プロジェクトは、プロジェクトの結果による間接的な効果(リーケージを含む) を示す指標をモニターし、報告することが要求される。

### 3.1.1 プロジェクトに関する特定の指標

クレジット生成のために用いられる指標の信頼性を高めるために、通常の商業活動において 既に使用されている指標を、可能な限り、モニタリングと報告に使用することを推薦する。利 点として、そのような指標はプロジェクト以外の集団によって既に検証されていることが挙げ られている。このことによって、プロジェクト開発者は、一連の新たな記録セットを開発する 代りに、既に確立されたデータ記録を使用することが可能になる。例として、地域熱供給シス テムを挙げるが、この場合、販売された熱と電気の記録があるが、加えて購入した燃料の記録 もある。

伝統的なプロジェクトの指標は、活動レベルに関わらず、プロジェクト運用のクロスチェッ クに利用される。例えば、あるプロジェクトが燃料のインプットとエネルギーのアウトプット を記録し、その比率をモニターしている場合、プロジェクトの内部において排出のリーケージ が発生しており、プロジェクトの設備が適切に運転されていれば、その立証は容易である。こ のような指標のクロスチェックが、第三者に、プロジェクトが排出レベルをコントロールして いることを証明する際の支援となるであろう。

排出に関する指標をモニタリングする際に考慮されるべきもう一つの問題は、現地の担当局 の許認可に関連し、定期的に報告されるべき指標を見つけ出すことである。多くの国では、化 石燃料の燃焼からの排出は、例えば、担当局の許認可によってのみ可能となる。したがって、 プロジェクトの化石燃料の燃焼に関するモニタリングは、担当局だけでなく、GHGの検証を目 的とする他の機関への報告としても有効である。

インストラクション プロジェクトのパフォーマンスを明確に表すことが可能なファクターを特定する。 燃料の請求書、売上データ、及び製品製造に関連した他のデータから開始する。 担当局への報告の目的で記録された他のデータが補完として用いられる。 収集データが排出と排出削減量の客観的な「絵」を描くために使用可能であるか否かチェッ クする。 必要に応じて、プロジェクトのパフォーマンスを検証するためにモニターされる必要のある 特定のデータ変数を追加する。

### 3.1.2 デフォルト値

プロジェクトの排出を計算するために、あるデフォルト値をモニタリングの目的に使用する ことができる。代表的なものとして以下に示すものが挙げられる:国家の電力グリッドの炭素 排出係数、IPCC の GHG デフォルトファクター、充分な統計データに基づいて、デフォルト値 を決定するために行われる天然ガスに関する特定の分析、効率に関する工業標準、または確か な出典に基づいた標準値、等である。

しかし、ベースライン及びプロジェクトの排出量の算定に、プロジェクト特定の値を用いる のではなく、デフォルト値を用いるかどうかに関しては、プロジェクト開発者に委ねられてい る。後者の場合、プロジェクト特定の値は、透明性が高い方法で、かつ 95%もしくはそれ以上 の保守的な信頼限界のもとに得られた統計に従って提示されるべきである。

3.1.3 リーケージの指標

プロジェクトのリーケージの指標として、ビジネスにリンクする指標は、全ての目的に利用 できないだろう。プロジェクトは、プロジェクトの運転による直接影響の変数と比較して、リ ーケージの測定及び(または)モニタリングのコントロールが行いにくい。プロジェクトの性 質が、プロジェクトのリーケージを算定する可能性と必要性を決定する。供給者/利用設備に関 するデータは、公的な統計とともに、リーケージの効果をモニターし、報告する一助となる。 プロジェクトのリーケージをモニターし、算定する目的のもとに、特定の調査(例えば、エネ ルギー効率改善プロジェクトにおいて)が必要となるかもしれない。

インストラクション プロジェクト活動に起因するプロジェクトバウンダリー外の排出の増加、減少のポテンシャ ルを特定する。 利用可能なデータ及び調査により、これらの排出の規模と影響を決定する。 もし影響が重大な場合、プロジェクト寿命の期間における算定方法、信頼性の高い結果を得 るための算定頻度を決定する。 これらのモニタリングを、プロジェクトの定期的なモニタリングに組み込む。

# CERUPT ガイドライン (仮訳)

Operational Guidelines for Baseline Studies, Validation, Monitoring and Verification of Clean Development Mechanism Project Activities

Volume 2a: Baseline Studies, Monitoring and Reporting

A Guide for Project Developers Ver. 1.0

Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment of Netherlands, October 2001

## 目 次

1.	はじめに	E-1
2.	ベースラインとプロジェクトの排出	E-1
	2.1 プロジェクトの特徴	
	2.2 GHG発生源、吸収源、プロジェクトバウンダリー	
	2.3 現在のデリバリー (GHG排出・吸収に関連した活動)システム	E-6
	2.4 キーファクターとプロジェクトとベースラインの排出	E-7
	2.5 最も確からしいベースライン及び関連する GHG排出量の同定	E-9
	2.5.1 ベースラインの選択方法	
	2.5.2 キーファクター	E-10
	2.5.3 ベースラインの構築	E-11
	2.6 <b>プロジェクトの</b> 排出	E-12
	2.6.1 プロジェクトの排出を導くキーファクター	E-12
	2.6.2 直接的なプロジェクト排出(サイト内・サイト外)	E-12
	2.6.3 間接的な排出の効果 (リーケージ)	E-13
	2.6.4 プロジェクト排出量の合計	E-14
	2.7 ベースライン、クレジット、及びプロジェクトの期間	E-14
	2.8 排出削減量の算定	E-15
3	モニタリングと報告	
	3.1 モニタリング	E-16
	3.1.1 プロジェクトに関する特定の指標	E-17
	3.1.2 デフォルト値	E-18
	3.1.3 <b>リーケージの</b> 指標	

1.はじめに

本文書は、オランダの CERUPT に基づくクリーン開発メカニズム (CDM) におけるベース ライン決定、モニタリング、報告に関する一般的なガイドラインである。本ガイドラインは、 全てのタイプの CDM 活動に適用することができる。Volume2b には、いくつかのプロジェクト 分野において、どのような要因と課題が考慮される必要があるかに関する特定のガイダンスが 示されている。ガイドラインの Volume2a は小規模プロジェクト (ボン合意にて定義)に使用 することが可能であるが、住宅・空間計画環境省は、以下の特定の CDM プロジェクト分野に おける標準的なベースラインを提供する。

- グリッド連系のある小規模水力発電、地熱発電、風力発電プロジェクト
- 照明の省エネルギープロジェクト
- グリッド非連系の小規模水力発電、PV、家庭用太陽光発電システム、風力発電

本文書の構成は、以下のとおりである。第2章は、例えば、プロジェクトの排出量、ベース ライン、及び排出削減量の算定など、プロジェクト排出量及びベースライン排出量の一般的な 運用におけるガイドラインを記述している。第3章は、プロジェクト排出量のモニタリング及 びレポーティングに関する一般的なガイドラインを示している。本章には、ベースライン/プ ロジェクト排出量に関する調査と同時に作成される必要があるモニタリングプランに関するイ ンストラクションが示されている。本章の付録として、ベースラインスタディのフォーマット として利用可能である、ベースラインスタディのレポーティングフォーム詳細版(付属書 A) が添付されている。

本文書は、背景情報とインストラクションから構成されている。後者は、テキストボックス に示されている。

## 2. ベースラインとプロジェクトの排出

プロジェクト開発者は、それぞれいわゆる「ベースラインスタディ」を提出しなければなら ない。この調査は、「ベースラインの構築」、「プロジェクト排出量の評価」、「排出削減量 の計算」から構成されている。このような調査の目的は、「提案されたプロジェクトがなかっ た場合、どのようなことが生じるか」に関して、または CDM プロジェクト自身が、その排出 量や期待される排出削減量に加えて、どのような構成となっているかに関して、透明性の高い 見取図を作成することを目的としている。本調査は、確認 / 検証機関が評価と計算過程を完全 に理解することが可能な方法で明確化される必要がある。

結果として、ベースラインスタディに関する文書は:

・ プロジェクトがなかった場合の GHG 排出量に関するリファレンスケースを、明確かつ正

¹ガイドラインでは、プロジェクト固有に設定されたベースラインについて、プロジェクト開発者が関連情報を提供す ると想定している。本事項については、標準的なベースラインに関して、明確かつ公的に受け入れられる手法が明らか になり次第、改められる可能性がある。

確・完全に記述する。その際に、基礎データと参考文献に加えて、全ての試算と計算に 関する正当性も記述する。

- プロジェクト、及びプロジェクトの GHG 排出量(削減量)に影響を及ぼす、及び影響を
   受ける要因を、明確かつ正確・完全に記述する。その際に、全ての試算と計算に関する
   正当性も記述する。
- プロジェクトバウンダリーを明確かつ正確に定義する。その際に、プロジェクトバウン ダリー設定における仮定と方法論も記述する。
- プロジェクトバウンダリーの外部における、予想可能であるすべての間接的な GHG 排出 量の程度と影響のポテンシャルを定義し、記述する。
- ・ データソースと引用文献を他の文書に、確認が可能な形で入れ込む。
- ベースラインの計算と基礎データを、確認者にそれぞれ別々に提供する(可能であれば スプレッドシートのファイルで)。その際に、確認者が、再計算を容易に実行できることに加えて、最も可能性の高いベースラインを決定する上でプロジェクト開発者が実施 した感度分析を容易に再試行できるようにする。

これらの一般的な要件に基づいて、以下の構成要素を、可能であれば示されたレベルで、ベ ースラインスタディの一部とされるべきである。

- ・ プロジェクトの特徴の記述(セクション 2.1)
- GHG 排出源と吸収源とプロジェクトバウンダリーの決定に関する記述(セクション 2.2)
- ・ 現在のデリバリーシステムに関する記述(セクション 2.3)
- ・ プロジェクト / ベースライン排出量に影響を及ぼすキーファクターに関する決定と記述 (セクション 2.4)
- ・ ベースライン排出量の計算(セクション 2.5)
- ・ プロジェクト排出量の算定(セクション 2.6)
- ・ プロジェクトの寿命に関する議論(セクション 2.7)
- 排出削減量の算定(セクション 2.8)

#### インストラクション

ガイドラインのインストラクションに従って、CDM プロジェクト用のベースラインスタディ を作成する(注意:プロジェクトが、「小規模プロジェクト」であり、1.に示した3つプロジ ェクトの分類に適合する場合は、標準的なベースラインを適用する。更なる情報は、Senter International に連絡を取ること)

#### 2.1 プロジェクトの特徴

プロジェクトタイトル、ホスト国、目的、関連連絡先、責務等、一般的な情報が提供され留 必要がある。加えて、計画・実施・運転の各段階のタイムフレームを含む、プロジェクトの実 施計画が明確に記述される必要がある。プロジェクトの開発者は、提案したプロジェクトが、 ホスト国の持続可能な開発に対してどのように貢献するかを記述する必要がある。

一般的なプロジェクト情報の付録として、プロジェクト計画に関する詳細な記述が、ベース

ラインスタディの付属書の形で追加される必要がある。このような情報は、ベースラインスタ ディが確認されるときに、確認 / 検証組織に対して追加的な洞察を提供することができる。プ ロセスフローダイアグラムと詳細地図もまた有用な情報である。

#### インストラクション 一般的なプロジェクト情報を提供する。 付属書 A、セクション1のレポーティングフォームを使用する

2.2 GHG 発生源、吸収源、プロジェクトバウンダリー

プロジェクト開発者は、ベースラインスタディ及びモニタリング段階において、算定/測定 の必要性の有無を区別するために、プロジェクトバウンダリーに関連した GHG の排出源と吸 収源を定義する必要がある。京都議定書上のすべての GHG (CO₂、CH₄、N₂O、SF₆、HFCs、 PFCs)に関する排出源は、個々に定義される必要がある。

## 直接的、非直接的排出とオンサイト、オフサイトの排出

排出の区分は以下のとおりである。

- 直接サイト内: プロジェクトサイト内における燃料の燃焼とプロセスからの排出 が含まれる。
- 直接サイト外: プロジェクト活動に直接影響を受けるプロジェクトサイトの上流 と下流からの排出が含まれる。これは、原則として、以下の両者 を含む:
  - ワンステップ上流からの排出。例えば、プロジェクトで使用される燃料の生産、輸送、分配に使用された燃料。また、省電力プロジェクトにおける電力生産に関連した排出。
  - ワンステップ下流の排出。例えば、オフサイトの発電に代替するプロジェクトによる生成される電力の電源への接続。
- 3. 間接サイト内: プロジェクトの存在により、プロジェクトによって提供されるサ ービスの需要が変化する。
- 間接サイト外: プロジェクトの存在により引き起こされるであろうプロジェクト に伴って発生する可能性のある、排出 / 吸収活動の変化。

間接影響(3と4)は、プロジェクトバウンダリーの外部で発生すると考えられているため、 通常、リーケージ(leakage)と呼ばれている(セクション 2.6.3 参照)。

インストラクション
プロジェクトに関連した GHG排出源と吸収源をリスト化する。また、以下を区別する:
直接的なサイト内の排出
直接的なサイト外の排出
間接的なサイト内の排出
間接的なサイト外の排出
付属書 A、セクション 2 のレポートフォームを使用

サイト内及びサイト外のGHG 排出のフローチャート

プロジェクト開発者は、どのコンポーネントが導入され、交換され、更新されているかに関 して、フローチャートを作成する必要がある。熱電併給設備(CHP)に関する CDM プロジェ クト活動のフローチャートの例を、想定されるプロジェクトバウンダリーの例示とともに図 1 に示す。さまざまな状況下では、エンドユーザーが、しばしば当該プロジェクトにおけるプロ ジェクトバウンダリーに包含されることがある。例えば、エネルギーが CHP ユニットから直接 供給される場合である。言い換えれば、例示はある仮定のケースであり、CHP プロジェクトの 代表例ではない。



図1 CHP プロジェクトの例: 点線は想定されるプロジェクトバウンダリーを示している。

インストラクション 主なコンポーネントとそれらの関係を示したプロジェクトのフローチャートを示す。 付属書 A、セクション 2 のレポートフォームを使用する。

#### プロジェクトバウンダリー

次のステップは、プロジェクトバウンダリーの設定である。ベースライン排出量(セクション 2.5)と、プロジェクト排出量(セクション 2.6)に両方において、同一のプロジェクトバウンダリーを設定する必要がある。

プロジェクトバウンダリー決定に関して、比較可能性と再現性を持つ、一貫性を持つプロセ スを構築することを目的として、以下の二つの原理に留意する必要がある。

第一は、いわゆる「コントロールの原則」である。この原則は、プロジェクトバウンダリー に関して、プロジェクト参加者が影響を及ぼす、またはコントロールすることが可能であり、 加えてその影響が明らかにプロジェクトに起因している、関連する排出効果全てを包含するよ うに設定することである。主要燃料(石油、石炭、天然ガス)の生産、輸送、配給に関しては、 コントロールや影響の範囲の外部であり、プロジェクト参加者の測定能力を超えているので、
通常はプロジェクトバウンダリーに含まれない。

プロジェクトバウンダリーの設定に用いられる第2の原則は、「いかなる場合でも、関連した1ステップ上流、1ステップ下流の GHG 排出の影響を、プロジェクトバウンダリーに包含される必要がある」ということである。この原則を考慮しない場合は、明白な動機があり、この動機が検証可能な場合に限定される

いかなる場所で生成された二次エネルギー(電気、熱)の利用に関連した GHG 排出も、プロジェクトバウンダリーに包含される必要がある。電力生産による排出(の一部)が、プロジェクトが位置している国の外部で発生し、その排出がプロジェクトバウンダリーに含まれると当局(独立機関)が判断した場合、排出係数はプロジェクトが実施されている国の代表値とするか、または排出が発生する国の排出係数を用いるか、注意深く検討する必要がある。

プロジェクトが上流の排出にかなりの影響を与えている場合(例:10%以上)、これらの排 出は、プロジェクトバウンダリー内に包含されるものとする。プロジェクトが特定の排出サイ トとはっきりとした関連があり(例:石炭、バイオマス生産)、プロジェクトがその大きなク ライアントである場合、プロジェクト開発者は、上流排出に影響を与える可能性がある。例え ば、もし、プロジェクトがそのサイトで生産された燃料の10%以上を消費している場合、プロ ジェクト開発者は、燃料供給者の排出に重大な影響を与えていると考える必要がある。

```
インストラクション
コントロール不可能なプロセスを除いたフローチャートの中で、プロジェクトバウンダリー
を描写する。但し、二次エネルギー(電気、熱)の生成に関連した、コントロール不可能なプ
ロセスはこれに包含される。
付属書 A,セクション2のレポートフォームを使用
```

以下の事項に関連した排出を全て含むこと:

- ・ 化石燃料の燃焼の結果として発生する排出
- ・ プロセスや活動から発生する排出
- ・ プロジェクトのアクターのコントロール下における燃料輸送及び取扱に関連した排出
- ・ プロセスもしくは活動から捕捉された排出
- オンサイトで生産された場合、オフサイトで生産された場合の両方の電気と熱の利用に
   関連した排出

6種類の GHG は、それぞれプロジェクトの中で別々に取扱われる必要がある。排出量の数値 が、例えば「CO₂eq.」のように、どの単位によって報告されているかを明確にしておく必要が ある。CO₂eq.は、IPCC によって定義され、UNFCCC の COP において合意に達した地球温暖化 係数(GWP)を換算係数として計算する必要がある(Volume 1の付属の単位・データを参照)。

² この選択のもう一つの理由は、例えば天然ガス輸送(パイプライン)におけるメタンの排出等大部分の上流排出に関 連した化石燃料の大部分は、活動レベル(例えば天然ガスの流量)にではなく、主にシステムの特徴(例えばパイプラ インの長さ)に依存していることである。



非 CO₂の GHG 排出量が、プロジェクト全体の GHG 排出量の 1%以下である場合、計算にお いては無視することが可能である。しかし、確認 / 検証の主体が非 CO₂の GHG 排出が計算に 含まれているかどうかを評価するため、どのようなケースでも算定して報告しなければならな い。

提案された CDM プロジェクト活動からの排出に関する情報は、ホスト国の担当局に対して、 慎重に報告する必要がある。特に、提案されたプロジェクトの中で、新たな GHG 排出源や吸 収源が取扱われた場合、プロジェクト開発者は、これらの新しい排出源もしくは吸収源を GHG 排出インベントリー活動と UNFCCC への報告に追加するように、ホスト国の担当局と調整する 必要がある。これは、国レベルにおける報告された排出量と実際の排出量の乖離を事前に防ぐ ものである。特定の CDM プロジェクト活動の排出量データが、排出インベントリーガイドラ インに関連するようであれば、参照した情報は(もし可能であるならば)、ガイドラインの次 のバージョンへ情報をインプットするために、IPCC/IGESに情報提供する必要がある。

### 2.3 現在のデリバリー(GHG 排出・吸収に関連した活動)システム

現在の生産とデリバリーのパターンが、ベースラインの枠組を決定し、モニタリング活動の スタート地点になる。従って、現在のデリバリーシステムにおける技術情報と、需要に適合す るデリバリーシステムの状態と適切性が要求される。

プロジェクトのフローチャートと一致するフローチャートが、現在のデリバリーシステム (当該プロジェクトが生成すると仮定されている同じ製品またはエネルギーサービスを生成す る)の構造を描写するために提供される必要がある。

現在のデリバリーシステムが旧式であり、時代遅れの場合は特に、そのシステムがベースラインとならないことがしばしばあることに関して注目しておくことは重要である。このパラグラフは、システムのオペレーションを提示するために、ベースラインシステムのオペレーションの参考として示されたものであり、ベースラインの選択は、2.5.1 で行われる。

例えば新サイトでのプロジェクト等、プロジェクトが「新規建設(グリーンフィールド)」 プロジェクトの場合、プロジェクト開発者は、ホスト国における現在の需要に適合する、さま ざまな生産設備に関するフローチャートを提供する必要がある。

異なる運用モードで運転することが可能なシステムに関して、プロジェクト開発者は、以下 の事項を明らかにする必要がある。どの運用モードが可能か、どのような条件が運用モードを 決定するか、どれだけの頻度で異なる運用モードが期待されるか、等である。

インストラクション メインの構成要素とそれらの関連性を包含する、現在のデリバリーシステムのフローチャー トを作成する。現在のデリバリーシステムの状態、適切性、運用モードについて情報を提供す る。付属書A、セクション3のレポートフォームを使用。

2.4 キーファクターとプロジェクトとベースラインの排出

全てのプロジェクトケースとベースラインケースは、さまざまなプロジェクト/分野特有の、 及び国/地域特有の要因によって決定される。例えば、ベースラインの決定に導く手順に包含さ れている必要がある要因等、これらの要因のいくつかは重大な影響を与えるが、そのためこれ らは「キーファクター」と考えられる。これらのキーファクターは、3 つのレベルに区分され る。以下のスキームは、その 3 つのレベルの説明である(点の間の矢印はキーファクター間の 関連性を示している)。



図 2 3つのグループに区分される GHG 排出に影響を与えるキーファクター

以下のいずれに対しても影響を及ぼすキーファクターをリスト化する:

- ・ 排出に関するベースラインの設定(想定される新規投資)
- ・ プロジェクト活動レベルと GHGの排出量
- ・ プロジェクトのリスク

プロジェクト特有(サイト内)のキーファクター

プロジェクト特有のキーファクターは、プロジェクトがどのように運営されているかに直接 関連する(及び、図2に示すサイト内のキーファクターと関連している)。運用モードや技術 的性能(通常は外的要因に影響を受ける)など、活動レベルに直接影響を与える要因は、全て 考慮される必要がある。システムが異なる運用モードで運転される場合、どのような条件下で、 どのモードが可能なのか特定する必要がある。

# 外部(サイト外)のキーファクター

プロジェクト開発者は、外部のキーファクター(Figure 2 に示すサイト外要因)を定義し、 それらの役割、及び現在(又は計画段階)、将来のプロジェクト活動に関する記述を簡潔に行 う必要がある。適応不可能な場合を除いて、ベースライン開発者は、以下を考慮する必要があ る:

- ・ 採用されている、又は計画された法律
- ・ 当該分野の改革プロジェクト
- 当該分野の経済状況
- ・ 社会開発・人口動態
- ・ 現存する補助金及びインセンティブ(例:森林伐採)
- ・ エネルギー価格の変化(補助金の廃止による)
- ・ エネルギー供給政策
- 需要に影響を与える経済開発
- 国の財政的状況
- ・ エネルギー市場自由化の影響
- 排出に関連した法律(例えば、酸性物質)
- 気象の状況

特に、長期間のプロジェクトについては、ある国、地域、又は分野におけるキーファクター の値に関する「ビジネスアズユージャル」を設定し、明確に示すことは非常に重要である。そ のような値は、(将来の開発に関して合意された仮定が含まれている)通報(National Communication)に包含された情報や、その他法律に基づく公開資料から想定可能な場合がある。

全てのキーファクターに関して、可能であればその幅が示される必要がある。可能であれば、 例えば 95%の信頼区間を与えることによって、キーファクターのパラメーター値を保守的に見 積もることが可能になる統計的な指標を適用することが望ましい。

インストラクション 排出量に関するベースラインの設定、プロジェクト活動レベルとGHG排出量、プロジェク トのリスクに影響を与える、全ての法的、経済的、政治的、社会人口学的、環境的、技術的な キーファクターをリスト化する。 これらのキーファクターの最も確からしい傾向を記述する。 キーファクターのパラメーター値の確からしい範囲とその証拠を記述する。 付属書 A セクション4のレポーティングフォームを使用。

# 2.5 最も確からしいペースライン及び関連するGHG 排出量の同定

ベースライン構築は、クレジット化される排出削減量の程度を大まかに決定する、CDM プロ ジェクト活動の計画において最も重要な要素の一つである。プロジェクト開発者は、プロジェ クトの環境上の追加性を証明しなければならない:プロジェクトにより生成されるクレジット は、一般的にプロジェクト排出量がベースライン排出量よりも小さくなるということに基づい ている。

ベースラインは、その時点またはそれ以前に得ることが可能な、将来の開発に関する最良の 知見と、最新の情報に基づいて設定される。投資者に対して確実性と信頼性を提供することが 確認・受理された場合は、2012年より前ではないが、第一クレジット期間においては、ベース ライン排出量に関するファクターは再計算されない。例外は、プロジェクトが、プロジェクト の寿命の間に、本質的に修正された場合である。

プロジェクトケースとベースラインケースのスケールの互換性を確保するために、モニター されるプロジェクトの活動レベルに応じて、ベースライン活動レベルは定期的なインターバル (年毎が良い)で調整される必要がある。

ベースライン排出量算定に使用された手法と、プロジェクト排出量(セクション 2.6 で議論 される)の算定の一貫性を得るために、同じ活動レベル(アウトプットのレベル)とプロジェ クトバウンダリーが双方の算定におけるインプットとして使用される必要がある。

# 2.5.1 ペースラインの選択方法

ベースライン選択方法は、ベースラインの選択の正当性を理由付けするものである。ベース ラインがリファレンスケースとして選択されることは、その将来シナリオがキーファクターを 用いて算定することが可能であることを意味する。

下表に、ベースライン選択方法に関する最低限の情報がリストアップされている。それぞれ の状況に合わせて最適な方法が利用されることが重要である。(ベースライン設定に関する状 況が)十分に具体化された場合、他の方法による適用の可能性も考えられる。これらの方法を、 以下に簡潔に示す。

プロジェクト 国の状況 望ましいベースライン

小規模*/通常規模プロジェクト 適切に機能している経済市場 投資分析

経済市場が機能していない

シナリオ分析

利用可能なデータなし コントロールグループ

標準ベースライン(いくつかのカテゴリーについて)

*表1参照:標準化されたベースラインが小規模プロジェクトに適用される

投資分析は、投資回収の最大化を基礎として、代替案をスクリーンする客観的手法である。 CERを考慮しない場合に、最大の IRR または NPV がベースラインになる。多くの投資プロジェクトの提案において、この種の分析が実施されることを、提案者は留意している必要がある。

シナリオ分析は、投資の決定における「障害」と「リスク」を調査する。シナリオ分析は、経済市場が機能しておらず、投資分析により現実に則した回答が得られない可能性のある場合において適切である。基本的には、投資の決定において、非経済的な制約が支配的な要因である場合に適用できる。例えば、LDC 及び開発途上国においては、他の発電手段よりも運転が高価になるジーゼル燃料の発電機をしばしば利用するなどを考慮すると、シナリオ分析は、LDC 及び開発途上国に対してふさわしいツールである。ベースラインの選択に関する正当性を明確にするためには、地域の状況を徹底的に分析する必要がある。この方法では、検証可能なデータ及びその他の情報の提供が難題となっている。また、ベースラインの正当性の証明のために、特別な仮定がなされた場合、モニタリング計画がこれらの仮定を是認し、または否定するファクターのモニタリングが包含されている必要がある。例えば、風力発電施設が2008 年以降にのみ建設されると仮定しているシナリオである場合、この状況がモニターされる必要がある。

<u>コントロールグループ</u>は、CERs を売却する機会を有しない比較可能なグループを選択し、彼 らの行動をリファレンスとする方法である。適切なコントロールグループを見いだすことは、 個々のグループが多くの場合異なる状況に直面しているため、簡単な作業ではない。この問題 は、コントロールグループの母集団が大きい場合には解決することが可能である。結果として、 このような調査を行う場合は、費用がかかる。

<u>専門家の判断による方法</u>は、表3の手段のどれもが当てはまらない場合の選択肢である。もち ろん、専門家は、ベースラインシナリオを議論するにあたり、提案された CDM プロジェクト 活動への先入観をもっていてはならない。専門家の意見は、専門家が自身の判断を述べている 文書に署名しており、少なくとも運営組織によるベースラインの確認の期間において質問に答 えることが可能である場合に、検証が可能である。専門家の名前、外国語能力、住所、電話番 号、電子メールアドレス(該当する場合)が示されているべきである。

2.5.2 キーファクター

以前のセクションで述べた「キーファクター」は、ベースライン排出量の値に重要な影響を 及ぼすものである。プロジェクト開発者は、どのようなキーファクターのパラメーター値が使

用されているか、どのようなファクターが使用されていないか、またどのファクターにおいて ベースラインデザインにパラメータ値が設定されていないか、またその理由は何かということ をこのセクションで明らかにしなくてはならない。ベースラインのパラメーター値の設定は、 確認者が、これらの値に基づいた感度分析を実施することが可能となるような方法で決定され なければならない。必要に応じて、確認者が再計算可能なように、ベースライン排出量の算出 に関連する全てのデータと数式は、明確な方法で提示されなければならない。ベースライン排 出量を提示するための好ましい方法は、インプット変数(キーファクター)と計算式(通常、 スプレッドシートモデルの中心的な特徴)とアウトプット(実際の排出量の値)を明確に区別 した、スプレッドシートのモデルである。

# 2.5.3 ベースラインの構築

ベースラインは、提案されたプロジェクト活動が無い場合の GHG 排出を合理的に示すシナ リオである。現在から始まり、毎年、2013 年まで、ベースラインはプロジェクトが無い場合の 状況での GHG排出量を示す必要がある。ベースラインは、セクション 2.2 で述べられたとおり、 プロジェクトバウンダリー内において、GHG 排出量を保守的に算定する必要がある。例えばキ ーファクターのパラメーター値に関するさまざまな不確実性のため、GHG 排出量が取りうる幅 の中で、低い値が採用されるべきである。

ベースライン排出係数を計算するためには、原則的に、実際の、または過去の排出パターン を最初に引用することが導かれる。中・長期プロジェクトの場合、現在の GHG 排出パターン が将来も変化しないことはないと予想されるため、実際の排出が単純に継続するシナリオを合 理的なベースラインシナリオの代表例とすることは、通常は考えにくい。また、過去の排出傾 向の外挿が、同様に合理的なベースラインとなることも考えにくい。

従って、プロジェクト開発者は、将来のベースライン排出量に与えるキーファクター(セク ション 2.4 で定義される)の影響の程度に関して、体系的に、また感度分析を通じて評価しな ければならない。それぞれのキーファクターについて、プロジェクト開発者は、そのファクタ ーが将来の排出に影響を与える場合、またその範囲において、パラメーター値の想定される範 囲を最初に調査しなければならない。この評価に基づいて、プロジェクト開発者は、想定され る相互関係を認識しつつ、全てのキーファクターの想定される影響を考慮しながら、それぞれ の年におけるベースライン排出量の想定される範囲の幅を示す必要がある。要求される保守的 なベースラインの算定の幅においては、低い方の値を利用する。

説明したプロセスの明確化を目的とすると、全てのキーファクターにおいて、過去の排出傾向の外挿の想定が将来もあてはまる場合、ベースラインは、理論的には単純なトレンドとなる。しかし、例えばキーファクターの評価が、自発的、または構造変化、法的な要求によって、エネルギー効率に関して単なる外挿とは異なるパターンを見せる場合(例:次の期間において、この傾向を超えて、GHG 排出量の削減が数%生じる場合)、これは、ベースラインに明確に反映されるべきである。

プロジェクト開発者は、ベースライン排出量に関するキーファクターのパラメーター値がど の程度相互に関連しているかを示し、関連性に関する補正を試みる必要がある。そのような補 正は、キーファクターの相互関連により生じる、ベースラインに関するいかなる誤差のポテン シャルをも確認者によって考慮することが可能となるように、透明性の高い方法で行われる必 要がある。

イントロダクション ベースライン及び背景の仮定、及び明確かつ透明な方法による分析結果を提出する(スプレ ッドシートモデルがよい)。 付属書 A、セクション5に使用されているレポートフォームを使用。

2.6 プロジェクトの排出

2.6.1 プロジェクトの排出を導くキーファクター

プロジェクトの排出の算定は、プロジェクトによってデリバリーされる製品及びエネルギー サービスの種類に関する情報の提供から開始される必要がある。この情報は、年間生産量予測 値(活動レベル)とその妥当性、提供される製品とサービスの品質、季節的(または)一日の 生産パターン等がカバーされる必要がある。必要事項に関する量を示すために、コジェネプラ ントからの熱生産のケースでは、熱だけでなく、また暖房対象のオフィス面積と建物の数、暖 房の頻度(未利用の熱の生産を算定するため)、暖房される場所の断熱などの情報を提供する ことが望ましい。

異なる運用モードで運転されたシステムについて、プロジェクト開発者は、どの運用モード が可能か、どの条件が運用モードを決定するか、さまざまな運用モードにおける最適頻度など を特定する必要がある。

年間活動レベルの保守的な算定を決定するために、可能であれば、95%の信頼区間(標準分 布があてはまる場合、期待された平均値から標準偏差の2倍を引く)に基づいた、より低いパ ラメーター値を使用することが望ましい。

インストラクション
プロジェクトにより生成する製品、もしくはサービスの種類の情報を提供する
・ 特徴
・年間生産量予測値
・年間生産量の変動予測
・年間生産/活動レベルの根拠
可能ならば、95%のプロジェクトの信頼区間を提供する。
付属書 A、セクション 6.1 のレポートフォームを使用。

2.6.2 直接的なプロジェクト排出(サイト内・サイト外)

プロジェクト排出は、プロジェクトの運転が開始され、関連するクレジット期間が終了する までのすべての期間について算定される必要がある。算定期間については、予想される活動レ ベルを開始点とみなす必要がある。

サイト内の排出の計算は、活動レベル(例:使用された燃料の量)と GHG 排出係数を乗じたものとして表されるため、通常明らかに直接的である。

全ての計算ステップは、透明性の高い方法で報告される必要がある。これは、例えばエネル ギーキャリアー(担体)の輸送効率に関する情報、転換前後の設備効率、燃料及び活動の排出 係数等に適用される。転換のプロセスが報告されている場合、その報告には、低位、高位、及 び平均の発熱量における転換効率に関する報告が必要である。低位発熱量を用いた報告が推奨 される。

プロジェクト排出量を計算するために、プロジェクトのフローチャートを利用、または参照 する必要がある。キーパラメーターの値及び仮定を決定する際に用いられた文献とデータソー ス、技術的な説明などは明確に言及される必要がある。

よりよい手法と排出係数が利用可能な場合を除いて、国別 GHG インベントリーのために改 訂された 1996 年の IPCC ガイドラインを排出削減の計算に使用するべきである。定量的データ のために使用した全ての情報源は提出されることが望ましい。

もし、排出係数が不確実な場合、プロジェクト開発者は、プロジェクト排出量の計算に関し て、一般的に受け入れられている範囲の上限を利用することが望ましい。

インストラクション
プロジェクトバウンダリー内の直接的なサイト内、サイト外の排出源を計算する。
想定される活動レベルを開始点として使用する。
すべての計算ステップを透明性の高いものとする。
全てのキーパラメーター及び鍵となる仮定に関するリファレンスを提出する。
排出係数が不確実な場合、一般的に受け入れられる幅の高位値を使用する。
付属書 A、セクション 6.2 のレポートフォームを使用。

2.6.3間接的な排出の効果(リーケージ)

サイト内、サイト外の両方に関する GHG排出の効果(セクション 2.2 参照)は重要であるため、算定が必要である。間接的な GHG 排出の効果はプロジェクトバウンダリーの外部で発生すると考えられている。それらは、リーケージ(leakage)と呼ばれるが、後者はプロジェクトバウンダリー外で発生する人為的な GHG 排出の正味の変化として定義されており、測定可能であり、プロジェクト活動に起因するものである。

サイト内の間接的な排出の効果は、プロジェクトが、プロジェクトが存在しない場合には発 生しなかったであろう活動レベルの変化をもたらす場合、重要である。これは、例えば省エネ ルギープロジェクトのケースである(いわゆるリバウンド効果)。このようなプロジェクトの 導入は、通常、追加的な需要を含み、提供された製品、サービスの限界費用を低減する。その 場合、排出削減は予見されたよりも少なくなる。このようなりリバウンド効果の大きさは、以

下の事項に依存する:提供されたサービス・製品の種類、使用者の種類、マーケットの特徴、 である。プロジェクト開発者は、同様のプロジェクトタイプのリバウンド効果を算定した過去 の調査について言及する。

例えば、他の場所で現在行われている同様の活動に刺激される等、プロジェクトが他の場所 で排出の増加の原因となった場合、サイトの間接排出はある役割を果たす。

プロジェクト開発者が、サイト内またはサイト外の間接的な排出の効果が適用されないと考 えている場合、その解釈に関する明確な動機の説明が必要である(例:消費者調査の実施、も しくはそのような調査に言及)。

注意: 以上に述べた直接、間接の排出効果は、定義によれば、プロジェクトの計画段階において予 測可能な効果のみに関連している。 予測不可能な排出効果はモニタリング段階で報告される。 インストラクション サイト内、サイト外の間接的な GHG排出の効果を算定する。 この効果が、プロジェクトに適用されないと考える場合、その理由に関する明確な動機がな ければならない。

付属書 A、セクション 6.3 のレポートフォームを使用する

2.6.4 プロジェクト排出量の合計

プロジェクトで計算された排出の総計は、算定された直接、間接の排出の合計である(後者 は負の値になる可能性がある)。

インストラクション 直接、間接の排出をベースに、プロジェクトの GHG排出の総計を計算する。 付属書 A セクション 6.4 のレポートフォームを使用

2.7 ベースライン、クレジット、及びプロジェクトの期間

プロジェクトの活動レベルに関する新しい情報に基づく見直しを除いて、プロジェクトが本 質的に変化しなければ、クレジット期間において、ベースライン排出量に関する調整は行わな い。

クレジット期間は、一律7年間。

CDM に関する関して将来起こりうる公的な決定に依拠した、CERUPT プロジェクトのベース ライン排出の見直しの必要性が、2012 年以降に予想される。このような見直しは、原則として、 キーファクターのパラメーター値が相当期間において重大なレベルで変化する、および(また は)キーファクターが追加的に考慮する必要が生じた場合に限り実施しなければならない。

CERUPT における CDM の初期クレジットが生成可能な場合を除き、CERUPT におけるクレ ジットは、プロジェクト運用中で、かつ認証可能な GHG 排出削減を生成する間は、2008 年か ら 2012 年の間の毎年において生成することが可能である。CERUPT が受理したプロジェクトが 2012 年以降もクレジットを継続的に生成することに関して、除外はしない。しかし、現在の CERUPT の入札は2012 年までのクレジットの買い取りを保障するのみである。

プロジェクトのクレジットポテンシャルに関する正確な評価を可能とするために、プロジェ クト開発者は、第1約束期間が終了する前に完了するように計画されたプロジェクト期間を示 す必要がある。

### 2.8 排出削減量の算定

プロジェクト排出量とベースライン排出量の算定値の差に基づいて(両方とも CO₂eq.で表記 される必要がある)、プロジェクト開発者は、CERUPT の総クレジット期間において、プロジ ェクトの実施の結果として生成され、クレジット化可能な年間排出削減量を計算する必要があ る(通常、2012 年末まで)。

インストラクション

プロジェクト排出量とベースライン排出量のデータに基づいて、計算方法を示した上で、プロジェクトのクレジット化可能な年間排出削減量(CO₂eq.で)を提示する。 付属書 A セクション9のレポートフォームを使用。

3 モニタリングと報告

プロジェクト提案書には、登録、測定もしくは、プロジェクト組織に定期的にモニターされ る関連要因、並びに鍵となる指標を示したモニタリング計画が包含される必要がある。

モニタリング計画には、プロジェクトパフォーマンスをコントロールし、報告するために重 要である全てのファクターが網羅されていなければならない。登録、モニタリング、及び測定 の各活動の頻度、責任者、担当者が明確に規定されていなければならない。

モニタリング計画において、プロジェクトに関連する組織は、データ登録、モニタリング、 測定、校正に使用する手法について説明する必要がある。

国際的に認められたモニタリング、測定、校正の手段が、可能な限り使用される必要がある。 他の手法が使用された場合、プロジェクトに関連する組織は、使用した手法と国際的に認めら れた手法の間の統一性、相関関係を明確にする必要がある。

手法の有効性と正確さを示す記録は保存され、要求に応じて利用可能な状態にしておく必要がある。

モニタリング及び測定活動の品質管理に用いられている手法は、可能な限り、記述すること が望ましい。必要に応じて、認証を受けた研究所や査察機関が、モニタリングと測定を実施す る。

記録、モニタリング、測定に、統計的な技術が用いられている場合、これらは文書化され、 慎重に使用される必要がある。

インストラクション 上記の活動を包含するモニタリング計画を開発する。 モニタリング計画が、上記の要求を満たしているかどうかチェックする。

3.1 モニタリング

プロジェクトパフォーマンスのモニタリングは、CDM プロジェクト活動による排出削減単位 の生成を確実なものとするためには必要不可欠である。モニタリング活動は、プロジェクトか らの GHG 排出のレベルを示す指標が、ベースライン排出のシナリオと比較可能な方法で記録 されていることを確認する必要がある。その後に、実際の排出量とベースライン排出量との差 が、排出削減として請求可能なクレジットとなる。指標のモニタリングと記録は、第三者によ る検証において提出する CER の基礎(情報)ともなり、最終的にはプロジェクトに関連する締 約国及び UNFCCC に、検証された排出削減量を報告することで終了する。

指標のモニタリングは、その信頼性が高く、かつ有効であることを確認する必要がある。信 頼性とは、ある定められた手法で測定された場合、指標に一貫性があり正確な値 / 結果が得ら

れることを意味する。有効性は、指標が望ましい結果と明確に連携していなければならないという事実を示すものである。指標がプロジェクトの排出レベルと明確に関連していない場合は、 正確で信頼性の高いデータは必要ではない。

モニタリング活動は、排出削減に関する請求を指示するために、また排出削減を検証するに 充分かつ透明性の高い「絵」を描くために必要となる特定の指標、定数や変数を含む必要があ る。加えて、プロジェクトは、プロジェクトの結果による間接的な効果(リーケージを含む) を示す指標をモニターし、報告することが要求される。

#### 3.1.1 プロジェクトに関する特定の指標

クレジット生成のために用いられる指標の信頼性を高めるために、通常の商業活動において 既に使用されている指標を、可能な限り、モニタリングと報告に使用することを推薦する。利 点として、そのような指標はプロジェクト以外の集団によって既に検証されていることが挙げ られている。このことによって、プロジェクト開発者は、一連の新たな記録セットを開発する 代りに、既に確立されたデータ記録を使用することが可能になる。例として、地域熱供給シス テムを挙げるが、この場合、販売された熱と電気の記録があるが、加えて購入した燃料の記録 もある。

伝統的なプロジェクトの指標は、活動レベルに関わらず、プロジェクト運用のクロスチェッ クに利用される。例えば、あるプロジェクトが燃料のインプットとエネルギーのアウトプット を記録し、その比率をモニターしている場合、プロジェクトの内部において排出のリーケージ が発生しており、プロジェクトの設備が適切に運転されていれば、その立証は容易である。こ のような指標のクロスチェックが、第三者に、プロジェクトが排出レベルをコントロールして いることを証明する際の支援となるであろう。

排出に関する指標をモニタリングする際に考慮されるべきもう一つの問題は、現地の担当局 の許認可に関連し、定期的に報告されるべき指標を見つけ出すことである。多くの国では、化 石燃料の燃焼からの排出は、例えば、担当局の許認可によってのみ可能となる。したがって、 プロジェクトの化石燃料の燃焼に関するモニタリングは、担当局だけでなく、GHGの検証を目 的とする他の機関への報告としても有効である。

インストラクション A. プロジェクトのパフォーマンスを明確に表すことが可能なファクターを特定する。 燃料の請求書、売上データ、及び製品製造に関連した他のデータから開始する。 B. 担当局への報告の目的で記録された他のデータが補完として用いられる。 C. 収集データが排出と排出削減量の客観的な「絵」を描くために使用可能であるか否かチェッ クする。 D. 必要に応じて、プロジェクトのパフォーマンスを検証するためにモニターされる必要のある 特定のデータ変数を追加する。

# 3.1.2 デフォルト値

プロジェクトの排出を計算するために、あるデフォルト値をモニタリングの目的に使用する ことができる。代表的なものとして以下に示すものが挙げられる:国家の電力グリッドの炭素 排出係数、IPCC の GHG デフォルトファクター、充分な統計データに基づいて、デフォルト値 を決定するために行われる天然ガスに関する特定の分析、効率に関する工業標準、または確か な出典に基づいた標準値、等である。

しかし、ベースライン及びプロジェクトの排出量の算定に、プロジェクト特定の値を用いる のではなく、デフォルト値を用いるかどうかに関しては、プロジェクト開発者に委ねられてい る。後者の場合、プロジェクト特定の値は、透明性が高い方法で、かつ 95%もしくはそれ以上 の保守的な信頼限界のもとに得られた統計に従って提示されるべきである。

3.1.3 リーケージの指標

プロジェクトのリーケージの指標として、ビジネスにリンクする指標は、全ての目的に利用 できないだろう。プロジェクトは、プロジェクトの運転による直接影響の変数と比較して、リ ーケージの測定及び(または)モニタリングのコントロールが行いにくい。プロジェクトの性 質が、プロジェクトのリーケージを算定する可能性と必要性を決定する。供給者/利用設備に関 するデータは、公的な統計とともに、リーケージの効果をモニターし、報告する一助となる。 プロジェクトのリーケージをモニターし、算定する目的のもとに、特定の調査(例えば、エネ ルギー効率改善プロジェクトにおいて)が必要となるかもしれない。

インストラクション A. プロジェクト活動に起因するプロジェクトバウンダリー外の排出の増加、減少のポテンシャ ルを特定する。 B. 利用可能なデータ及び調査により、これらの排出の規模と影響を決定する。 C. もし影響が重大な場合、プロジェクト寿命の期間における算定方法、信頼性の高い結果を得 るための算定頻度を決定する。

これらのモニタリングを、プロジェクトの定期的なモニタリングに組み込む。